

福島第二原子力発電所 廃止措置計画の審査状況 並びに 廃止措置計画及び保安規定の補正の概要について

2021年4月26日
東京電力ホールディングス株式会社

福島第二原子力発電所の最近の状況等

1

2019年 7月31日	全号炉の廃止を決定
9月30日	電気事業法に基づく発電事業変更届出書を経済産業大臣に提出
12月26日	福島県、楢葉町、富岡町および周辺市町村と廃止措置に係る安全協定を締結
2020年 5月29日	福島県、楢葉町、富岡町に安全協定に基づき廃止措置の実施に係る事前了解願いを提出
	廃止措置計画認可申請書を原子力規制委員会に提出
6月12日～6月26日	安全確保技術検討会（書面開催）（令和2年度第1回）
7月 2日	廃止措置計画に係る1回目の審査会合
7月14日	廃炉安全監視協議会（令和2年度第1回）
9月 4日	安全確保技術検討会（令和2年度第3回）
10月 1日	廃止措置計画に係る2回目の審査会合
11月24日	保安規定変更認可申請
11月26日	廃止措置計画に係る3回目の審査会合
2021年 1月21日	安全確保技術検討会（令和2年度第5回）
1月26日	廃止措置計画に係る4回目の審査会合
2月25日	廃止措置計画に係る5回目の審査会合
3月22日	原子力規制委員会による現地調査
3月30日	廃止措置計画認可申請及び保安規定変更認可申請の補正書を原子力規制委員会に提出
4月20日	廃止措置計画認可申請及び保安規定変更認可申請の補正書を原子力規制委員会に提出
4月26日	安全確保技術検討会（令和3年度第1回）

<7/2 1回目の審査会合での説明事項>

- 廃止措置計画認可申請書の概要
- 廃止措置計画認可申請書のうち、廃止措置対象施設、解体対象施設、廃止措置工程、等

<10/1 2回目の審査会合での説明事項>

- 1回目の審査会合における指摘事項の回答（使用済燃料プールからの燃料搬出について燃料の搬出先や貯蔵体数推移等のシミュレーション、等）

<11/26 3回目の審査会合での説明事項>

- 廃止措置計画認可申請書のうち、
汚染の除去、汚染された物の廃棄、被ばくの管理、想定される事故の影響、等

<1/26 4回目の審査会合での説明事項>

- 3回目の審査会合における指摘事項の回答（号炉間の評価結果の差異、人的リソース確保、放出量評価の修正、等）
- 廃止措置計画認可申請書のうち、性能維持施設、等
- 保安規定変更認可申請の概要

<2/25 5回目の審査会合での説明事項>

- 4回目の審査会合における指摘事項の回答（性能維持施設に関する追加説明、工事計画確認時の具体的プロセス、等）

補正箇所一覧（廃止措置計画）

3

No.	補正点	内容	備考
1	放射性液体廃棄物の評価での短半減期核種の減衰考慮	放射性液体廃棄物の評価では、原子炉運転中と同じ核種が発生するものとしていたが、停止後9年の減衰期間を考慮すると、短半減期核種は無視できるため、除外した評価に修正	スライド4にて説明
2	D/Gの号炉間融通に関する設計方針等の追記	号炉間で非常用ディーゼル発電機（D/G）を融通することの設計方針等を追記。（保安規定には明記されており、既に運用されている内容を廃止措置計画書で明確化）	スライド5にて説明
3	性能維持施設の性能や維持期間の修正	先行プラントでの指摘等を踏まえて、性能維持施設の「性能」や「維持期間」を修正	スライド6にて説明
4	SFP水抜け時の建屋遮蔽なしの評価結果の追記	使用済燃料プール（SFP）の水抜け時のスカイシャイン評価において、先行プラントでの記載等を踏まえて、建屋遮蔽なしの評価結果も追記	スライド7にて説明
5	使用済燃料輸送容器と固体廃棄物移送容器の性能維持施設への追加	先行プラントでの指摘等を踏まえて、使用済燃料輸送容器と固体廃棄物移送容器を性能維持施設に追加	—
6	号炉間の燃料輸送に関する記載の削除	「燃料を号炉間輸送をする場合には、廃止措置計画を変更して…」の旨の記載を明確化のため削除（号炉間での燃料輸送をしないという申請内容には変更なし）	—
7	記載の適正化	- 管理区域全体図及び解体対象施設配置図の明確化 - 工事作業区域図の対象範囲修正と明確化 - 放射性液体廃棄物の処理処分フロー図の修正 - SFP水抜け評価（添付六追補）の解析条件の修正や記載追加 - 新燃料の譲渡し先（加工事業者等）の明確化	—

廃止措置計画の補正箇所①（短半減期核種の減衰考慮）

4

- 放射性液体廃棄物の放出量は、保守的に原子炉運転中と同じ核種が発生するものとして評価していましたが、原子炉停止後9年の減衰期間を考慮すると、ヨウ素131等の短半減期核種（Cr-51, Fe-59, Co-58, Sr-89, I-131）は無視できるため、これらの核種については除外した現実的な評価に修正しました（右表）。
- 補正前後の放出管理目標値と周辺公衆被ばく線量の評価結果（下表）は、いずれも小さい値になっています。

補正後の各号炉の放射性液体廃棄物の年間放出量（Bq/y）

核種	組成比	半減期		
⁵¹ Cr	2	27.7	d	~0 [*]
⁵⁴ Mn	40	312.5	d	1.4×10 ⁸
⁵⁹ Fe	7	44.6	d	~0 [*]
⁵⁸ Co	3	70.8	d	~0 [*]
⁶⁰ Co	30	5.27	y	1.1×10 ⁸
⁸⁹ Sr	2	50.5	d	~0 [*]
⁹⁰ Sr	1	28.5	y	3.6×10 ⁶
¹³¹ I	2	8.06	d	~0 [*]
¹³⁴ Cs	5	2.06	y	1.8×10 ⁷
¹³⁷ Cs	8	30	y	2.9×10 ⁷
放出量合計（ ³ Hを除く。）				3.0×10 ⁸
³ H	—	12.26	y	3.6×10 ¹⁰

項目 (解体工事準備期間中)	補正前	補正後
放射性液体廃棄物（トリチウムを除く） の放出管理目標値 (1号, 2号, 3号及び4号炉合算値)	1.4×10 ⁹ Bq/年	1.2×10 ⁹ Bq/年
周辺公衆被ばく線量	約4.3μSv/年	約2.6μSv/年

廃止措置計画の補正箇所②（D/Gの号炉間融通の追記）

5

- 号炉間での非常用ディーゼル発電機（D/G）の融通については、保安規定に明記されており、既に運用がなされています。このため、D/Gの号炉間融通に関する設計方針等に関する以下の内容を廃止措置計画本文に追記しました（廃止措置計画書における運用の明確化）。
 - － 2台のD/Gで4プラントの必要な負荷への電力供給が可能なこと
 - － 電力融通可能な電路があること

補正後の2号炉のD/G（2B）の記載例

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		
		設備（建家）名称	維持台数	
その他原子炉の附属施設	非常用電源設備	ディーゼル発電機※2	1台	・位置：2号炉原子炉建屋付属棟内 ・種類：横軸回転界磁三相交流同期発電機 ・容量：7875kVA ・電圧：6900V ・周波数：50Hz （上記は既許認可どおり） ディーゼル発電機1台当たりの設備容量は約6,300kWである。廃止措置期間中に性能を維持するディーゼル発電機2台は、表に示す1号、2号、3号及び4号炉で廃止措置期間中に外部電源が喪失した場合に使用済燃料プールに貯蔵中の使用済燃料を冷却するために必要な負荷に対して、十分な容量を確保できる設計とする。 1号、2号、3号及び4号炉で電力を融通できる設計とする。図に示すとおり、共用高圧母線（1号及び2号炉共用）へ接続することで、1号炉の非常用高圧母線に電力を融通できる設計とし、また、66kV母線へ送電して共用高圧母線（3号及び4号炉共用）へ接続することで、3号及び4号炉の非常用高圧母線に電力を融通できる設計とする。

※2：1号、2号、3号及び4号炉共用

廃止措置計画の補正箇所③（性能維持施設の性能等の修正）⁶

- 先行プラントでの指摘等を踏まえて、性能維持施設の「性能」や「維持期間」を修正しました。
主な修正箇所は下表のとおりです。

No.	設備	項目	補正前	補正後
1	新燃料貯蔵施設 使用済燃料貯蔵ラック	性能	燃料集合体等が臨界に達する 変形等有意な欠陥がない状 態であること	燃料集合体等の臨界防止に 影響するような変形等有意な 損傷がない状態であること
2	使用済燃料プール 使用済燃料プール水位を監視する設備 使用済燃料プール水の漏えいを監視する 設備	維持 期間	1号炉に貯蔵している使用済 燃料の搬出が完了するまで	1号炉に貯蔵している使用済 燃料及び使用済制御棒の搬 出が完了するまで
3	復水貯蔵タンク（補給水ラインを含む。） 低電導度廃液受けタンク 高電導度廃液受タンク 除染廃液受タンク 原子炉冷却材浄化系受けタンク その他タンク類、等	性能	著しい漏えい又はその形跡がな く、亀裂、変形等有意な欠 陥がない状態であること	内包する物質が漏えいするよう な亀裂、変形等有意な欠陥 がない状態であること
4	（原子炉建屋、タービン建屋等の） 給気ファン、排気ファン 給気フィルタ、排気フィルタ	性能	給気ファン及び排気ファンの運 転に異常がない状態であること	放射線障害を防止するために 必要な換気ができる状態であ ること
5	蓄電池（所内用）	性能	性能維持施設（使用済燃料 の冷却のために必要な設備 等）へ電源を供給できる状態 であること	直流電源母線に接続している 性能維持施設へ電源を供給で きる状態であること
		維持 期間	1号炉に貯蔵している使用済 燃料の搬出が完了するまで	各建家の各エリアに設置されて いる設備の供用が終了するまで

- 使用済燃料プール（SFP）の水抜け時のスカイシャイン評価において、先行プラントでの記載等を踏まえて、建屋遮蔽なしの評価結果も追記しました。

補正後
追補（添付書類六） （1号炉） 4.3. 使用済燃料プールからのスカイシャイン線による実効線量評価結果 使用済燃料プールの使用済燃料の全放射能強度を考慮し、使用済燃料プールの冷却水が全て喪失した状態を想定して、スカイシャイン線による周辺公衆の実効線量を評価した結果、評価地点において約42μSv/hであり、保安規定に基づき整備している体制に従い使用済燃料プールに注水する等の措置を講じる時間を十分に確保できることから、周辺公衆への放射線被ばくの影響は小さい。 <u>また、スカイシャイン線に対する遮蔽効果を確認するため、原子炉建家の燃料取替床以上の部分の遮蔽効果を考慮せず評価した場合は約140μSv/hである。</u>

補正箇所一覧（保安規定）

8

No.	補正点	内容	備考
1	施設運用部各Gの職務明確化	【第5条（保安に関する職務）】 施設運用部各グループの職務の記載を明確化	スライド9にて説明
2	新燃料の譲渡し先の修正	【第16条（原子炉の運転停止に関する恒久的な措置）】 新燃料の譲渡し先について、現時点で譲渡し先が具体的に決まっているわけではないことから、「加工事業者等」→「加工事業者」に修正	スライド10にて説明
3	地震終了後及び火災が発生した場合の鎮火後の損傷有無の確認対象の修正	【第17条（地震・火災等発生時の対応）】 地震終了後及び火災が発生した場合の鎮火後の損傷有無については、原子炉運転中から確認すべき対象の考え方に変更がないことから、記載を修正	スライド11にて説明
4	施設運用上の基準の適用時期の見直し	【第21条（使用済燃料プールの水位及び水温）】 使用済燃料プールに使用済燃料を貯蔵している期間においては、運転中と廃止措置段階とで使用済燃料プールの管理に変わりないことから、使用済燃料プールの水位に係る注釈を削除	スライド12にて説明
5	放射性液体廃棄物での短半減期核種の減衰考慮	【第34条（放射性液体廃棄物の管理）】 （廃止措置計画の補正箇所No.1と同様の内容）	—
6	記載の適正化	第33条（事故由来放射性物質の降下物の影響を受けた設備・機器等の管理）における降下物の影響評価対象の記載の明確化	—

保安規定の補正箇所①（施設運用部各Gの職務明確化）

9

■ 保安規定第5条（保安に関する職務）における施設運用部各グループの職務の記載について、次のとおり用語がカバーする業務を整理し、明確化を行いました。

- 原子炉施設の運用管理：運転管理に関するマニュアルの作成
- 原子炉施設の作業管理：作業許可票の審査等
- 原子炉施設の運転に係る業務の支援：トラブル対応

	補正前	補正後
総括グループ	総括グループは、原子炉施設の運用管理の総括に関する業務を行う。	総括グループは、原子炉施設の施設運用の総括に関する業務を行う。
施設運用第一グループ	施設運用第一グループは、原子炉施設の運用管理及び運転支援に関する業務を行う。	施設運用第一グループは、原子炉施設の運用管理及び作業管理に関する業務を行う。
施設運用第二グループ	施設運用第二グループは、原子炉施設の運転に関する業務（当直所管業務を除く。）及び運用管理に関する業務（施設運用第一グループ所管業務を除く。）を行う。	施設運用第二グループは、原子炉施設の運用管理及び作業管理に関する業務（施設運用第一グループ所管業務を除く。）、並びに原子炉施設の運転に係る業務の支援に関する業務を行う。

保安規定の補正箇所②（新燃料の譲渡し先の修正）

10

- 新燃料の譲渡し先の候補については、国内のみならず国外の加工事業者も想定していることから廃止措置計画・保安規定ともに「加工事業者等」と記載していました。
- 将来的な計画を含む廃止措置計画とは異なり、保安規定は運用レベルであり、また、現時点で国外の加工事業者への譲渡しが具体的に決まっているわけではないことから、新燃料の譲渡し先を国内の加工事業者に限定する記載に修正します※。

	補正前	補正後
新燃料の譲渡し先	<u>加工事業者等</u>	<u>加工事業者</u>

※：保安規定の審査基準では「核燃料物質の譲渡し先が明確になっていること」が要求されている。廃止措置計画は将来的な計画であることから「加工事業者等」のままとするが、補足説明資料に現在国外の譲渡し先も候補として検討していることや、譲渡し先が明確になった際に保安規定の変更認可申請を行う旨を記載する。

保安規定の補正箇所③（地震・火災発生時等の確認対象の修正） 11

- 保安規定第 17 条（地震・火災等発生時の対応）における地震終了後及び火災が発生した場合の鎮火後の損傷有無の確認対象については、廃止措置計画に定める「維持すべき原子炉施設」を記載しておりました。
- ただし、実際には廃止措置段階においても維持すべき原子炉施設に限定することなく原子炉施設の損傷有無を確認していくことから、確認対象に係る記載を修正しました。

- 確認対象の範囲については、従前と同様の考え方で社内規程で明確化し、以下を確認します。
- ・ 地震後の確認：波及的影響も考慮し、従前と同様の範囲で原子炉施設を確認
 - ・ 火災後の確認：火災発生域周辺（火災影響のおそれがある）の原子炉施設を確認

	補正前	補正後
震度 5 弱以上の地震が観測※ 1 された場合の 損傷の有無の確認対象	<u>維持すべき原子炉施設※ 2</u>	<u>原子炉施設</u>
原子炉施設に火災が発生した場合の 損傷の有無の確認対象		
震度 5 弱以上の地震が観測※ 1 された場合の 火災発生の有無の確認対象		

※ 1：観測された震度は発電所周辺のあらかじめ定めた測候所等の震度をいう。

※ 2：廃止措置計画に定める性能維持施設をいう。

保安規定の補正箇所④（施設運用上の基準の適用時期の見直し） 12

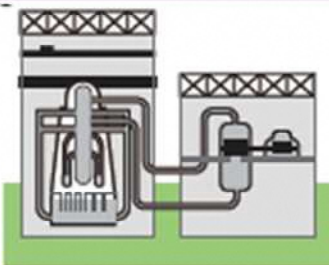
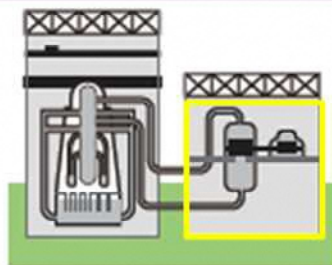
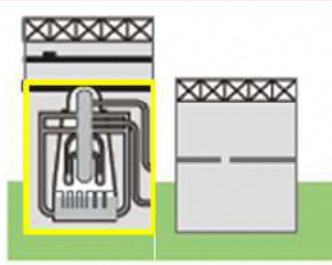
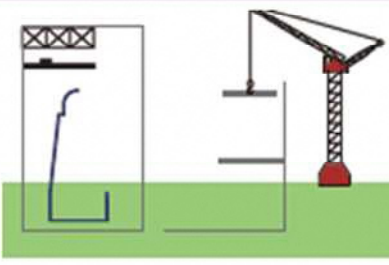
- 保安規定第21条（使用済燃料プールの水位及び水温）における使用済燃料プールの水位の規定については、廃止措置計画で想定している燃料集合体の落下事故評価の条件として、使用済燃料プール水位がオーバーフロー水位付近であることを考慮しているため、施設運用上の基準としております。
- 廃止措置段階において当該事故が想定される作業は「照射された燃料に係る作業」に限定されることから、「照射された燃料に係る作業」を行っていない場合については、使用済燃料プールの水位を施設運用上の基準として適用しないものとしておりました。
- 一方で、使用済燃料プールに使用済燃料を貯蔵している期間においては、運転中と廃止措置段階とで使用済燃料プールの管理に変わりないことから、当該記載を削除しました。

項 目	補正前	補正後
使用済燃料プールの水位	オーバーフロー水位付近にあること※1 ※1「照射された燃料に係る作業」を行っていない場合は、施設運用上の基準を適用しない。	オーバーフロー水位付近にあること

- 廃止措置計画の内容については、これまでの原子力規制委員会の審査会合にて、保安規定変更とあわせてひととおり説明を行っております。
- また、これまでの審査を踏まえて、本日も説明しました放出管理目標値や周辺公衆の被ばく線量等について補正申請を行ったところです。
引き続き、真摯に審査に対応してまいります。
- 今後、原子力規制委員会から廃止措置計画の認可を取得し、福島県、楢葉町及び富岡町から事前了解をいただいた際には、速やかに福島第二の廃止措置に着手してまいりたいと考えています。
- 廃止措置の作業にあたっては、安全確保を最優先に実施してまいります。また、廃止措置の進捗状況等については、今後も本委員会等の場において適宜ご説明させていただきます。

【参考】 廃止措置の主な手順（４基計）

14

〔第1段階〕 解体工事準備期間 (10年)	〔第2段階〕 原子炉本体周辺設備等解体撤去期間 (12年)	〔第3段階〕 原子炉本体等解体撤去期間 (11年)	〔第4段階〕 建屋等解体撤去期間 (11年)
			
汚染状況の調査			
	核燃料物質による汚染の除去		
	管理区域内設備（原子炉本体以外）の解体撤去		
← 原子炉本体の放射能減衰（安全貯蔵） →	原子炉本体の解体撤去		建屋等の解体撤去
	管理区域外設備の解体撤去		
原子炉建屋内核燃料物質貯蔵設備からの核燃料物質の搬出（取出し）			
	核燃料物質の譲渡し		
放射性廃棄物（運転中に発生した放射性廃棄物及び廃止措置期間中に発生する放射性廃棄物）の処理処分			

【参考】 非常用ディーゼル発電機の負荷（D/Gの号炉間融通関連） 15

表 廃止措置期間中における非常用ディーゼル発電機の負荷

1号炉 負荷名称	負荷容量 [kW]	2号炉 負荷名称	負荷容量 [kW]	3号炉 負荷名称	負荷容量 [kW]	4号炉 負荷名称	負荷容量 [kW]
燃料プール補給水系 燃料プール補給水ポンプ	61.2	燃料プール補給水系 燃料プール補給水ポンプ	26.0	燃料プール補給水系 燃料プール補給水ポンプ	16.7	燃料プール補給水系 燃料プール補給水ポンプ	18.0
燃料プール冷却浄化系 ポンプ	77.8	燃料プール冷却浄化系 ポンプ	88.0	燃料プール冷却浄化系 ポンプ	77.8	燃料プール冷却浄化系 ポンプ	88.0
原子炉補機冷却系 第一中間ループ循環ポンプ	122.3	原子炉補機冷却系 第二中間ループ循環ポンプ	351.0	原子炉補機冷却系 第二中間ループ循環ポンプ	421.1	原子炉補機冷却系 第二中間ループ循環ポンプ	410.0
原子炉補機冷却系 第二中間ループ循環ポンプ	283.4	原子炉補機冷却系 海水ポンプ	386.0	原子炉補機冷却系 海水ポンプ	322.3	原子炉補機冷却系 海水ポンプ	410.0
原子炉補機冷却系 海水ポンプ	227.8	残留熱除去機器冷却系 海水ポンプ	316.0	残留熱除去機器冷却系 海水ポンプ	322.3	残留熱除去機器冷却系 海水ポンプ	293.0
残留熱除去機器冷却系 海水ポンプ	322.3	非常用ディーゼル発電設備冷却系 中間ループ循環ポンプ	129.0	非常用ディーゼル発電設備冷却系 中間ループ循環ポンプ	116.7	非常用ディーゼル発電設備冷却系 中間ループ循環ポンプ	155.0
非常用ディーゼル発電設備冷却系 中間ループ循環ポンプ	144.5	中央制御室換気空調系 (空調和機など)	199.0	中央制御室換気空調系 (空調和機など)	379.9	中央制御室換気空調系 (空調和機など)	259.0
中央制御室換気空調系 (空調和機など)	275.3	1・2号PHSリモート装置電源	22.0	FPCポンプ室空調機	8.4	FPCポンプ室空調機	0.9
1・2号ページング装置電源	17.0	非常用照明（片系）	80.0	3・4号ページング装置電源	24.0	非常用照明（片系）	117.0
非常用照明（片系）	111.2	125V充電器 2A	99.0	3・4号PHSリモート装置電源	22.0	125V充電器 4A	99.0
125V充電器 1A	87.6	125V充電器 2B	48.0	非常用照明（片系）	111.2	125V充電器 4B	48.0
125V充電器 1B	35.5	プラントバイタルCVCF	38.0	125V充電器 3A	90.7	プラントバイタルCVCF	45.0
プラントバイタルCVCF	36.0	中央制御室計測用変圧器2A	54.0	125V充電器 3B	40.0	中央制御室計測用変圧器4A	54.0
中央制御室計測用変圧器1A	41.3	中央制御室計測用変圧器2B	54.0	プラントバイタルCVCF	34.0	中央制御室計測用変圧器4B	54.0
中央制御室計測用変圧器1B	41.3	計測用主変圧器	54.0	中央制御室計測用変圧器3A	41.3	計測用主変圧器	54.0
計測用主変圧器	41.3	合計	1,944.0	中央制御室計測用変圧器3B	41.3	合計	2,104.9
合計	1,925.8			計測用主変圧器	41.3		
				合計	2,111.0		

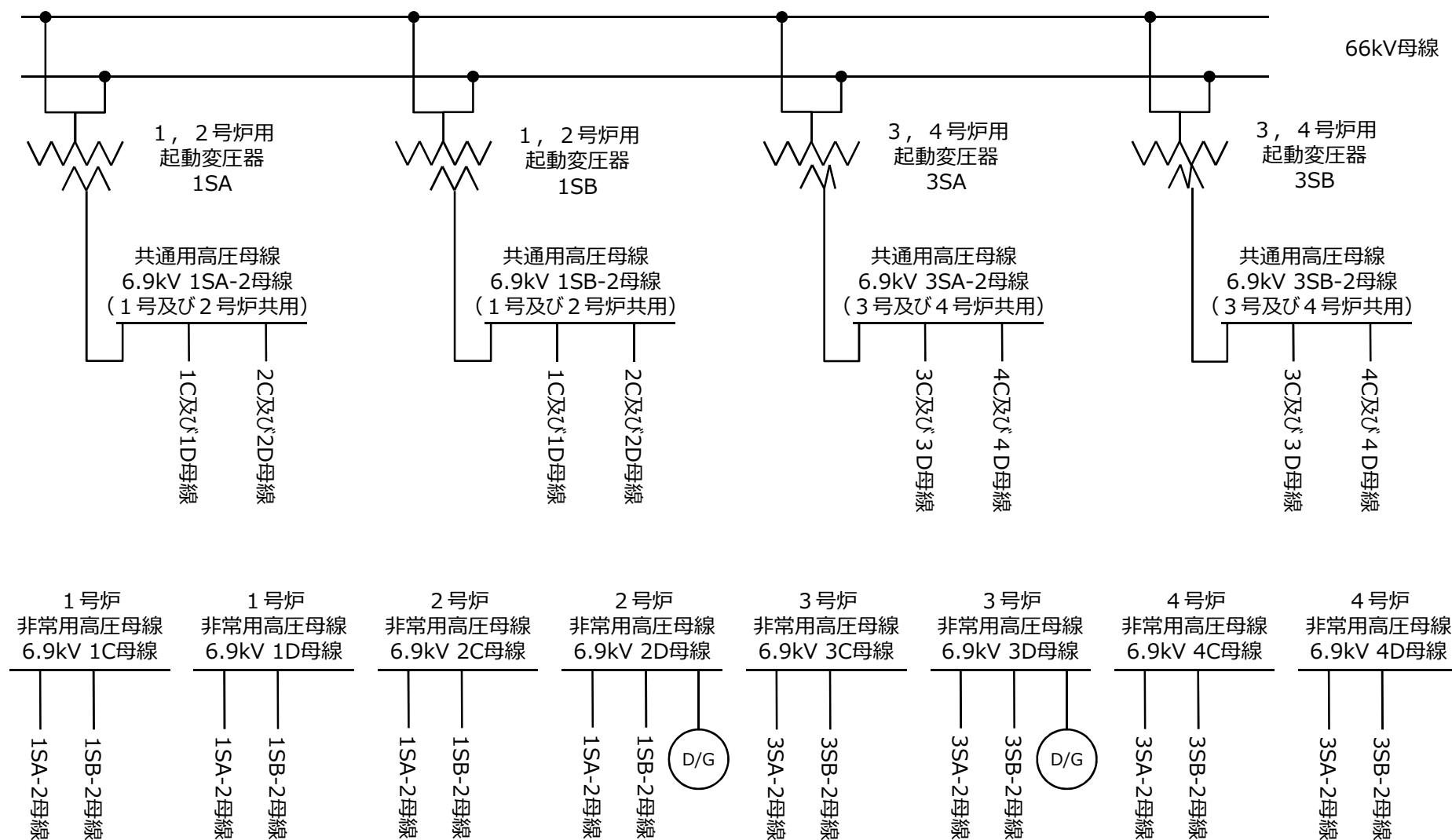


図 ディーゼル発電機から各号炉へ電源を供給する際の電路

福島第二原子力発電所１号炉　廃止措置計画認可申請書　補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前			補正後			理由
7	四 第４－２表 廃止措置対象 施設（１／５）	第４－２表　廃止措置対象施設（１／５）			第４－２表　廃止措置対象施設（１／５）			・廃止措置対象施設の変更（使用済燃料輸送容器の追加）
		施設区分	設備等の区分	設備（建家）名称	施設区分	設備等の区分	設備（建家）名称	
		原子炉本体	炉心	炉心支持構造物	原子炉本体	炉心	炉心支持構造物	
				ジェット・ポンプ			ジェット・ポンプ	
				気水分離器			気水分離器	
				蒸気乾燥器			蒸気乾燥器	
			燃料体	燃料集合体		燃料体	燃料集合体	
			原子炉容器	原子炉容器（原子炉圧力容器）		原子炉容器	原子炉容器（原子炉圧力容器）	
			放射線遮蔽体	原子炉圧力容器周囲のコンクリート壁 原子炉格納容器外周の壁		放射線遮蔽体	原子炉圧力容器周囲のコンクリート壁 原子炉格納容器外周の壁	
		核燃料物質の 取扱施設及び 貯蔵施設	核燃料物質取 扱設備	燃料取替機※ ¹	核燃料物質の 取扱施設及び 貯蔵施設	核燃料物質取 扱設備	燃料取替機※ ¹	
				原子炉建家クレーン※ ¹			原子炉建家クレーン※ ¹	
				キャスク除染装置※ ¹			キャスク除染装置※ ¹	
			核燃料物質貯 蔵設備	新燃料貯蔵施設			使用済燃料輸送容器※ ¹	
				使用済燃料貯蔵設備※ ¹			新燃料貯蔵施設	
				復水貯蔵タンク			使用済燃料貯蔵設備※ ¹	
		原子炉冷却系 統施設	１次冷却設備	冷却材再循環系	原子炉冷却系 統施設	１次冷却設備	冷却材再循環系	
				原子炉冷却材浄化系			原子炉冷却材浄化系	
				主蒸気系			主蒸気系	
				タービン			タービン	
				復水器			復水器	
				復水ポンプ			復水ポンプ	
				復水浄化系			復水浄化系	
				給水加熱器			給水加熱器	
				給水ポンプ			給水ポンプ	
				タービン・バイパス系			タービン・バイパス系	
				循環水系			循環水系	
			非 常用 冷却 設 備	高圧炉心スプレー系		非 常用 冷却 設 備	高圧炉心スプレー系	
				低圧炉心スプレー系			低圧炉心スプレー系	
				低圧注水系			低圧注水系	
				自動減圧系			自動減圧系	
			その他の主要 な事項	残留熱除去系		その他の主要 な事項	残留熱除去系	
				原子炉隔離時冷却系			原子炉隔離時冷却系	

福島第二原子力発電所 1 号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前			補正後			理由
9	四 第４－２表 廃止措置対象 施設（３／５）	第４－２表 廃止措置対象施設（３／５）			第４－２表 廃止措置対象施設（３／５）			・廃止措置対象施設の変更（固体廃棄物移送容器の追加）
		施設区分	設備等の区分	設備（建家）名称	施設区分	設備等の区分	設備（建家）名称	
		放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	空気抽出器	気体廃棄物の廃棄設備	空気抽出器		
				再結合器		再結合器		
				減衰管		減衰管		
				活性炭式希ガス・ホールドアップ装置		活性炭式希ガス・ホールドアップ装置		
				排気筒		排気筒		
			液体廃棄物の廃棄設備	低電導度廃液系※ ⁴	液体廃棄物の廃棄設備	低電導度廃液系※ ⁴		
				高電導度廃液系※ ⁴		高電導度廃液系※ ⁴		
				洗濯廃液系※ ¹		洗濯廃液系※ ¹		
				除染廃液系※ ⁴		除染廃液系※ ⁴		
				シャワ・ドレン系※ ³		シャワ・ドレン系※ ³		
				油ドレン系※ ⁴		油ドレン系※ ⁴		
			固体廃棄物の廃棄設備	使用済樹脂槽※ ¹	固体廃棄物の廃棄設備	使用済樹脂槽※ ¹		
				原子炉冷却材浄化系沈降分離槽※ ¹		原子炉冷却材浄化系沈降分離槽※ ¹		
				原子炉冷却材浄化系受けタンク		原子炉冷却材浄化系受けタンク		
				燃料プール冷却浄化系受けタンク		燃料プール冷却浄化系受けタンク		
				復水浄化系沈降分離槽※ ²		復水浄化系沈降分離槽※ ²		
				復水浄化系受けタンク		復水浄化系受けタンク		
				濃縮廃液タンク※ ¹		濃縮廃液タンク※ ¹		
				濃縮洗濯廃液タンク※ ¹		濃縮洗濯廃液タンク※ ¹		
				サイトバンカ※ ¹		サイトバンカ※ ¹		
				固化装置※ ¹		固化装置※ ¹		
				減容装置※ ¹		減容装置※ ¹		
				減容装置		減容装置		
				乾燥装置※ ¹		乾燥装置※ ¹		
				雑固体廃棄物焼却設備※ ¹		雑固体廃棄物焼却設備※ ¹		
			固体廃棄物貯蔵庫※ ¹	固体廃棄物移送容器※ ¹				
				固体廃棄物貯蔵庫※ ¹				

頁	補正箇所	補正前	理由
13	四 第 4－2 図 管理区域全体 図	第 4－2 図 管理区域全体図	・図の明瞭化

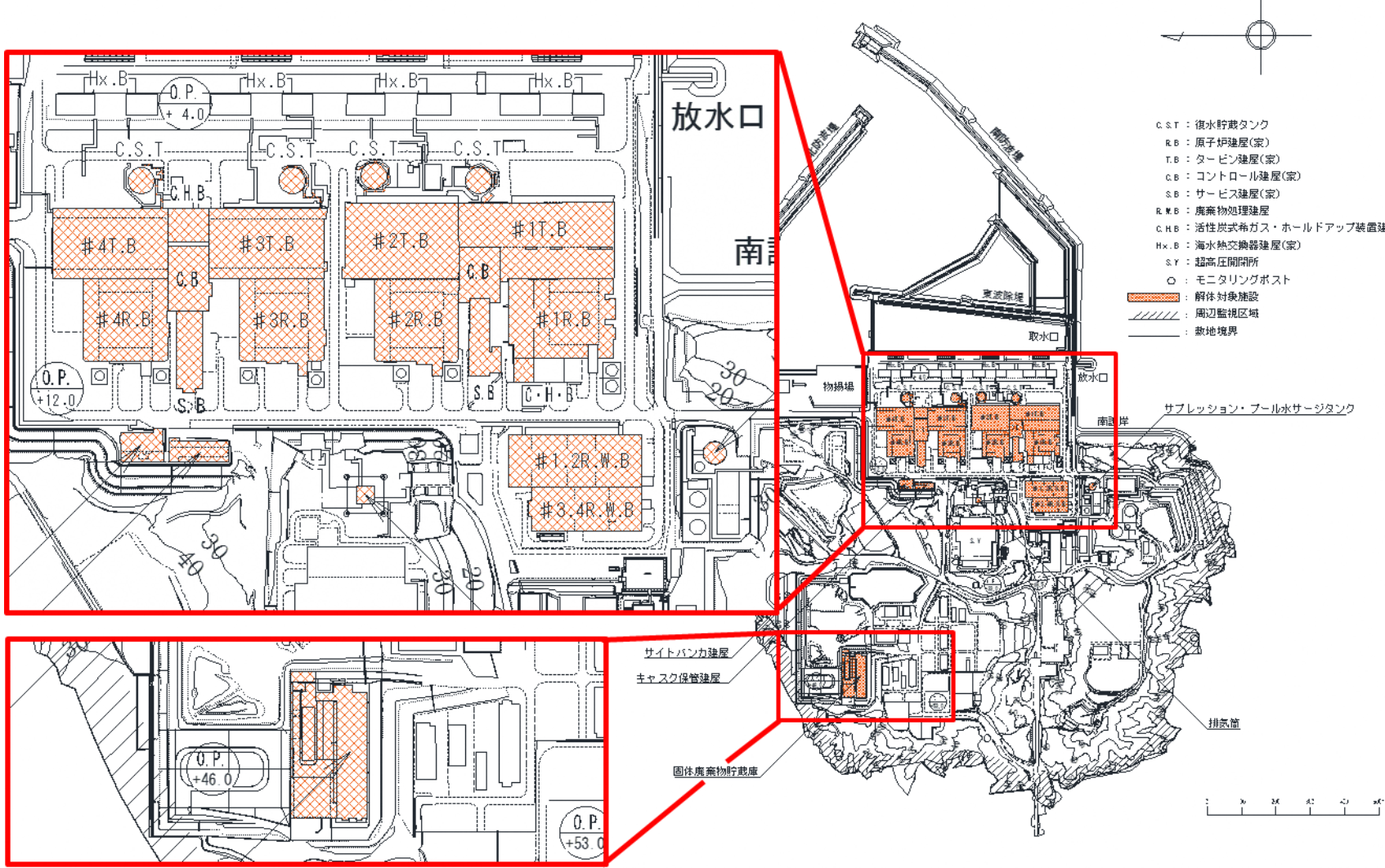
頁	補正箇所	補正後	理由
13	四 第 4－2 図 管理区域全体 図	第 4－2 図 管理区域全体図	・図の明瞭化

福島第二原子力発電所 1 号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前			補正後			理由
24	五 第 5 － 1 表 解体対象施設（1／5）	第 5 － 1 表 解体対象施設（1／5）			第 5 － 1 表 解体対象施設（1／5）			・解体対象施設の変更 （使用済燃料輸送容器 の追加）
		施設区分	設備等の区分	設備（建家）名称	施設区分	設備等の区分	設備（建家）名称	
		原子炉本体	炉心	炉心支持構造物	原子炉本体	炉心	炉心支持構造物	
				ジェット・ポンプ			ジェット・ポンプ	
				気水分離器			気水分離器	
				蒸気乾燥器			蒸気乾燥器	
			燃料体	燃料集合体		燃料体	燃料集合体	
			原子炉容器	原子炉容器（原子炉圧力容器）		原子炉容器	原子炉容器（原子炉圧力容器）	
			放射線遮蔽体	原子炉圧力容器周囲のコンクリート壁		放射線遮蔽体	原子炉圧力容器周囲のコンクリート壁	
				原子炉格納容器外周の壁			原子炉格納容器外周の壁	
		核燃料物質の 取扱施設及び 貯蔵施設	核燃料物質取 扱設備	燃料取替機※ ¹	核燃料物質の 取扱施設及び 貯蔵施設	核燃料物質取 扱設備	燃料取替機※ ¹	
				原子炉建家クレーン※ ¹			原子炉建家クレーン※ ¹	
				キャスク除染装置※ ¹			キャスク除染装置※ ¹	
			核燃料物質貯 蔵設備	新燃料貯蔵施設		核燃料物質貯 蔵設備	<u>使用済燃料輸送容器※¹</u>	
				使用済燃料貯蔵設備※ ¹			新燃料貯蔵施設	
				復水貯蔵タンク			使用済燃料貯蔵設備※ ¹	
		原子炉冷却系 統施設	1 次冷却設備	冷却材再循環系	原子炉冷却系 統施設	1 次冷却設備	冷却材再循環系	
				原子炉冷却材浄化系			原子炉冷却材浄化系	
				主蒸気系			主蒸気系	
				タービン			タービン	
				復水器			復水器	
				復水ポンプ			復水ポンプ	
				復水浄化系			復水浄化系	
				給水加熱器			給水加熱器	
				給水ポンプ			給水ポンプ	
				タービン・バイパス系			タービン・バイパス系	
				循環水系			循環水系	
			非 常 用 冷 却 設 備	高圧炉心スプレイ系		非 常 用 冷 却 設 備	高圧炉心スプレイ系	
				低圧炉心スプレイ系			低圧炉心スプレイ系	
				低圧注水系			低圧注水系	
				自動減圧系			自動減圧系	
			そ の 他 の 主 要 な 事 項	残留熱除去系		そ の 他 の 主 要 な 事 項	残留熱除去系	
				原子炉隔離時冷却系			原子炉隔離時冷却系	

頁	補正箇所	補正前			補正後			理由
26	五 第 5 － 1 表 解体対象施設（3／5）	第 5 － 1 表 解体対象施設（3／5）			第 5 － 1 表 解体対象施設（3／5）			
		施設区分	設備等の区分	設備（建家）名称	施設区分	設備等の区分	設備（建家）名称	
		放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	空気抽出器	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	空気抽出器	
				再結合器			再結合器	
				減衰管			減衰管	
				活性炭式希ガス・ホールドアップ装置			活性炭式希ガス・ホールドアップ装置	
				排気筒			排気筒	
			液体廃棄物の廃棄設備	低電導度廃液系※ ⁴		液体廃棄物の廃棄設備	低電導度廃液系※ ⁴	
				高電導度廃液系※ ⁴			高電導度廃液系※ ⁴	
				洗濯廃液系※ ¹			洗濯廃液系※ ¹	
				除染廃液系※ ⁴			除染廃液系※ ⁴	
				シャワ・ドレン系※ ³			シャワ・ドレン系※ ³	
				油ドレン系※ ⁴			油ドレン系※ ⁴	
			固体廃棄物の廃棄設備	使用済樹脂槽※ ¹		固体廃棄物の廃棄設備	使用済樹脂槽※ ¹	
				原子炉冷却材浄化系沈降分離槽※ ¹			原子炉冷却材浄化系沈降分離槽※ ¹	
				原子炉冷却材浄化系受けタンク			原子炉冷却材浄化系受けタンク	
				燃料プール冷却浄化系受けタンク			燃料プール冷却浄化系受けタンク	
				復水浄化系沈降分離槽※ ²			復水浄化系沈降分離槽※ ²	
				復水浄化系受けタンク			復水浄化系受けタンク	
				濃縮廃液タンク※ ¹			濃縮廃液タンク※ ¹	
				濃縮洗濯廃液タンク※ ¹			濃縮洗濯廃液タンク※ ¹	
				サイトバンカ※ ¹			サイトバンカ※ ¹	
				固化装置※ ¹			固化装置※ ¹	
				減容装置※ ¹			減容装置※ ¹	
				減容装置			減容装置	
				乾燥装置※ ¹			乾燥装置※ ¹	
				雑固体廃棄物焼却設備※ ¹			雑固体廃棄物焼却設備※ ¹	
				固体廃棄物貯蔵庫※ ¹			固体廃棄物貯蔵庫※ ¹	

頁	補正箇所	補正前	理由
30	五 第 5－1 図 解体対象施設 の配置	第 5－1 図 解体対象施設の配置	・図の明瞭化

頁	補正箇所	補正後	理由
30	五 第 5－1 図 解体対象施設 の配置	 第 5－1 図 解体対象施設の配置	・図の明瞭化

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
32	六 1. 性能維持施設を維持管理するための基本的な考え方	1. 性能維持施設を維持管理するための基本的な考え方 (2)核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設については，使用済燃料が 1 号炉原子炉建家内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）から搬出が完了するまでの期間，燃料取扱機能，臨界防止機能，燃料落下防止機能，冷却浄化等の機能及び性能を維持管理する。また，新燃料が 1 号炉原子炉建家内の核燃料物質貯蔵設備から搬出が完了するまでの期間，燃料取扱機能，臨界防止機能，燃料落下防止機能及び性能を維持管理 する。	1. 性能維持施設を維持管理するための基本的な考え方 (2)核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設については，使用済燃料等が 1 号炉原子炉建家内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）から搬出が完了するまでの期間，燃料取扱機能，臨界防止機能，燃料落下防止機能，冷却浄化等の機能及び性能を維持管理する。また，新燃料が 1 号炉原子炉建家内の核燃料物質貯蔵設備から搬出が完了するまでの期間，燃料取扱機能，臨界防止機能，燃料落下防止機能及び性能を維持管理し， <u>使用済燃料の構内輸送が完了するまでの期間，使用済燃料を適切に構内輸送するため，臨界防止機能，除熱機能，密封機能，放射線遮蔽機能及び性能を維持管理</u> する。	・ 記載の適正化（使用済燃料貯蔵設備の性能維持期間及び機能を見直し）

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
32 33	六 1. 性能維持施設を維持管理するための基本的な考え方（つづき）	1. 性能維持施設を維持管理するための基本的な考え方 (3) 放射性廃棄物の廃棄施設については、放射性廃棄物の処理が完了するまでの期間、放射性気体廃棄物、<u>放射性液体廃棄物</u>及び<u>放射性固体廃棄物</u>を適切に処理<u>処分</u>するため、<u>処理機能及び性能を維持管理</u>する。また、<u>貯蔵している放射性固体廃棄物の廃棄が完了するまでの期間、放射性固体廃棄物を適切に貯蔵するため、貯蔵機能及び性能を維持管理</u>する。	1. 性能維持施設を維持管理するための基本的な考え方 (3) 放射性廃棄物の廃棄施設については、放射性廃棄物の処理が完了するまでの期間、放射性気体廃棄物<u>及び</u>放射性液体廃棄物を適切に処理 <u>するため、<u>放射性廃棄物</u>処理機能及び性能を維持管理</u>する。また、<u>放射性固体廃棄物の処理が完了する又は</u>貯蔵している放射性固体廃棄物の<u>取出し若しくは</u>廃棄が完了するまでの期間、放射性固体廃棄物を適切に<u>処理又は</u>貯蔵するため、<u>放射性廃棄物処理機能、放射性廃棄物貯蔵機能及び性能を維持管理し、使用済制御棒等の構内輸送が完了するまでの期間、使用済制御棒等を適切に構内輸送するため、放射線遮蔽機能及び性能を維持管理</u>する。	・記載の適正化（放射性廃棄物の廃棄施設の性能維持期間、機能及び性能を見直し）

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
33	六 1. 性能維持施設を維持管理するための基本的な考え方（つづき）	1. 性能維持施設を維持管理するための基本的な考え方 (6) 非常用電源設備については，使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまでの期間，発電用原子炉施設の安全確保上必要な場合に適切な容量を確保し，それぞれの設備に要求される電源供給機能及び性能を維持管理する。	1. 性能維持施設を維持管理するための基本的な考え方 (6) 非常用電源設備については，使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）に貯蔵している使用済燃料の搬出完了又は各建家の各エリアに設置されている設備の供用終了までの期間，発電用原子炉施設の安全確保上必要な場合に適切な容量を確保し，それぞれの設備に要求される電源供給機能及び性能を維持管理する。	・記載の適正化（蓄電池の性能維持期間を見直し）

頁	補正箇所	補正前										補正後										理由
36	六 第 6－1 表 性能維持施設 （1 号炉に付 帯する施設及 び設備）（2 ／8）	第 6－1 表 性能維持施設（1 号炉に付帯する施設及び設備）（2／8）										第 6－1 表 性能維持施設（1 号炉に付帯する施設及び設備）（2／8）										・記載の適正化（核燃料物質貯蔵設備の性能及び性能維持期間を見直し）
		核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設										核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設										
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間			
核燃料物質貯蔵設備		使用済燃料貯蔵設備（1 号炉原子炉建家原子炉棟内）			設備（建家）名称	維持台数	1 式	既許認可どおり	放射線遮蔽機能	放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること	1 号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで	使用済燃料貯蔵設備（1 号炉原子炉建家原子炉棟内）			設備（建家）名称	維持台数	1 式	既許認可どおり	放射線遮蔽機能	放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること	1 号炉に貯蔵している使用済燃料 及び使用済燃料 の搬出が完了するまで	
					使用済燃料貯蔵ラック ^{※2}	1 式	既許認可どおり	臨界防止機能	燃料集合体等が臨界に達する変形等有意な欠陥がない状態であること	1 号炉に貯蔵している新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで												
					使用済燃料プール水位を監視する設備 ^{※2}	1 式	・位置：原子炉建家原子炉棟内 ・種類：水位検出器（フロート式）	水位及び漏えいの監視機能	使用済燃料プールの水位を監視し、水位高及びび低の警報が発信できる状態であること	1 号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで												
					使用済燃料プール水の漏えいを監視する設備 ^{※2}	1 式	・位置：原子炉建家原子炉棟内 ・種類：水位検出器（フロート式）															
		復水貯蔵タンク（補給水ラインを含む。）			燃料プール冷却浄化系ポンプ ^{※2}	1 台	既許認可どおり	冷却浄化機能 燃料プール水補給機能	使用済燃料プールの冷却が可能な運転状態であること	1 号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで	復水貯蔵タンク（補給水ラインを含む。）			燃料プール冷却浄化系熱交換器 ^{※2}	2 基	既許認可どおり	燃料プール水補給機能	使用済燃料プールの冷却が可能な運転状態であること	1 号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで			
					燃料プール冷却浄化系 ^{※2}	1 台	既許認可どおり															
					燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器 ^{※2}	1 台	既許認可どおり															
					燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器 ^{※2}	1 基	既許認可どおり															
		第 6－1 表 性能維持施設（1 号炉に付帯する施設及び設備）（2／8）										第 6－1 表 性能維持施設（1 号炉に付帯する施設及び設備）（2／8）										
		核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設										核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設										
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間			
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設		使用済燃料貯蔵設備（1 号炉原子炉建家原子炉棟内）			設備（建家）名称	維持台数	1 式	既許認可どおり	放射線遮蔽機能	放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること	1 号炉に貯蔵している使用済燃料 及び使用済燃料 の搬出が完了するまで	使用済燃料貯蔵設備（1 号炉原子炉建家原子炉棟内）			設備（建家）名称	維持台数	1 式	既許認可どおり	放射線遮蔽機能	放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること	1 号炉に貯蔵している使用済燃料 及び使用済燃料 の搬出が完了するまで	
					使用済燃料貯蔵ラック ^{※2}	1 式	既許認可どおり	臨界防止機能	燃料集合体等の臨界防止に影響するような変形等有意な損傷がない状態であること	1 号炉に貯蔵している新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで												
					使用済燃料プール水位を監視する設備 ^{※2}	1 式	・位置：原子炉建家原子炉棟内 ・種類：水位検出器（フロート式）	水位及び漏えいの監視機能	使用済燃料プールの水位を監視し、水位高及びび低の警報が発信できる状態であること	1 号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで												
					使用済燃料プール水の漏えいを監視する設備 ^{※2}	1 式	・位置：原子炉建家原子炉棟内 ・種類：水位検出器（フロート式）															
		復水貯蔵タンク（補給水ラインを含む。）			燃料プール冷却浄化系ポンプ ^{※2}	1 台	既許認可どおり	冷却浄化機能 燃料プール水補給機能	使用済燃料プールの冷却が可能な運転状態であること	1 号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで	復水貯蔵タンク（補給水ラインを含む。）			燃料プール冷却浄化系熱交換器 ^{※2}	2 基	既許認可どおり	燃料プール水補給機能	使用済燃料プールの冷却が可能な運転状態であること	1 号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで			
					燃料プール冷却浄化系 ^{※2}	1 台	既許認可どおり															
					燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器 ^{※2}	1 台	既許認可どおり															
					燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器 ^{※2}	1 基	既許認可どおり															
		第 6－1 表 性能維持施設（1 号炉に付帯する施設及び設備）（2／8）										第 6－1 表 性能維持施設（1 号炉に付帯する施設及び設備）（2／8）										
		核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設										核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設										

頁	補正箇所	補正前										補正後										理由
37	六 第6－1表 性能維持施設 （1号炉に付 帯する施設及 び設備）（3 ／8）	第6－1表 性能維持施設（1号炉に付帯する施設及び設備）（3／8）										第6－1表 性能維持施設（1号炉に付帯する施設及び設備）（3／8）										・記載の適正化（液体 廃棄物の廃棄設備の性 能の見直し）
		施設 区分		設備等 の区分		位置、構造及び設備				機 能		性 能		維 持 期 間								
		放 射 性 廃 棄 物 の 廃 棄 施 設		気 体 廃 棄 物 設 備 の		排気筒		1 基		既許認可どおり		放射性廃棄物処理機 能		排気筒以外から気体状の放 射性廃棄物を放出する亀 裂、変形等有意な欠陥がな い状態であること		放射性気体廃棄物の 処理が完了するまで						
				低 電 導 度 廃 液 系		低電導度廃液受けタ ンク		3 基		既許認可どおり		放射性廃棄物処理機 能		著しい漏えい又はその形跡 がなく、亀裂、変形等有意 な欠陥がない状態であるこ と		放射性液体廃棄物の 処理が完了するまで						
				高 電 導 度 廃 液 系		高電導度廃液受タン ク		4 基		既許認可どおり		放射性廃棄物処理機 能										
				除 染 廃 液 系		除染廃液受タンク		2 基		既許認可どおり												

頁

39

補正箇所

六
第6－1表
性能維持施設
（1号炉に付
帯する施設及
び設備）（5
／8）

補正前

第6－1表 性能維持施設（1号炉に付帯する施設及び設備）（5／8）

施設 区分	設備等 の区分	位置、構造及び設備				機 能	性 能	維持期間
		設備（建家）名称	維持台数					
原子炉格納施設	その他の主要な事項	原子炉建家原子炉棟	1式			放射性物質漏えい防止機能 （事故時における非常用ガス処理系による気密性は除く。）	放射性物質が漏えいする亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること	管理区域を解除するまで
		原子炉建家原子炉棟側面のコンクリート壁	1式			放射線遮蔽機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること	
		原子炉建家原子炉棟換気ファン	1台					
		原子炉建家原子炉棟換気ファン	1台					
		原子炉建家原子炉棟換気フィルタ	1台	・位置：タービン建家内 ・種類：バッグタイプエアフィルタ		換気機能	給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること	
その他原子炉の附属施設	非常用電源設備	蓄電池（所内用）	1組	・位置：コントロール建家内 ・種類：密閉形クラッド式据置鉛蓄電池 ・容量：B系 1400Ah（10時間率） ・電圧：125V		電源供給機能	性能維持施設（使用済燃料の冷却のために必要な設備等）へ電源を供給できる状態であること	1号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで

補正後

第6－1表 性能維持施設（1号炉に付帯する施設及び設備）（5／8）

施設 区分	設備等 の区分	位置、構造及び設備				機 能	性 能	維持期間
		設備（建家）名称	維持台数					
原子炉格納施設	その他の主要な事項	原子炉建家原子炉棟	1式			放射性物質漏えい防止機能 （事故時における非常用ガス処理系による気密性は除く。）	放射性物質が漏えいする亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること	管理区域を解除するまで
		原子炉建家原子炉棟側面のコンクリート壁	1式			放射線遮蔽機能	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること	
		原子炉建家原子炉棟換気ファン	1台					
		原子炉建家原子炉棟換気ファン	1台					
		原子炉建家原子炉棟換気フィルタ	1台	・位置：タービン建家内 ・種類：バッグタイプエアフィルタ		換気機能	放射線障害を防止するため必要な換気ができる状態であること	
その他原子炉の附属施設	非常用電源設備	蓄電池（所内用）	1組	・位置：コントロール建家内 ・種類：密閉形クラッド式据置鉛蓄電池 ・容量：B系 1400Ah（10時間率） ・電圧：125V		電源供給機能	直流電源母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であること	各建家の各エリアに設置されている設備の供用が終了するまで

理由

・記載の適正化（換気空調系の性能について、フィルタを含めた換気空調系としての性能に見直し、蓄電池の性能について、供給先を限定した記載を見直し、蓄電池の性能維持期間を見直し）

福島第二原子力発電所 1 号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前										補正後										理由
41	六 第6－1表 性能維持施設 （1号炉に付 帯する施設及 び設備）（7 ／8）	第6－1表 性能維持施設（1号炉に付帯する施設及び設備）（7／8）										第6－1表 性能維持施設（1号炉に付帯する施設及び設備）（7／8）										・記載の適正化（換気 空調系の性能につい て、フィルタを含めた 換気空調系としての性 能に見直し）
		施設 区分	設備等 の区分	位置、構造及び設備			機 能	性 能	維 持 期 間													
				設備（建家）名称	維持台数																	
		その他主要施設	発電所補助系	原子炉建家付属棟廃棄物受けタンク室換気空調系			換気機能	給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること	各建家の管理区域を解除するまで													
				給気ファン	1台	既許認可どおり																
				排気ファン	1台	既許認可どおり																
				給気フィルタ	1台	・位置：原子炉建家付属棟内 ・種類：バッグタイプエアフィルタ																
				排気フィルタ	1台	・位置：タービン建家内 ・種類：バッグタイプエアフィルタ																
				給気ファン	1台	既許認可どおり																
				排気ファン	1台	既許認可どおり																
				給気フィルタ	1台	・位置：活性炭式希ガス・ホールドアップ装置建家内 ・種類：バッグタイプエアフィルタ																
		その他主要施設	発電所補助系	活性炭式希ガス・ホールドアップ装置建家換気空調系			換気機能	放射線障害を防止するため に必要な換気ができる状態 であること	各建家の管理区域を解除するまで													
				給気ファン	1台	既許認可どおり																
				排気ファン	1台	既許認可どおり																
				給気フィルタ	1台	・位置：原子炉建家付属棟内 ・種類：バッグタイプエアフィルタ																
				排気フィルタ	1台	・位置：タービン建家内 ・種類：バッグタイプエアフィルタ																
				給気ファン	1台	既許認可どおり																
				排気ファン	1台	既許認可どおり																
				給気フィルタ	1台	・位置：活性炭式希ガス・ホールドアップ装置建家内 ・種類：バッグタイプエアフィルタ																

頁	補正箇所	補正前										補正後										理由
42	六 第6－1表 性能維持施設 （1号炉に付 帯する施設及 び設備）（8 ／8）	第6－1表 性能維持施設（1号炉に付帯する施設及び設備）（8／8）										第6－1表 性能維持施設（1号炉に付帯する施設及び設備）（8／8）										・記載の適正化（補機 冷却系の性能につい て、供給先を限定した 記載を見直し、移動形 のC O ₂ 消火器の性能の 見直し）
		第6－1表 性能維持施設（1号炉に付帯する施設及び設備）（8／8）										第6－1表 性能維持施設（1号炉に付帯する施設及び設備）（8／8）										
施設 区分	設備等 の区分	位置、構造及び設備				機 能	性 能	維持期間														
その他主要施設	発電所補助系	設備（建家）名称		維持台数	原子炉補機冷却系						補機冷却機能	性能維持施設（燃料プール冷却浄化系）へ冷却水を供給できる状態であること 性能維持施設（原子炉補機冷却系第一中間ループ）へ冷却水を供給できる状態であること 性能維持施設（原子炉補機冷却系二次熱交換器）へ海水を供給できる状態であること 性能維持施設（燃料プール冷却浄化系）へ冷却水を供給できる状態であること 性能維持施設（原子炉補機冷却系第一中間ループ）へ冷却水を供給できる状態であること 性能維持施設（二次熱交換器）へ移動形のC O ₂ 消火器	1号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで									
		第一中間ループ循環ポンプ		1台	既許認可どおり																	
		第二中間ループ循環ポンプ		1台	既許認可どおり																	
		海水ポンプ		1台	既許認可どおり																	
		一次熱交換器		1基	既許認可どおり																	
		二次熱交換器		1基	既許認可どおり																	
		ホース置き場		1式	・位置：原子炉建家内他 ・種類：屋内消火栓，屋外消火栓設備																	
		移動形のC O ₂ 消火器		1式	・位置：原子炉建家内他 ・種類：消火器（CO ₂ ）																	
		非常用照明		1式	・位置：コントロール建家内他 ・種類：常／非常灯，直流非常灯																	
その他主要施設	発電所補助系	設備（建家）名称		維持台数	原子炉補機冷却系						補機冷却機能	性能維持施設へ冷却水を供給できる状態であること 性能維持施設へ海水を供給できる状態であること 性能維持施設（一次熱交換器）へ移動形のC O ₂ 消火器	1号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで									
		第一中間ループ循環ポンプ		1台	既許認可どおり																	
		第二中間ループ循環ポンプ		1台	既許認可どおり																	
		海水ポンプ		1台	既許認可どおり																	
		一次熱交換器		1基	既許認可どおり																	
		二次熱交換器		1基	既許認可どおり																	
		ホース置き場		1式	・位置：原子炉建家内他 ・種類：屋内消火栓，屋外消火栓設備																	
		移動形のC O ₂ 消火器		1式	・位置：原子炉建家内他 ・種類：消火器（CO ₂ ）																	
		非常用照明		1式	・位置：コントロール建家内他 ・種類：常／非常灯，直流非常灯																	
施設 区分	設備等 の区分	位置、構造及び設備				機 能	性 能	維持期間														
その他主要施設	発電所補助系	設備（建家）名称		維持台数	原子炉補機冷却系						補機冷却機能	性能維持施設へ冷却水を供給できる状態であること 性能維持施設へ海水を供給できる状態であること 性能維持施設（一次熱交換器）へ移動形のC O ₂ 消火器	1号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで									
		第一中間ループ循環ポンプ		1台	既許認可どおり																	
		第二中間ループ循環ポンプ		1台	既許認可どおり																	
		海水ポンプ		1台	既許認可どおり																	
		一次熱交換器		1基	既許認可どおり																	
		二次熱交換器		1基	既許認可どおり																	
		ホース置き場		1式	・位置：原子炉建家内他 ・種類：屋内消火栓，屋外消火栓設備																	
		移動形のC O ₂ 消火器		1式	・位置：原子炉建家内他 ・種類：消火器（CO ₂ ）																	
		非常用照明		1式	・位置：コントロール建家内他 ・種類：常／非常灯，直流非常灯																	
その他主要施設	照明	設備（建家）名称		維持台数	原子炉補機冷却系						補機冷却機能	性能維持施設へ冷却水を供給できる状態であること 性能維持施設へ海水を供給できる状態であること 性能維持施設（一次熱交換器）へ移動形のC O ₂ 消火器	1号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで									
		第一中間ループ循環ポンプ		1台	既許認可どおり																	
		第二中間ループ循環ポンプ		1台	既許認可どおり																	
		海水ポンプ		1台	既許認可どおり																	
		一次熱交換器		1基	既許認可どおり																	
		二次熱交換器		1基	既許認可どおり																	
		ホース置き場		1式	・位置：原子炉建家内他 ・種類：屋内消火栓，屋外消火栓設備																	
		移動形のC O ₂ 消火器		1式	・位置：原子炉建家内他 ・種類：消火器（CO ₂ ）																	
		非常用照明		1式	・位置：コントロール建家内他 ・種類：常／非常灯，直流非常灯																	

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																
	六 第 6－2 表 性能維持施設 （1 号及び 2 号炉共用又は 1 号， 2 号， 3 号及び 4 号炉共用として付帯する施設及び設備）	（新規）	第 6－2 表 性能維持施設（1 号及び 2 号炉共用又は 1 号， 2 号， 3 号及び 4 号炉共用として付帯する施設及び設備）（1／11） <table><tr><th rowspan="2">施設区分</th><th rowspan="2">設備等の区分</th><th colspan="2">位置、構造及び設備</th><th rowspan="2">機 能</th><th rowspan="2">性 能</th><th rowspan="2">維持期間</th></tr><tr><th>設備（建家）名称</th><th>維持台数</th></tr><tr><td>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</td><td>核燃料物質取扱設備</td><td>使用済燃料輸送容器※2</td><td>1 基</td><td>既許認可とおり</td><td>臨界防止機能 除熱機能 密封機能 放射線遮蔽機能</td><td>使用済燃料の運搬及び放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること 使用済燃料の構内輸送が完了するまで</td></tr></table> ※1：1 号及び 2 号炉共用 ※2：1 号， 2 号， 3 号及び 4 号炉共用	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機 能	性 能	維持期間	設備（建家）名称	維持台数	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	使用済燃料輸送容器※2	1 基	既許認可とおり	臨界防止機能 除熱機能 密封機能 放射線遮蔽機能	使用済燃料の運搬及び放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること 使用済燃料の構内輸送が完了するまで	・性能維持施設に使用済燃料輸送容器を追記
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備				機 能	性 能				維持期間									
		設備（建家）名称	維持台数																	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	使用済燃料輸送容器※2	1 基	既許認可とおり	臨界防止機能 除熱機能 密封機能 放射線遮蔽機能	使用済燃料の運搬及び放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること 使用済燃料の構内輸送が完了するまで														

頁	補正箇所	補正前							補正後							理由
44	六 第6－2表 性能維持施設 （1号及び2 号炉共用又は 1号，2号， 3号及び4号 炉共用として 付帯する施設 及び設備） （2／8）	第6－2表 性能維持施設（1号及び2号炉共用又は1号，2号，3号及び4号炉共用として付帯する施設及び設備）（2／8）							第6－2表 性能維持施設（1号及び2号炉共用又は1号，2号，3号及び4号炉共用として付帯する施設及び設備）（3／11）							・記載の適正化（液体 廃棄物の廃棄設備の性 能の見直し）
放射 性廃棄物の廃棄施設	設備等 の区分	液体廃棄物の廃棄設備	位置，構造及び設備	機 能	性 能	維持期間	放射性液体廃棄物の 処理が完了するまで									
							著しい漏えい又はその形跡 がなく，亀裂，変形等有意 な欠陥がない状態であるこ と									
							著しい漏えい又はその形跡 がなく，廃液濃縮処理が可 能であること									
							放射性廃棄物処理機 能									
							著しい漏えい又はその形跡 がなく，亀裂，変形等有意 な欠陥がない状態であるこ と									
							放射性液体廃棄物の 処理が完了するまで									
							著しい漏えい又はその形跡 がなく，亀裂，変形等有意 な欠陥がない状態であるこ と									
							著しい漏えい又はその形跡 がなく，廃液濃縮処理が可 能であること									
							放射性廃棄物処理機 能									
							著しい漏えい又はその形跡 がなく，亀裂，変形等有意 な欠陥がない状態であるこ と									

頁	補正箇所	補正前						補正後						理由		
46	六 第6－2表 性能維持施設 （1号及び2 号炉共用又は 1号，2号， 3号及び4号 炉共用として 付帯する施設 及び設備） （4／8）	第6－2表 性能維持施設（1号及び2号炉共用又は1号，2号，3号及び4号炉共用として付帯する施設及び設備）（4／8）												・記載の適正化		
施設 区分	設備等 の区分	位置、構造及び設備		機 能	性 能	維持期間	位置、構造及び設備						機 能		性 能	維持期間
		設備（建家）名称	維持台数				設備（建家）名称		維持台数							
		出入管理関係設備※1	1式				出入管理関係設備※1		1式							
		試料分析関係設備※2	1式				試料分析関係設備※2		1式							
		エリア放射線モニタ リング設備（廃棄物 処理建屋※1内，サイ トバンカ建屋※2内及 び使用済燃料輸送容 器保管建屋※2内）	10台				エリア放射線モニタ リング設備（廃棄物 処理建屋※1内，サイ トバンカ建屋※2内及 び使用済燃料輸送容 器保管建屋※2内）		10台							
		放射線サーベイ機器 ※2	1式				放射線サーベイ機器 ※2		1式							
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	個人管理用測定設備 及び測定機器※2		放射線監視機能	線量当量，線量当量率及び 表面汚染が測定できる状態 であること	線量当量，線量当量率及び 表面汚染が測定できる状態 であること 個人の内部被ばく及び外部 被ばく線量を測定できる状態 であること 放射線計測器の校正ができ る状態であること	個人管理用測定設備 及び測定機器※2		放射線監視機能	線量当量，線量当量率及び 表面汚染が測定できる状態 であること	線量当量，線量当量率及び 表面汚染が測定できる状態 であること 個人の内部被ばく及び外部 被ばく線量を測定できる状態 であること 放射線計測器の校正ができ る状態であること	線量当量，線量当量率及び 表面汚染が測定できる状態 であること 個人の内部被ばく及び外部 被ばく線量を測定できる状態 であること 放射線計測器の校正ができ る状態であること	線量当量率を測定できる状態 であること 警報設定値において警報が発 信できる状態であること 線量当量率を測定できる状態 であること 警報設定値において警報が発 信できる状態であること 線量当量，線量当量率及び 表面汚染が測定できる状態 であること 個人の内部被ばく及び外部 被ばく線量を測定できる状態 であること 放射線計測器の校正ができ る状態であること			
		放射線計測器の校正 設備※1					放射線計測器の校正 設備※1									
		放射線計測器の校正 設備※1					放射線計測器の校正 設備※1									
第6－2表 性能維持施設（1号及び2号炉共用又は1号，2号，3号及び4号炉共用として付帯する施設及び設備）（5／11）																
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	出入管理関係設備※1		放射線監視機能	線量当量，線量当量率及び 表面汚染が測定できる状態 であること	線量当量，線量当量率及び 表面汚染が測定できる状態 であること 個人の内部被ばく及び外部 被ばく線量を測定できる状態 であること 放射線計測器の校正ができ る状態であること	出入管理関係設備※1		放射線監視機能	線量当量，線量当量率及び 表面汚染が測定できる状態 であること	線量当量，線量当量率及び 表面汚染が測定できる状態 であること 個人の内部被ばく及び外部 被ばく線量を測定できる状態 であること 放射線計測器の校正ができ る状態であること	線量当量率を測定できる状態 であること 警報設定値において警報が発 信できる状態であること 線量当量率を測定できる状態 であること 警報設定値において警報が発 信できる状態であること 線量当量，線量当量率及び 表面汚染が測定できる状態 であること 個人の内部被ばく及び外部 被ばく線量を測定できる状態 であること 放射線計測器の校正ができ る状態であること				
		試料分析関係設備※2					試料分析関係設備※2									
		エリア放射線モニタ リング設備（廃棄物 処理建屋※1内，サイ トバンカ建屋※2内及 び使用済燃料輸送容 器保管建屋※2内）					エリア放射線モニタ リング設備（廃棄物 処理建屋※1内，サイ トバンカ建屋※2内及 び使用済燃料輸送容 器保管建屋※2内）									
		放射線サーベイ機器 ※2					放射線サーベイ機器 ※2									
		個人管理用測定設備 及び測定機器※2					個人管理用測定設備 及び測定機器※2									
		放射線計測器の校正 設備※1					放射線計測器の校正 設備※1									

頁	補正箇所	補正前										補正後										理由
47	六 第 6－2 表 性能維持施設 （1号及び2号炉共用又は1号，2号，3号及び4号炉共用として付帯する施設及び設備） （5／8）	第 6－2 表 性能維持施設（1号及び2号炉共用又は1号，2号，3号及び4号炉共用として付帯する施設及び設備）（5／8）										第 6－2 表 性能維持施設（1号及び2号炉共用又は1号，2号，3号及び4号炉共用として付帯する施設及び設備）（6／11）										・記載の適正化
		放射線管理施設										放射線管理施設										
		施設区分		設備等の区分		設備（建家）名称		維持台数		位置、構造及び設備		機能		性能		維持期間						
		屋内管理用の主要な設備	プロセス放射線モニタリング設備		廃棄物処理補機冷却水モニタ※1		1 台	既許認可どおり	放射線監視機能 放出管理機能	空間線量率を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること 放射性物質濃度を測定できる状態であること 空間線量率を測定できる状態であること 風向及び風速，降雨量，大気温度を観測できる状態であること		放射性廃棄物の処理が完了するまで										
液体廃棄物処理系排水モニタ※1					1 台	既許認可どおり	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで															
廃棄物処理建家換気空調系排気筒モニタ※2					2 台	既許認可どおり	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで															
焼却設備排ガスモニタ※2					2 台	既許認可どおり																
サイトバンカ建屋排気モニタ※2					2 台	既許認可どおり																
		環境モニタリング設備		固定モニタリング設備※2		1 式	既許認可どおり	放射線監視機能 放出管理機能		空間線量率を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること 放射性物質濃度を測定できる状態であること 空間線量率を測定できる状態であること 風向及び風速，降雨量，大気温度を観測できる状態であること		すべての管理区域を解除するまで										
環境試料測定設備※2				1 式	既許認可どおり	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで																
放射能観測車※2				1 式	既許認可どおり																	
				気象観測設備※2		1 式	既許認可どおり					放射性気体廃棄物の処理が完了するまで										

頁	補正箇所	補正前					補正後					理由
48	六 第6－2表 性能維持施設 （1号及び2号炉共用又は1号，2号，3号及び4号炉共用として付帯する施設及び設備） （6／8）	第6－2表 性能維持施設（1号及び2号炉共用又は1号，2号，3号及び4号炉共用として付帯する施設及び設備）（ <u>6／8</u> ）					第6－2表 性能維持施設（1号及び2号炉共用又は1号，2号，3号及び4号炉共用として付帯する施設及び設備）（ <u>7／11</u> ）					・非常用ディーゼル発電機の号炉間融通に関する設計方針等の追記
施設区分	設備等の区分	位置，構造及び設備		機能	性能	維持期間	その他原子炉の附属施設	設備（建家）名称	維持台数	性能維持施設（使用済燃料の冷却のために必要な設備等）へ電源を供給できる状態であること	使用済燃料の搬出が完了するまで	
		設備（建家）名称	維持台数									
	その他主要な事項	非常用電源設備	ディーゼル発電機※2	<u>2台</u>	<u>既許認可どおり</u>	電源供給機能（ディーゼル発電機の自動起動及び自動給電機能は除く。）		性能維持施設（使用済燃料の冷却のために必要な設備等）へ電源を供給できる状態であること	使用済燃料の搬出が完了するまで			
		その他主要な事項	廃棄物処理建家換気空調系	ランドリ・センタ換気系 給気ファン※1	1台	既許認可どおり		換気機能	給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること	各建家の管理区域を解除するまで		
				ランドリ・センタ換気系 排気ファン※1	1台	既許認可どおり						
				ランドリ・センタ換気系 給気フィルタ※1	1台	既許認可どおり						
				ランドリ・センタ換気系 排気フィルタ※1	1台	既許認可どおり						
				廃棄物処理室換気系 給気ファン※1	2台	既許認可どおり						
				廃棄物処理室換気系 排気ファン※1	2台	既許認可どおり						
				廃棄物処理室換気系 給気フィルタ※1	1台	既許認可どおり						
廃棄物処理室換気系 排気フィルタ※1	1台			既許認可どおり								
非常用電源設備	非常用ディーゼル発電機※2	<u>1台</u>	非常用ディーゼル発電機が喪失した場合に使用済燃料を冷却するために必要な負荷に対して，十分な容量を確保できる設計とする。	電源供給機能（非常用ディーゼル発電機の自動起動及び自動給電機能は除く。）	非常用高圧母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であること	使用済燃料の搬出が完了するまで						
	非常用ディーゼル発電機※2	<u>1台</u>										

福島第二原子力発電所 1 号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前					補正後					理由
48	六 第 6－2 表 性能維持施設 （1 号及び 2 号炉共用又は 1 号， 2 号， 3 号及び 4 号炉共用として付帯する施設及び設備） （6／8） （つづき）	第 6－2 表 性能維持施設（1 号及び 2 号炉共用又は 1 号， 2 号， 3 号及び 4 号炉共用として付帯する施設及び設備）（6／8）					第 6－2 表 性能維持施設（1 号及び 2 号炉共用又は 1 号， 2 号， 3 号及び 4 号炉共用として付帯する施設及び設備）（8／11）					・ 非常用ディーゼル発電機の号炉間融通に関する設計方針等の追記
施設区分	設備等の区分	位置，構造及び設備		機能	性能	維持期間	位置，構造及び設備		機能	性能	維持期間	
		設備（建家）名称	維持台数				設備（建家）名称	維持台数				
	その他原子炉の附属施設	非常用電源設備	ディーゼル発電機※2	2 台	既許認可どおり	電源供給機能 （ディーゼル発電機の自動起動及び自動給電機能は除く。）	性能維持施設（使用済燃料の冷却のために必要な設備等）へ電源を供給できる状態であること	使用済燃料の搬出が完了するまで				
		その他の主要な事項	廃棄物処理建家換気空調系	ランドリ・センタ換気系 給気ファン※1	1 台	既許認可どおり	換気機能	給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること	各建家の管理区域を解除するまで			
				ランドリ・センタ換気系 排気ファン※1	1 台	既許認可どおり						
				ランドリ・センタ換気系 給気フィルタ※1	1 台	既許認可どおり						
				ランドリ・センタ換気系 排気フィルタ※1	1 台	既許認可どおり						
				廃棄物処理室換気系 給気ファン※1	2 台	既許認可どおり						
				廃棄物処理室換気系 排気ファン※1	2 台	既許認可どおり						
				廃棄物処理室換気系 給気フィルタ※1	1 台	既許認可どおり						
廃棄物処理室換気系 排気フィルタ※1				1 台	既許認可どおり							
非常用電源設備	非常用ディーゼル発電機※2	1 台	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能	排気筒以外から気体状の放射性廃棄物を放出する亀裂，変形等有意な欠陥がない状態であること	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで						

福島第二原子力発電所 1 号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前										補正後										理由
48	六 第 6－2 表 性能維持施設 （1 号及び 2 号炉共用又は 1 号， 2 号， 3 号及び 4 号炉共用として付帯する施設及び設備） （6／8） （つづき）	第 6－2 表 性能維持施設（1 号及び 2 号炉共用又は 1 号， 2 号， 3 号及び 4 号炉共用として付帯する施設及び設備）（6／8）										第 6－2 表 性能維持施設（1 号及び 2 号炉共用又は 1 号， 2 号， 3 号及び 4 号炉共用として付帯する施設及び設備）（9／11）										・ 記載の適正化（換気空調系の性能について，フィルタを含めた換気空調系としての性能に見直し）
		設備等の区分		設備（建家）名称		維持台数		位置，構造及び設備		機能		性能		維持期間		機能		性能		維持期間		
		非常設備		ディーゼル発電機※2		2 台		既許認可どおり		電源供給機能 （ディーゼル発電機の自動起動及び自動給電機能は除く。）		性能維持施設（使用済燃料の冷却のために必要な設備等）へ電源を供給できる状態であること		使用済燃料の搬出が完了するまで				放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること		各建家の管理区域を解除するまで		
その他原子炉の附属施設		その他の主要な事項		廃棄物処理建家換気空調系		ランドリ・センタ換気系 給気ファン※1		1 台	既許認可どおり	換気機能		給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること		各建家の管理区域を解除するまで		放射性気体廃棄物の処理が完了するまで						
						ランドリ・センタ換気系 排気ファン※1		1 台	既許認可どおり													
						ランドリ・センタ換気系 給気フィルタ※1		1 台	既許認可どおり													
						ランドリ・センタ換気系 排気フィルタ※1		1 台	既許認可どおり													
						廃棄物処理室換気系 給気ファン※1		2 台	既許認可どおり													
						廃棄物処理室換気系 排気ファン※1		2 台	既許認可どおり													
						廃棄物処理室換気系 給気フィルタ※1		1 台	既許認可どおり													
						廃棄物処理室換気系 排気フィルタ※1		1 台	既許認可どおり													
						廃棄物処理建家換気空調系 排気筒※2		1 基	既許認可どおり													

福島第二原子力発電所 1 号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前										補正後										理由
49	六 第 6－2 表 性能維持施設 （1 号及び 2 号炉共用又は 1 号，2 号，3 号及び 4 号炉共用として付帯する施設及び設備） （7／8）	第 6－2 表 性能維持施設（1 号及び 2 号炉共用又は 1 号，2 号，3 号及び 4 号炉共用として付帯する施設及び設備）（7／8）										第 6－2 表 性能維持施設（1 号及び 2 号炉共用又は 1 号，2 号，3 号及び 4 号炉共用として付帯する施設及び設備）（10／11）										・記載の適正化（換気空調系の性能について、フィルタを含めた換気空調系としての性能に見直し）
		施設区分	設備等の区分	位置，構造及び設備			機能	性能	性能	維持期間												
				設備（建家）名称	維持台数																	
		その他原子炉の附属施設	その他の主要な事項	使用済燃料輸送容器（キャスク）保管建屋※ ²	1 式	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能 放射線遮蔽機能	放射性物質が漏えいすること 亀裂，変形等有意な欠陥がない状態であること 放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること	放射性物質が漏えいすること 亀裂，変形等有意な欠陥がない状態であること 放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること	各建家の管理区域を解除するまで												
				コントロール建家※ ¹	1 式	既許認可どおり																
	その他主要施設	建物及び構築物		サービズ建家※ ¹	1 式	既許認可どおり	換気機能	給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること	給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること													
				廃棄物処理建屋※ ¹	1 式	既許認可どおり																
				サイトバンカ建屋※ ²	1 式	既許認可どおり																
				給気ファン※ ²	1 台	既許認可どおり																
				排気ファン※ ²	2 台	既許認可どおり																
	発電所補助系	サイトバンカ建屋換気空調系		給気フィルタ※ ²	1 台	・位置：サイトバンカ建屋内 ・種類：バグタイプフィルタ	換気機能															
				排気フィルタ※ ²	2 台	・位置：サイトバンカ建屋内 ・種類：バグタイプフィルタ																
	その他主要施設			給気ファン※ ²	1 台	既許認可どおり	換気機能															
				排気ファン※ ²	2 台	既許認可どおり																
	その他主要施設			給気フィルタ※ ²	1 台	・位置：サイトバンカ建屋内 ・種類：バグタイプフィルタ	換気機能															
				排気フィルタ※ ²	2 台	・位置：サイトバンカ建屋内 ・種類：バグタイプフィルタ																
	その他主要施設			給気ファン※ ²	1 台	既許認可どおり	換気機能															
				排気ファン※ ²	2 台	既許認可どおり																
	その他主要施設			給気フィルタ※ ²	1 台	・位置：サイトバンカ建屋内 ・種類：バグタイプフィルタ	換気機能															
				排気フィルタ※ ²	2 台	・位置：サイトバンカ建屋内 ・種類：バグタイプフィルタ																
	その他主要施設			給気ファン※ ²	1 台	既許認可どおり	換気機能															
				排気ファン※ ²	2 台	既許認可どおり																
	その他主要施設			給気フィルタ※ ²	1 台	・位置：サイトバンカ建屋内 ・種類：バグタイプフィルタ	換気機能															
				排気フィルタ※ ²	2 台	・位置：サイトバンカ建屋内 ・種類：バグタイプフィルタ																
	その他主要施設			給気ファン※ ²	1 台	既許認可どおり	換気機能															
				排気ファン※ ²	2 台	既許認可どおり																
	その他主要施設			給気フィルタ※ ²	1 台	・位置：サイトバンカ建屋内 ・種類：バグタイプフィルタ	換気機能															
				排気フィルタ※ ²	2 台	・位置：サイトバンカ建屋内 ・種類：バグタイプフィルタ																
	その他主要施設			給気ファン※ ²	1 台	既許認可どおり	換気機能															
				排気ファン※ ²	2 台	既許認可どおり																
	その他主要施設			給気フィルタ※ ²	1 台	・位置：サイトバンカ建屋内 ・種類：バグタイプフィルタ	換気機能															
				排気フィルタ※ ²	2 台	・位置：サイトバンカ建屋内 ・種類：バグタイプフィルタ																
	その他主要施設			給気ファン※ ²	1 台	既許認可どおり	換気機能															
				排気ファン※ ²	2 台	既許認可どおり																
	その他主要施設			給気フィルタ※ ²	1 台	・位置：サイトバンカ建屋内 ・種類：バグタイプフィルタ	換気機能															
				排気フィルタ※ ²	2 台	・位置：サイトバンカ建屋内 ・種類：バグタイプフィルタ																
	その他主要施設			給気ファン※ ²	1 台	既許認可どおり	換気機能															
				排気ファン※ ²	2 台	既許認可どおり																
	その他主要施設			給気フィルタ※ ²	1 台	・位置：サイトバンカ建屋内 ・種類：バグタイプフィルタ	換気機能															
				排気フィルタ※ ²	2 台	・位置：サイトバンカ建屋内 ・種類：バグタイプフィルタ																
	その他主要施設			給気ファン※ ²	1 台	既許認可どおり	換気機能															
				排気ファン※ ²	2 台	既許認可どおり																
	その他主要施設			給気フィルタ※ ²	1 台	・位置：サイトバンカ建屋内 ・種類：バグタイプフィルタ	換気機能															
				排気フィルタ※ ²	2 台	・位置：サイトバンカ建屋内 ・種類：バグタイプフィルタ																
	その他主要施設			給気ファン※ ²	1 台	既許認可どおり	換気機能															
				排気ファン※ ²	2 台	既許認可どおり																
	その他主要施設			給気フィルタ※ ²	1 台	・位置：サイトバンカ建屋内 ・種類：バグタイプフィルタ	換気機能															
				排気フィルタ※ ²	2 台	・位置：サイトバンカ建屋内 ・種類：バグタイプフィルタ																
	その他主要施設			給気ファン※ ²	1 台	既許認可どおり	換気機能															
				排気ファン※ ²	2 台	既許認可どおり																
	その他主要施設			給気フィルタ※ ²	1 台	・位置：サイトバンカ建屋内 ・種類：バグタイプフィルタ	換気機能															
				排気フィルタ※ ²	2 台	・位置：サイトバンカ建屋内 ・種類：バグタイプフィルタ																
	その他主要施設			給気ファン※ ²	1 台	既許認可どおり	換気機能															
				排気ファン※ ²	2 台	既許認可どおり																
	その他主要施設			給気フィルタ※ ²	1 台	・位置：サイトバンカ建屋内 ・種類：バグタイプフィルタ	換気機能															
				排気フィルタ※ ²	2 台	・位置：サイトバンカ建屋内 ・種類：バグタイプフィルタ																
	その他主要施設			給気ファン※ ²	1 台	既許認可どおり	換気機能															
				排気ファン※ ²	2 台	既許認可どおり																
	その他主要施設			給気フィルタ※ ²	1 台	・位置：サイトバンカ建屋内 ・種類：バグタイプフィルタ	換気機能															
				排気フィルタ※ ²	2 台	・位置：サイトバンカ建屋内 ・種類：バグタイプフィルタ																
	その他主要施設			給気ファン※ ²	1 台	既許認可どおり	換気機能															
				排気ファン※ ²	2 台	既許認可どおり																
	その他主要施設			給気フィルタ※ ²	1 台	・位置：サイトバンカ建屋内 ・種類：バグタイプフィルタ	換気機能															
				排気フィルタ※ ²	2 台	・位置：サイトバンカ建屋内 ・種類：バグタイプフィルタ																
	その他主要施設			給気ファン※ ²	1 台	既許認可どおり	換気機能															
				排気ファン※ ²	2 台	既許認可どおり																
	その他主要施設			給気フィルタ※ ²	1 台	・位置：サイトバンカ建屋内 ・種類：バグタイプフィルタ	換気機能															
				排気フィルタ※ ²	2 台	・位置：サイトバンカ建屋内 ・種類：バグタイプフィルタ																
	その他主要施設			給気ファン※ ²	1 台	既許認可どおり	換気機能															
				排気ファン※ ²	2 台	既許認可どおり																
	その他主要施設			給気フィルタ※ ²	1 台	・位置：サイトバンカ建屋内 ・種類：バグタイプフィルタ	換気機能															
				排気フィルタ※ ²	2 台	・位置：サイトバンカ建屋内 ・種類：バグタイプフィルタ																
	その他主要施設			給気ファン※ ²	1 台	既許認可どおり	換気機能															
				排気ファン※ ²	2 台	既許認可どおり																
	その他主要施設			給気フィルタ※ ²	1 台	・位置：サイトバンカ建屋内 ・種類：バグタイプフィルタ	換気機能															
				排気フィルタ※ ²	2 台	・位置：サイトバンカ建屋内 ・種類：バグタイプフィルタ																
	その他主要施設			給気ファン※ ²	1 台	既許認可どおり	換気機能															
				排気ファン※ ²	2 台	既許認可どおり																
	その他主要施設			給気フィルタ※ ²	1 台	・位置：サイトバンカ建屋内 ・種類：バグタイプフィルタ	換気機能															
				排気フィルタ※ ²	2 台	・位置：サイトバンカ建屋内 ・種類：バグタイプフィルタ																
	その他主要施設			給気ファン※ ²	1 台	既許認可どおり	換気機能															
				排気ファン※ ²	2 台	既許認可どおり																
	その他主要施設			給気フィルタ※ ²	1 台	・位置：サイトバンカ建屋内 ・種類：バグタイプフィルタ	換気機能															
				排気フィルタ※ ²	2 台	・位置：サイトバンカ建屋内 ・種類：バグタイプフィルタ																
	その他主要施設			給気ファン※ ²	1 台	既許認可どおり	換気機能															
				排気ファン※ ²	2 台	既許認可どおり																
	その他主要施設			給気フィルタ※ ²	1 台	・位置：サイトバンカ建屋内 ・種類：バグタイプフィルタ	換気機能															
				排気フィルタ※ ²	2 台	・位置：サイトバンカ建屋内 ・種類：バグタイプフィルタ																
	その他主要施設			給気ファン※ ²	1 台	既許認可どおり	換気機能															
				排気ファン※ ²	2 台	既許認可どおり																
	その他主要施設			給気フィルタ※ ²	1 台	・位置：サイトバンカ建屋内 ・種類：バグタイプフィルタ	換気機能															
				排気フィルタ※ ²	2 台	・位置：サイトバンカ建屋内 ・種類：バグタイプフィルタ																
	その他主要施設			給気ファン※ ²	1 台	既許認可どおり	換気機能															
				排気ファン※ ²	2 台	既許認可どおり																
	その他主要施設			給気フィルタ※ ²	1 台	・位置：サイトバンカ建屋内 ・種類：バグタイプフィルタ	換気機能															
				排気フィルタ※ ²	2 台	・位置：サイトバンカ建屋内 ・種類：バグタイプフィルタ																
	その他主要施設			給気ファン※ ²	1 台	既許認可どおり	換気機能															
				排気ファン※ ²	2 台	既許認可どおり																
	その他主要施設			給気フィルタ※ ²	1 台	・位置：サイトバンカ建屋内 ・種類：バグタイプフィルタ	換気機能															
				排気フィルタ※ ²	2 台	・位置：サイトバンカ建屋内 ・種類：バグタイプフィルタ																
	その他主要施設			給気ファン※ ²	1 台	既許認可どおり	換気機能															
				排気ファン※ ²	2 台	既許認可どおり																
	その他主要施設			給気フィルタ※ ²	1 台	・位置：サイトバンカ建屋内 ・種類：バグタイプフィルタ	換気機能															
				排気フィルタ※ ²	2 台	・位置：サイトバンカ建屋内 ・種類：バグタイプフィルタ																
	その他主要施設			給気ファン※ ²	1 台	既許認可どおり	換気機能															
				排気ファン※ ²	2 台	既許認可どおり																
	その他主要施設			給気フィルタ※ ²	1 台	・位置：サイトバンカ建屋内 ・種類：バグタイプフィルタ	換気機能															
				排気フィルタ※ ²	2 台	・位置：サイトバンカ建屋内 ・種類：バグタイプフィルタ																
	その他主要施設			給気ファン※ ²	1 台	既許認可どおり	換気機能															
				排気ファン※ ²	2 台	既許認可どおり																
	その他主要施設			給気フィルタ※ ²	1 台	・位置：サイトバンカ建屋内 ・種類：バグタイプフィルタ	換気機能															
				排気フィルタ※ ²	2 台	・位置：サイトバンカ建屋内 ・種類：バグタイプフィルタ																
	その他主要施設			給気ファン※ ²	1 台	既許認可どおり	換気機能															
				排気ファン※ ²	2 台	既許認可どおり																
	その他主要施設			給気フィルタ※ ²	1 台	・位置：サイトバンカ建屋内 ・種類：バグタイプフィルタ	換気機能															
				排気フィルタ※ ²	2 台	・位置：サイトバンカ建屋内 ・種類：バグタイプフィルタ																
	その他主要施設			給気ファン※ ²	1 台	既許認可どおり	換気機能															
				排気ファン※ ²	2 台	既許認可どおり																
	その他主要施設			給気フィルタ※ ²	1 台	・位置：サイトバンカ建屋内 ・種類：バグタイプフィルタ	換気機能															
				排気フィルタ※ ²	2 台	・位置：サイトバンカ建屋内 ・種類：バグタイプフィルタ																
	その他主要施設			給気ファン※ ²	1 台	既許認可どおり	換気機能															
				排気ファン※ ²	2 台	既許認可どおり																
	その他主要施設			給気フィルタ※ ²	1 台	・位置：サイトバンカ建屋内 ・種類：バグタイプフィルタ	換気機能															
				排気フィルタ※ ²	2 台	・位置：サイトバンカ建屋内 ・種類：バグタイプフィルタ																
	その他主要施設			給気ファン※ ²	1 台	既許認可どおり	換気機能															
				排気ファン※ ²	2 台	既許認可どおり																
	その他主要施設			給気フィルタ※ ²	1 台	・位置：サイトバンカ建屋内 ・種類：バグタイプフィルタ	換気機能															
				排気フィルタ※ ²	2 台	・位置：サイトバンカ建屋内 ・種類：バグタイプフィルタ																
	その他主要施設			給気ファン※ ²	1 台	既許認可どおり	換気機能															
				排気ファン※ ²	2 台	既許認可どおり																
	その他主要施設			給気フィルタ※ ²	1 台	・位置：サイトバンカ建屋内 ・種類：バグタイプフィルタ	換気機能															
				排気フィルタ※ ²	2 台	・位置：サイトバンカ建屋内 ・種類：バグタイプフィルタ																

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																												
50	六 第 6 － 2 表 性能維持施設 （ 1 号及び 2 号炉共用又は 1 号, 2 号, 3 号及び 4 号炉 共用として付 帯する施設及 び設備）（ 8 ／ 8 ）	第 6 － 2 表 性能維持施設（ 1 号及び 2 号炉共用又は 1 号, 2 号, 3 号及び 4 号炉共用として付帯する施設及び設備）（ 8 ／ 8 ） <table><tr><th rowspan="2">施設 区分</th><th rowspan="2">設備等 の区分</th><th colspan="3">位置、構造及び設備</th><th rowspan="2">機 能</th><th rowspan="2">性 能</th><th rowspan="2">維持期間</th></tr><tr><th>設備（建家）名称</th><th>維持台数</th><th></th></tr><tr><td rowspan="3">その他主要施設</td><td rowspan="3">発電所補助系</td><td colspan="2">消火装置</td><td></td><td rowspan="4">消火機能</td><td rowspan="4">著しい漏えい又はその形跡がなく、亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること 消火栓から放水できる状態であること</td><td rowspan="4">各建家の各エリアに設置されている設備の供用が終了するまで</td></tr><tr><td>ろ過水タンク※2</td><td>2 基</td><td>・種類：全溶接（銅）製円筒形球面屋根式 ・容量：10000kl</td></tr><tr><td>消火ポンプ※2</td><td>1 式</td><td>・位置：水処理建屋内 ・種類：横置車段うず巻型 ・容量：350m³/h</td></tr><tr><td></td><td></td><td>ディーゼル駆動の消火ポンプ※2</td><td>1 式</td><td>・位置：水処理建屋内 ・種類：横置車段うず巻型 ・容量：350m³/h</td></tr></table>	施設 区分	設備等 の区分	位置、構造及び設備			機 能	性 能	維持期間	設備（建家）名称	維持台数		その他主要施設	発電所補助系	消火装置			消火機能	著しい漏えい又はその形跡がなく、亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること 消火栓から放水できる状態であること	各建家の各エリアに設置されている設備の供用が終了するまで	ろ過水タンク※2	2 基	・種類：全溶接（銅）製円筒形球面屋根式 ・容量：10000kl	消火ポンプ※2	1 式	・位置：水処理建屋内 ・種類：横置車段うず巻型 ・容量：350m³/h			ディーゼル駆動の消火ポンプ※2	1 式	・位置：水処理建屋内 ・種類：横置車段うず巻型 ・容量：350m³/h	第 6 － 2 表 性能維持施設（ 1 号及び 2 号炉共用又は 1 号, 2 号, 3 号及び 4 号炉共用として付帯する施設及び設備）（ 1 1 ／ 1 1 ） <table><tr><th rowspan="2">施設 区分</th><th rowspan="2">設備等 の区分</th><th colspan="3">位置、構造及び設備</th><th rowspan="2">機 能</th><th rowspan="2">性 能</th><th rowspan="2">維持期間</th></tr><tr><th>設備（建家）名称</th><th>維持台数</th><th></th></tr><tr><td rowspan="3">その他主要施設</td><td rowspan="3">発電所補助系</td><td colspan="2">消火装置</td><td></td><td rowspan="4">消火機能</td><td rowspan="4">内包する物質が漏えいするような亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること 消火栓から放水できる状態であること</td><td rowspan="4">各建家の各エリアに設置されている設備の供用が終了するまで</td></tr><tr><td>ろ過水タンク※2</td><td>2 基</td><td>・種類：全溶接（銅）製円筒形球面屋根式 ・容量：10000kl</td></tr><tr><td>消火ポンプ※2</td><td>1 式</td><td>・位置：水処理建屋内 ・種類：横置車段うず巻型 ・容量：350m³/h</td></tr><tr><td></td><td></td><td>ディーゼル駆動の消火ポンプ※2</td><td>1 式</td><td>・位置：水処理建屋内 ・種類：横置車段うず巻型 ・容量：350m³/h</td></tr></table>	施設 区分	設備等 の区分	位置、構造及び設備			機 能	性 能	維持期間	設備（建家）名称	維持台数		その他主要施設	発電所補助系	消火装置			消火機能	内包する物質が漏えいするような亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること 消火栓から放水できる状態であること	各建家の各エリアに設置されている設備の供用が終了するまで	ろ過水タンク※2	2 基	・種類：全溶接（銅）製円筒形球面屋根式 ・容量：10000kl	消火ポンプ※2	1 式	・位置：水処理建屋内 ・種類：横置車段うず巻型 ・容量：350m³/h			ディーゼル駆動の消火ポンプ※2	1 式	・位置：水処理建屋内 ・種類：横置車段うず巻型 ・容量：350m³/h	・記載の適正化（ろ過水タンクの性能の見直し）
施設 区分	設備等 の区分	位置、構造及び設備			機 能	性 能	維持期間																																																									
		設備（建家）名称	維持台数																																																													
その他主要施設	発電所補助系	消火装置			消火機能	著しい漏えい又はその形跡がなく、亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること 消火栓から放水できる状態であること	各建家の各エリアに設置されている設備の供用が終了するまで																																																									
		ろ過水タンク※2	2 基	・種類：全溶接（銅）製円筒形球面屋根式 ・容量：10000kl																																																												
		消火ポンプ※2	1 式	・位置：水処理建屋内 ・種類：横置車段うず巻型 ・容量：350m³/h																																																												
		ディーゼル駆動の消火ポンプ※2	1 式	・位置：水処理建屋内 ・種類：横置車段うず巻型 ・容量：350m³/h																																																												
施設 区分	設備等 の区分	位置、構造及び設備			機 能	性 能	維持期間																																																									
		設備（建家）名称	維持台数																																																													
その他主要施設	発電所補助系	消火装置			消火機能	内包する物質が漏えいするような亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること 消火栓から放水できる状態であること	各建家の各エリアに設置されている設備の供用が終了するまで																																																									
		ろ過水タンク※2	2 基	・種類：全溶接（銅）製円筒形球面屋根式 ・容量：10000kl																																																												
		消火ポンプ※2	1 式	・位置：水処理建屋内 ・種類：横置車段うず巻型 ・容量：350m³/h																																																												
		ディーゼル駆動の消火ポンプ※2	1 式	・位置：水処理建屋内 ・種類：横置車段うず巻型 ・容量：350m³/h																																																												

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																						
	六 第 6－3 表 廃止措置期間 中における非 常用ディーゼ ル発電機の負 荷（1／4）	(新規)	第 6－3 表 廃止措置期間中における非常用ディーゼル発電機の 負荷（1／4） <table><tr><th>1 号炉 負荷名称</th><th>負荷容量 [kW]</th></tr><tr><td>燃料プール補給水系</td><td>61.2</td></tr><tr><td>燃料プール補給水ポンプ</td><td></td></tr><tr><td>燃料プール冷却浄化系 ポンプ</td><td>77.8</td></tr><tr><td>原子炉補機冷却系 第一中間ループ循環ポンプ</td><td>122.3</td></tr><tr><td>原子炉補機冷却系 第二中間ループ循環ポンプ</td><td>283.4</td></tr><tr><td>原子炉補機冷却系 海水ポンプ</td><td>227.8</td></tr><tr><td>残留熱除去機器冷却系 海水ポンプ</td><td>322.3</td></tr><tr><td>非常用ディーゼル発電設備冷却系 中間ループ循環ポンプ</td><td>144.5</td></tr><tr><td>中央制御室換気空調系 （空気調和機など）</td><td>275.3</td></tr><tr><td>1・2 号ペーijing装置電源</td><td>17.0</td></tr><tr><td>非常用照明（片系）</td><td>111.2</td></tr><tr><td>125V 充電器 1A</td><td>87.6</td></tr><tr><td>125V 充電器 1B</td><td>35.5</td></tr><tr><td>プラントバイタル CVCF</td><td>36.0</td></tr><tr><td>中央制御室計測用変圧器 1A</td><td>41.3</td></tr><tr><td>中央制御室計測用変圧器 1B</td><td>41.3</td></tr><tr><td>計測用主変圧器</td><td>41.3</td></tr><tr><td>合計</td><td>1,925.8</td></tr></table>	1 号炉 負荷名称	負荷容量 [kW]	燃料プール補給水系	61.2	燃料プール補給水ポンプ		燃料プール冷却浄化系 ポンプ	77.8	原子炉補機冷却系 第一中間ループ循環ポンプ	122.3	原子炉補機冷却系 第二中間ループ循環ポンプ	283.4	原子炉補機冷却系 海水ポンプ	227.8	残留熱除去機器冷却系 海水ポンプ	322.3	非常用ディーゼル発電設備冷却系 中間ループ循環ポンプ	144.5	中央制御室換気空調系 （空気調和機など）	275.3	1・2 号ペーijing装置電源	17.0	非常用照明（片系）	111.2	125V 充電器 1A	87.6	125V 充電器 1B	35.5	プラントバイタル CVCF	36.0	中央制御室計測用変圧器 1A	41.3	中央制御室計測用変圧器 1B	41.3	計測用主変圧器	41.3	合計	1,925.8	・非常用ディーゼル発 電機の号炉間融通に関 する設計方針等の追記
1 号炉 負荷名称	負荷容量 [kW]																																									
燃料プール補給水系	61.2																																									
燃料プール補給水ポンプ																																										
燃料プール冷却浄化系 ポンプ	77.8																																									
原子炉補機冷却系 第一中間ループ循環ポンプ	122.3																																									
原子炉補機冷却系 第二中間ループ循環ポンプ	283.4																																									
原子炉補機冷却系 海水ポンプ	227.8																																									
残留熱除去機器冷却系 海水ポンプ	322.3																																									
非常用ディーゼル発電設備冷却系 中間ループ循環ポンプ	144.5																																									
中央制御室換気空調系 （空気調和機など）	275.3																																									
1・2 号ペーijing装置電源	17.0																																									
非常用照明（片系）	111.2																																									
125V 充電器 1A	87.6																																									
125V 充電器 1B	35.5																																									
プラントバイタル CVCF	36.0																																									
中央制御室計測用変圧器 1A	41.3																																									
中央制御室計測用変圧器 1B	41.3																																									
計測用主変圧器	41.3																																									
合計	1,925.8																																									

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																		
	六 第 6－3 表 廃止措置期間 中における非 常用ディーゼ ル発電機の負 荷（2／4）	(新規)	第 6－3 表 廃止措置期間中における非常用ディーゼル発電機の 負荷（2／4） <table><tr><th>2 号炉 負荷名称</th><th>負荷容量 [kW]</th></tr><tr><td>燃料プール補給水系 燃料プール補給水ポンプ</td><td>26.0</td></tr><tr><td>燃料プール冷却浄化系 ポンプ</td><td>88.0</td></tr><tr><td>原子炉補機冷却系 第二中間ループ循環ポンプ</td><td>351.0</td></tr><tr><td>原子炉補機冷却系 海水ポンプ</td><td>386.0</td></tr><tr><td>残留熱除去機器冷却系 海水ポンプ</td><td>316.0</td></tr><tr><td>非常用ディーゼル発電設備冷却系 中間ループ循環ポンプ</td><td>129.0</td></tr><tr><td>中央制御室換気空調系 （空気調和機など）</td><td>199.0</td></tr><tr><td>1・2 号 PHS リモート装置電源</td><td>22.0</td></tr><tr><td>非常用照明（片系）</td><td>80.0</td></tr><tr><td>125V 充電器 2A</td><td>99.0</td></tr><tr><td>125V 充電器 2B</td><td>48.0</td></tr><tr><td>プラントバイタル CVCF</td><td>38.0</td></tr><tr><td>中央制御室計測用変圧器 2A</td><td>54.0</td></tr><tr><td>中央制御室計測用変圧器 2B</td><td>54.0</td></tr><tr><td>計測用主変圧器</td><td>54.0</td></tr><tr><td>合計</td><td>1,944.0</td></tr></table>	2 号炉 負荷名称	負荷容量 [kW]	燃料プール補給水系 燃料プール補給水ポンプ	26.0	燃料プール冷却浄化系 ポンプ	88.0	原子炉補機冷却系 第二中間ループ循環ポンプ	351.0	原子炉補機冷却系 海水ポンプ	386.0	残留熱除去機器冷却系 海水ポンプ	316.0	非常用ディーゼル発電設備冷却系 中間ループ循環ポンプ	129.0	中央制御室換気空調系 （空気調和機など）	199.0	1・2 号 PHS リモート装置電源	22.0	非常用照明（片系）	80.0	125V 充電器 2A	99.0	125V 充電器 2B	48.0	プラントバイタル CVCF	38.0	中央制御室計測用変圧器 2A	54.0	中央制御室計測用変圧器 2B	54.0	計測用主変圧器	54.0	合計	1,944.0	・非常用ディーゼル発 電機の号炉間融通に関 する設計方針等の追記
2 号炉 負荷名称	負荷容量 [kW]																																					
燃料プール補給水系 燃料プール補給水ポンプ	26.0																																					
燃料プール冷却浄化系 ポンプ	88.0																																					
原子炉補機冷却系 第二中間ループ循環ポンプ	351.0																																					
原子炉補機冷却系 海水ポンプ	386.0																																					
残留熱除去機器冷却系 海水ポンプ	316.0																																					
非常用ディーゼル発電設備冷却系 中間ループ循環ポンプ	129.0																																					
中央制御室換気空調系 （空気調和機など）	199.0																																					
1・2 号 PHS リモート装置電源	22.0																																					
非常用照明（片系）	80.0																																					
125V 充電器 2A	99.0																																					
125V 充電器 2B	48.0																																					
プラントバイタル CVCF	38.0																																					
中央制御室計測用変圧器 2A	54.0																																					
中央制御室計測用変圧器 2B	54.0																																					
計測用主変圧器	54.0																																					
合計	1,944.0																																					

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																
	六 第 6－3 表 廃止措置期間 中における非 常用ディーゼ ル発電機の負 荷（3／4）	(新規)	第 6－3 表 廃止措置期間中における非常用ディーゼル発電機の 負荷（3／4） <table><tr><th>3 号炉 負荷名称</th><th>負荷容量 [kW]</th></tr><tr><td>燃料プール補給水系</td><td>16.7</td></tr><tr><td>燃料プール補給水ポンプ</td><td></td></tr><tr><td>燃料プール冷却浄化系 ポンプ</td><td>77.8</td></tr><tr><td>原子炉補機冷却系</td><td>421.1</td></tr><tr><td>第二中間ループ循環ポンプ</td><td></td></tr><tr><td>原子炉補機冷却系</td><td>322.3</td></tr><tr><td>海水ポンプ</td><td></td></tr><tr><td>残留熱除去機器冷却系</td><td>322.3</td></tr><tr><td>海水ポンプ</td><td></td></tr><tr><td>非常用ディーゼル発電設備冷却系</td><td>116.7</td></tr><tr><td>中間ループ循環ポンプ</td><td></td></tr><tr><td>中央制御室換気空調系 （空気調和機など）</td><td>379.9</td></tr><tr><td>FPC ポンプ室空調機</td><td>8.4</td></tr><tr><td>3・4 号ペーシング装置電源</td><td>24.0</td></tr><tr><td>3・4 号 PHS リモート装置電源</td><td>22.0</td></tr><tr><td>非常用照明（片系）</td><td>111.2</td></tr><tr><td>125V 充電器 3A</td><td>90.7</td></tr><tr><td>125V 充電器 3B</td><td>40.0</td></tr><tr><td>プラントバイタル CVCF</td><td>34.0</td></tr><tr><td>中央制御室計測用変圧器 3A</td><td>41.3</td></tr><tr><td>中央制御室計測用変圧器 3B</td><td>41.3</td></tr><tr><td>計測用主変圧器</td><td>41.3</td></tr><tr><td>合計</td><td>2,111.0</td></tr></table>	3 号炉 負荷名称	負荷容量 [kW]	燃料プール補給水系	16.7	燃料プール補給水ポンプ		燃料プール冷却浄化系 ポンプ	77.8	原子炉補機冷却系	421.1	第二中間ループ循環ポンプ		原子炉補機冷却系	322.3	海水ポンプ		残留熱除去機器冷却系	322.3	海水ポンプ		非常用ディーゼル発電設備冷却系	116.7	中間ループ循環ポンプ		中央制御室換気空調系 （空気調和機など）	379.9	FPC ポンプ室空調機	8.4	3・4 号ペーシング装置電源	24.0	3・4 号 PHS リモート装置電源	22.0	非常用照明（片系）	111.2	125V 充電器 3A	90.7	125V 充電器 3B	40.0	プラントバイタル CVCF	34.0	中央制御室計測用変圧器 3A	41.3	中央制御室計測用変圧器 3B	41.3	計測用主変圧器	41.3	合計	2,111.0	・非常用ディーゼル発 電機の号炉間融通に関 する設計方針等の追記
3 号炉 負荷名称	負荷容量 [kW]																																																			
燃料プール補給水系	16.7																																																			
燃料プール補給水ポンプ																																																				
燃料プール冷却浄化系 ポンプ	77.8																																																			
原子炉補機冷却系	421.1																																																			
第二中間ループ循環ポンプ																																																				
原子炉補機冷却系	322.3																																																			
海水ポンプ																																																				
残留熱除去機器冷却系	322.3																																																			
海水ポンプ																																																				
非常用ディーゼル発電設備冷却系	116.7																																																			
中間ループ循環ポンプ																																																				
中央制御室換気空調系 （空気調和機など）	379.9																																																			
FPC ポンプ室空調機	8.4																																																			
3・4 号ペーシング装置電源	24.0																																																			
3・4 号 PHS リモート装置電源	22.0																																																			
非常用照明（片系）	111.2																																																			
125V 充電器 3A	90.7																																																			
125V 充電器 3B	40.0																																																			
プラントバイタル CVCF	34.0																																																			
中央制御室計測用変圧器 3A	41.3																																																			
中央制御室計測用変圧器 3B	41.3																																																			
計測用主変圧器	41.3																																																			
合計	2,111.0																																																			

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																		
	六 第 6－3 表 廃止措置期間 中における非 常用ディーゼ ル発電機の負 荷（4／4）	(新規)	第 6－3 表 廃止措置期間中における非常用ディーゼル発電機の 負荷（4／4） <table><tr><th>4 号炉 負荷名称</th><th>負荷容量 [kW]</th></tr><tr><td>燃料プール補給水系 燃料プール補給水ポンプ</td><td>18.0</td></tr><tr><td>燃料プール冷却浄化系 ポンプ</td><td>88.0</td></tr><tr><td>原子炉補機冷却系 第二中間ループ循環ポンプ</td><td>410.0</td></tr><tr><td>原子炉補機冷却系 海水ポンプ</td><td>410.0</td></tr><tr><td>残留熱除去機器冷却系 海水ポンプ</td><td>293.0</td></tr><tr><td>非常用ディーゼル発電設備冷却系 中間ループ循環ポンプ</td><td>155.0</td></tr><tr><td>中央制御室換気空調系 （空気調和機など）</td><td>259.0</td></tr><tr><td>FPC ポンプ室空調機</td><td>0.9</td></tr><tr><td>非常用照明（片系）</td><td>117.0</td></tr><tr><td>125V 充電器 4A</td><td>99.0</td></tr><tr><td>125V 充電器 4B</td><td>48.0</td></tr><tr><td>プラントバイタル CVCF</td><td>45.0</td></tr><tr><td>中央制御室計測用変圧器 4A</td><td>54.0</td></tr><tr><td>中央制御室計測用変圧器 4B</td><td>54.0</td></tr><tr><td>計測用主変圧器</td><td>54.0</td></tr><tr><td>合計</td><td>2,104.9</td></tr></table>	4 号炉 負荷名称	負荷容量 [kW]	燃料プール補給水系 燃料プール補給水ポンプ	18.0	燃料プール冷却浄化系 ポンプ	88.0	原子炉補機冷却系 第二中間ループ循環ポンプ	410.0	原子炉補機冷却系 海水ポンプ	410.0	残留熱除去機器冷却系 海水ポンプ	293.0	非常用ディーゼル発電設備冷却系 中間ループ循環ポンプ	155.0	中央制御室換気空調系 （空気調和機など）	259.0	FPC ポンプ室空調機	0.9	非常用照明（片系）	117.0	125V 充電器 4A	99.0	125V 充電器 4B	48.0	プラントバイタル CVCF	45.0	中央制御室計測用変圧器 4A	54.0	中央制御室計測用変圧器 4B	54.0	計測用主変圧器	54.0	合計	2,104.9	・非常用ディーゼル発 電機の号炉間融通に関 する設計方針等の追記
4 号炉 負荷名称	負荷容量 [kW]																																					
燃料プール補給水系 燃料プール補給水ポンプ	18.0																																					
燃料プール冷却浄化系 ポンプ	88.0																																					
原子炉補機冷却系 第二中間ループ循環ポンプ	410.0																																					
原子炉補機冷却系 海水ポンプ	410.0																																					
残留熱除去機器冷却系 海水ポンプ	293.0																																					
非常用ディーゼル発電設備冷却系 中間ループ循環ポンプ	155.0																																					
中央制御室換気空調系 （空気調和機など）	259.0																																					
FPC ポンプ室空調機	0.9																																					
非常用照明（片系）	117.0																																					
125V 充電器 4A	99.0																																					
125V 充電器 4B	48.0																																					
プラントバイタル CVCF	45.0																																					
中央制御室計測用変圧器 4A	54.0																																					
中央制御室計測用変圧器 4B	54.0																																					
計測用主変圧器	54.0																																					
合計	2,104.9																																					

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
	六 第 6－1 図 非常用ディーゼル発電機から各号炉へ電源を供給する際の電路	(新規)	66kV母線 1, 2号炉用 起動変圧器 1SA 1, 2号炉用 起動変圧器 1SB 3, 4号炉用 起動変圧器 3SA 3, 4号炉用 起動変圧器 3SB 共通用高压母線 6.9kV 1SA-2母線 (1号及び2号炉共用) 共通用高压母線 6.9kV 1SB-2母線 (1号及び2号炉共用) 共通用高压母線 6.9kV 3SA-2母線 (3号及び4号炉共用) 共通用高压母線 6.9kV 3SB-2母線 (3号及び4号炉共用) 1号炉 非常用高压母線 6.9kV 1C母線 1号炉 非常用高压母線 6.9kV 1D母線 2号炉 非常用高压母線 6.9kV 2C母線 2号炉 非常用高压母線 6.9kV 2D母線 3号炉 非常用高压母線 6.9kV 3C母線 3号炉 非常用高压母線 6.9kV 3D母線 4号炉 非常用高压母線 6.9kV 4C母線 4号炉 非常用高压母線 6.9kV 4D母線 1C及び1D母線 2C及び2D母線 3C及び3D母線 4C及び4D母線 1SA-2母線 1SB-2母線 3SA-2母線 3SB-2母線 D/G D/G	・非常用ディーゼル発電機の号炉間融通に関する設計方針等の追記

第 6－1 図 非常用ディーゼル発電機から各号炉へ電源を供給する際の電路

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
52	八 2. 核燃料物質 の管理	2. 核燃料物質の管理 1 号炉原子炉建家内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）に貯蔵中の使用済燃料は，譲渡しまでの期間，1 号炉原子炉建家内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）に貯蔵する。<u>2 号，3 号及び 4 号炉原子炉建屋原子炉棟内へ運搬し，一時的に同建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）（1 号，2 号，3 号及び 4 号炉共用）に貯蔵する場合は，必要に応じて廃止措置計画に反映し変更の認可を受ける。</u>1 号炉原子炉建家内における使用済燃料の取扱い及び貯蔵は，核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設で行うとともに，安全確保のために必要な燃料取扱，臨界防止，冷却浄化等の機能及び性能を有する設備を維持管理する。<u>2 号，3 号及び 4 号炉原子炉建屋原子炉棟内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）（1 号，2 号，3 号及び 4 号炉共用）に運搬した使用済燃料は，各号炉にて管理を行う。</u>また，1 号炉原子炉建家内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）にて管理している使用済燃料の全てを搬出した場合は，1 号炉のすべての使用済燃料は 1 号炉の廃止措置対象施設から搬出されたものとする。なお，廃止措置に万全を期すため，将来廃止措置のために導入する予定の使用済燃料乾式貯蔵施設については，導入する前に廃止措置計画に反映し変更の認可を受ける。	2. 核燃料物質の管理 1 号炉原子炉建家内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）に貯蔵中の使用済燃料は，譲渡しまでの期間，1 号炉原子炉建家内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）に貯蔵する。 1 号炉原子炉建家内における使用済燃料の取扱い及び貯蔵は，核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設で行うとともに，安全確保のために必要な燃料取扱，臨界防止，冷却浄化等の機能及び性能を有する設備を維持管理する。 また，1 号炉原子炉建家内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）にて管理している使用済燃料の全てを搬出した場合は，1 号炉のすべての使用済燃料は 1 号炉の廃止措置対象施設から搬出されたものとする。なお，廃止措置に万全を期すため，将来廃止措置のために導入する予定の使用済燃料乾式貯蔵施設については，導入する前に廃止措置計画に反映し変更の認可を受ける。	・号炉間輸送の記載を削除（解体工事準備期間中には号炉間輸送を計画していないことを明確化）

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
53 54	八 3. 核燃料物質の譲渡し	3. 核燃料物質の譲渡し 使用済燃料は，1 号炉原子炉建家内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）から<u>直接，又は 2 号，3 号及び 4 号炉原子炉建屋原子炉棟内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）（1 号，2 号，3 号及び 4 号炉共用）を経由し</u>，使用済燃料輸送容器を使用して，廃止措置終了までに再処理施設へ全量搬出し，再処理事業者に譲り渡す。 新燃料は，原子炉本体等解体撤去期間の開始までに加工施設等へ全量搬出し，加工事業者等 に譲り渡す。なお，1 号炉原子炉建家内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）に貯蔵している新燃料は，加工施設等の受入基準を満足するように，必要に応じて気中で燃料棒の引抜き，除染及び燃料集合体形状への再組立てを行う等の措置を講じる。その後，必要に応じて新燃料貯蔵施設に一時的に貯蔵し，譲り渡す。新燃料の除染作業に当たっては，燃料棒を安全に取り扱うために専用の作業台を使用し，燃料棒の変形及び損傷を防止するとともに，取り扱う数量を燃料集合体 1 体のみ，かつその 1 体分の燃料棒のみに限定し，臨界を防止する。 使用済燃料及び新燃料の譲渡しにおける取扱いは，核燃料物質取扱設備で取り扱うとともに，安全確保のために必要な燃料取扱機能，臨界防止機能及び燃料落下防止機能並びにこれらの性能を有する設備を維持管理する。また，使用済燃料及び新燃料の譲渡しにおける取扱い及び運搬は，関係法令及び関係告示に基づき適切に実施するとともに，保安のために必要な措置を保安規定に定めて実施する。	3. 核燃料物質の譲渡し 使用済燃料は，1 号炉原子炉建家内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）から 使用済燃料輸送容器を使用して，廃止措置終了までに再処理施設へ全量搬出し，再処理事業者に譲り渡す。 新燃料は，原子炉本体等解体撤去期間の開始までに加工施設等へ全量搬出し，加工事業者等^{※1}に譲り渡す。なお，1 号炉原子炉建家内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）に貯蔵している新燃料は，加工施設等の受入基準を満足するように，必要に応じて気中で燃料棒の引抜き，除染及び燃料集合体形状への再組立てを行う等の措置を講じる。その後，必要に応じて新燃料貯蔵施設に一時的に貯蔵し，譲り渡す。新燃料の除染作業に当たっては，燃料棒を安全に取り扱うために専用の作業台を使用し，燃料棒の変形及び損傷を防止するとともに，取り扱う数量を燃料集合体 1 体のみ，かつその 1 体分の燃料棒のみに限定し，臨界を防止する。 使用済燃料及び新燃料の譲渡しにおける取扱いは，核燃料物質取扱設備で取り扱うとともに，安全確保のために必要な燃料取扱機能，臨界防止機能及び燃料落下防止機能並びにこれらの性能を有する設備を維持管理する。また，使用済燃料及び新燃料の譲渡しにおける取扱い及び運搬は，関係法令及び関係告示に基づき適切に実施するとともに，保安のために必要な措置を保安規定に定めて実施する。 <u>※1：加工事業者等とは，国内の加工事業者のほか，我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の加工事業者を示す。</u>	・号炉間輸送の記載を削除（解体工事準備期間中には号炉間輸送を計画していないことを明確化） ・加工事業者等の「等」を明確化

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
64	十 2. 1. 2. 廃止措置期間中に発生する放射性液体廃棄物の種類及び数量	2. 1. 2. 廃止措置期間中に発生する放射性液体廃棄物の種類及び数量 (1) 解体工事準備期間中 解体工事準備期間中に 1 号炉から発生する放射性液体廃棄物の種類としては、除染、施設の維持管理等により発生する機器ドレン廃液、床ドレン廃液等の原子炉運転中と同様な廃棄物が想定される。 解体工事準備期間中は、原子炉の運転を終了していること、原子炉の運転を停止してから長時間が経過していること、放射性物質によって汚染された区域の解体工事を行わず、原子炉運転中の施設定期検査時と同等の状態が継続すること、放射性液体廃棄物の管理に必要な放射性廃棄物処理機能、放出管理機能及び性能を有する設備を維持管理すること、 復水器冷却水放水口における放射性物質の年間平均濃度が運転中と同等となるよう運転終了に伴う復水器冷却水流量の減少を考慮した放出管理目標値を設定し管理することから、放射性液体廃棄物の放出量は、原子炉設置許可申請書に記載の推定放出量を超えないと評価できる。	2. 1. 2. 廃止措置期間中に発生する放射性液体廃棄物の種類及び数量 (1) 解体工事準備期間中 解体工事準備期間中に 1 号炉から発生する放射性液体廃棄物の種類としては、除染、施設の維持管理等により発生する機器ドレン廃液、床ドレン廃液等の原子炉運転中と同様な廃棄物が想定される。 解体工事準備期間中は、原子炉の運転を終了していること、原子炉の運転を停止してから長時間が経過していること、放射性物質によって汚染された区域の解体工事を行わず、原子炉運転中の施設定期検査時と同等の状態が継続すること、放射性液体廃棄物の管理に必要な放射性廃棄物処理機能、放出管理機能及び性能を有する設備を維持管理すること、<u>放射性液体廃棄物中の核種構成については、原子炉停止後の減衰を考慮し、短半減期核種を除外した核種構成とすること</u>、復水器冷却水放水口における放射性物質の年間平均濃度が運転中と同等となるよう運転終了に伴う復水器冷却水流量の減少を考慮した放出管理目標値を設定し管理することから、放射性液体廃棄物の放出量は、原子炉設置許可申請書に記載の推定放出量を超えないと評価できる。	・放射性液体廃棄物の放出量を現実的な評価に見直し

頁	補正箇所	補正前		補正後		理由
71	十 第 1 0 － 2 表 解体工 事準備期間 中における 放射性液体 廃棄物の放 出管理目標 値	第 1 0 － 2 表 解体工事準備期間中における放射性液体廃棄物の放出管理目標値 (単位：Bq/y)		第 1 0 － 2 表 解体工事準備期間中における放射性液体廃棄物の放出管理目標値 (単位：Bq/y)		・ 放射性液体廃棄物の放出量を現実的な評価に見直し
		項目	放出管理目標値※ ¹	項目	放出管理目標値※ ¹	
		放射性液体廃棄物 (³ Hを除く。)	<u>1.4×10⁹</u>	放射性液体廃棄物 (³ Hを除く。)	<u>1.2×10⁹</u>	

頁	補正箇所	補正前	理由
75	十 第 1 0 - 2 図 解体工事準備期間中の放射性液体廃棄物の処理処分フロー	第 1 0 - 2 図 解体工事準備期間中の放射性液体廃棄物の処理処分フロー	・記載の適正化

頁	補正箇所	補正後	理由
75	十 第 1 0 - 2 図 解体工事準備期間中の放射性液体廃棄物の処理処分フロー	第 1 0 - 2 図 解体工事準備期間中の放射性液体廃棄物の処理処分フロー	・記載の適正化

頁	補正箇所	補正前	理由
76	十 第 1 0 - 3 図 解体工事準備期間中の放射性固体廃棄物の処理フロー（1 / 2）	1 号炉 (原子炉建家原子炉棟) 原子炉冷却材浄化系 受けタンク 燃料プール冷却浄化系 受けタンク 2 号炉 (原子炉建屋原子炉棟) 原子炉冷却材浄化系 受けタンク 燃料プール冷却浄化系 受けタンク 1 号炉 (タービン建家) 復水浄化系 受けタンク (復水浄化系脱塩装置) ※1 2 号炉 (タービン建屋) 復水浄化系 受けタンク 復水浄化系 受けタンク 1 号、2 号、3 号及び 4 号炉共用 1 号及び 2 号炉共用 建家（屋）区分 (1 号及び 2 号炉廃棄物処理建屋) 洗濯廃液系 (第 8 - 2 図) 洗濯廃液系濃縮装置から 濃縮洗濯廃液タンク 乾燥装置 濃縮廃液系 原子炉冷却材浄化系沈降分離槽 (第 8 - 2 図) 低電導度廃液系ろ過装置から 復水浄化系沈降分離槽 濃縮廃液タンク (第 8 - 2 図) 低電導度廃液系脱塩器から (第 8 - 2 図) 洗濯廃液系脱塩器から 使用済樹脂槽 (※ 1) 復水浄化系脱塩装置から 固体廃棄物貯蔵庫 3 号及び 4 号炉廃棄物処理建屋	・記載の適正化

第 1 0 - 3 図 解体工事準備期間中の放射性固体廃棄物の処理フロー（1 / 2）

頁	補正箇所	補正後	理由
76	十 第 1 0 - 3 図 解体工事準備期間中の放射性固体廃棄物の処理フロー（1 / 2）	1 号炉 (原子炉建家原子炉棟) 原子炉冷却材浄化系 受けタンク 燃料プール冷却浄化系 受けタンク 2 号炉 (原子炉建屋原子炉棟) 原子炉冷却材浄化系 受けタンク 燃料プール冷却浄化系 受けタンク 1 号炉 (タービン建家) 復水浄化系 受けタンク (復水浄化系脱塩装置) ⇒ ※1 2 号炉 (タービン建屋) 復水浄化系 受けタンク 復水浄化系 受けタンク 洗濯廃液系 (第10-2図) 洗濯廃液系濃縮装置から 濃縮洗濯廃液タンク 乾燥装置 濃縮廃液系 濃縮廃液タンク 原子炉冷却材浄化系沈降分離槽 (第10-2図) 低電導度廃液系ろ過装置から 復水浄化系沈降分離槽 (第10-2図) 低電導度廃液系脱塩器から (第10-2図) 洗濯廃液系脱塩器から 使用済樹脂槽 (※1 復水浄化系脱塩装置から) 1 号, 2 号, 3 号及び 4 号炉共用 1 号及び 2 号炉共用 建家 (屋) 区分 第 1 0 - 3 図 解体工事準備期間中の放射性固体廃棄物の処理フロー（1 / 2）	・記載の適正化

第 1 0 - 3 図 解体工事準備期間中の放射性固体廃棄物の処理フロー（1 / 2）

第10-3図 解体工事準備期間中の放射性固体廃棄物の処理フロー（2／2）

頁	補正箇所	補正後	理由
77	十 第 1 0 - 3 図 解体工事準備期間中の放射性固体廃棄物の処理フロー（2 / 2）	（3 号及び 4 号炉廃棄物処理建屋） 3 号又は 4 号炉 （原子炉建屋原子炉棟） 原子炉冷却材浄化系 受けタンク 燃料プール冷却浄化系 受けタンク 3 号又は 4 号炉 （タービン建屋） 復水浄化系 受けタンク 3 号又は 4 号炉 （原子炉建屋附属棟） 復水浄化系 受けタンク 使用済樹脂系 濃縮廃液系 （第 1 0 - 2 図 高電導度廃液系濃縮装置から） 濃縮廃液タンク 原子炉冷却材浄化系沈降分離槽 （第 1 0 - 2 図 低電導度廃液系ろ過装置から） 復水浄化系沈降分離槽 （第 1 0 - 2 図 低電導度廃液系脱塩器から 第 1 0 - 2 図 高電導度廃液系脱塩器から） 使用済樹脂槽 固化装置 固体廃棄物貯蔵庫 1 号及び 2 号炉廃棄物処理建屋 1 号、2 号、3 号及び 4 号炉共用 3 号及び 4 号炉共用 建家（屋）区分 雑固体廃棄物焼却設備 固体廃棄物貯蔵庫 雑固体廃棄物 減容装置 固型化处理（モルタル充填）	・記載の適正化

第 1 0 - 3 図 解体工事準備期間中の放射性固体廃棄物の処理フロー（2 / 2）

頁	補正箇所	補正前	理由
2-2	添付書類二 第 2 - 1 - 1 図 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図	第 2 - 1 - 1 図 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図	・図の明瞭化, 廃止措置に係る工事作業区域変更

頁	補正箇所	補正後	理由
2-2	添付書類二 第 2 - 1 - 1 図 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図	第 2 - 1 - 1 図 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図	・図の明瞭化, 廃止措置に係る工事作業区域変更

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
3－12	添付書類三 2.2.1. 解体工 事準備期間中	2.2.1. 解体工事準備期間中 (2)放射性液体廃棄物の放出による被ばく a. 放射性液体廃棄物の推定放出量 (a)海水中における放射性物質の濃度 福島第二原子力発電所では、放射性液体廃棄物の放出管理目標値を 1 号， 2 号， 3 号及び 4 号炉の合計（トリチウムを除く。）で$1.4\times 10^{11}\text{Bq/y}$に設定して放出管理している。 「原子炉設置許可申請書 添付書類九」では、放射性液体廃棄物中に含まれる放射性物質に起因する実効線量の計算に用いる海水中における放射性物質の濃度は、復水器冷却水放水口の濃度と同じになるとして、放射性物質の年間放出量を年間の復水器冷却水量で除して計算している。計算に当たっては、年間放出量（トリチウムを除く。）は、液体廃棄物処理系の放射性物質濃度並びに先行炉の運転実績及び設計運転条件を基に推定した発生量及び環境放出量から液体廃棄物処理系の運用の変動を考慮して、1 号， 2 号， 3 号及び 4 号炉ともに$3.7\times 10^{10}\text{Bq/y}$とし、復水器冷却水量は、原子炉 1 基当たり約$1.9\times 10^9\text{m}^3/\text{y}$としている。 <u>海水中における放射性物質の年間平均濃度を第 3－2－3 表に示す。</u>	2.2.1. 解体工事準備期間中 (2)放射性液体廃棄物の放出による被ばく a. 放射性液体廃棄物の推定放出量 (a)海水中における放射性物質の濃度 福島第二原子力発電所では、放射性液体廃棄物の放出管理目標値を 1 号， 2 号， 3 号及び 4 号炉の合計（トリチウムを除く。）で$1.4\times 10^{11}\text{Bq/y}$に設定して放出管理している。 「原子炉設置許可申請書 添付書類九」では、放射性液体廃棄物中に含まれる放射性物質に起因する実効線量の計算に用いる海水中における放射性物質の濃度は、復水器冷却水放水口の濃度と同じになるとして、放射性物質の年間放出量を年間の復水器冷却水量で除して計算している。計算に当たっては、年間放出量（トリチウムを除く。）は、液体廃棄物処理系の放射性物質濃度並びに先行炉の運転実績及び設計運転条件を基に推定した発生量及び環境放出量から液体廃棄物処理系の運用の変動を考慮して、1 号， 2 号， 3 号及び 4 号炉ともに$3.7\times 10^{10}\text{Bq/y}$とし、復水器冷却水量は、原子炉 1 基当たり約$1.9\times 10^9\text{m}^3/\text{y}$としている。	・ 記載の適正化（放射性液体廃棄物の放出量を現実的な評価に見直し）

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
3－13	添付書類三 2.2.1. 解体工 事準備期間中	2.2.1. 解体工事準備期間中 (2)放射性液体廃棄物の放出による被ばく a. 放射性液体廃棄物の推定放出量 (b)解体工事準備期間中における放出管理目標値 原子炉運転中においては、実効線量の計算に用いる海水中における放射性物質の濃度は、循環水ポンプ 3 台運転、稼働率80%の場合の冷却水量を基に計算している。 今後、1 号炉から発生する放射性液体廃棄物は、1 号炉復水器冷却水放水口から放出せずに、2 号、3 号及び 4 号炉のいずれかの復水器冷却水放水口から放出する。 今後も、実効線量の計算に用いる海水中における放射性物質の濃度を原子炉運転中と同等に維持するため、復水器冷却水流量の減少に加え、1 号炉から発生した放射性液体廃棄物の放出を考慮しても 2 号、3 号及び 4 号炉復水器冷却水放水口の海水中における放射性物質の濃度が原子炉運転中と同等に維持するように 2 号、3 号及び 4 号炉の放出量を減少させる。 以上より、解体工事準備期間中における 1 号、2 号、3 号及び 4 号炉の放射性液体廃棄物の年間放出量を第 3－2－4 表に示す。 したがって、第 3－2－5 表に示すとおり、放射性液体廃棄物の放出管理目標値（トリチウムを除く。）を 1 号、2 号、3 号及び 4 号炉合計で$1.4\times 10^9\text{Bq/y}$に変更する。	2.2.1. 解体工事準備期間中 (2)放射性液体廃棄物の放出による被ばく a. 放射性液体廃棄物の推定放出量 (b)解体工事準備期間中における放出管理目標値 原子炉運転中においては、実効線量の計算に用いる海水中における放射性物質の濃度は、循環水ポンプ 3 台運転、稼働率80%の場合の冷却水量を基に計算している。 今後、1 号炉から発生する放射性液体廃棄物は、1 号炉復水器冷却水放水口から放出せずに、2 号、3 号及び 4 号炉のいずれかの復水器冷却水放水口から放出する。 今後も、実効線量の計算に用いる海水中における放射性物質の濃度を原子炉運転中と同等に維持するため、復水器冷却水流量の減少に加え、1 号炉から発生した放射性液体廃棄物の放出を考慮しても 2 号、3 号及び 4 号炉復水器冷却水放水口の海水中における放射性物質の濃度が原子炉運転中と同等に維持するように 2 号、3 号及び 4 号炉の放出量を減少させる。<u>また、放射性液体廃棄物中の核種構成については、原子炉停止後の減衰を考慮し、短半減期核種を除外した核種構成とする。</u> 以上より、解体工事準備期間中における 1 号、2 号、3 号及び 4 号炉の<u>海水中における放射性物質の年間平均濃度及び</u>放射性液体廃棄物の年間放出量を<u>第 3－2－3 表及び</u>第 3－2－4 表に示す。 したがって、第 3－2－5 表に示すとおり、放射性液体廃棄物の放出管理目標値（トリチウムを除く。）を 1 号、2 号、3 号及び 4 号炉合計で$1.2\times 10^9\text{Bq/y}$に変更する。	・放射性液体廃棄物の放出量を現実的な評価に見直し

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
3－17	添付書類三 2.2.1. 解体工事準備期間中	2.2.1. 解体工事準備期間中 (2)放射性液体廃棄物の放出による被ばく c. 実効線量の評価結果 放出管理目標値に相当する放射性物質を管理放出する場合の実効線量の評価結果は、 海水中における放射性物質の濃度を 1 号炉原子炉運転中と同等に維持するため、<u>「原子炉設置許可申請書 添付書類九」に記載の値と同等となり、</u> 1 号、2 号、3 号及び 4 号炉による放射性液体廃棄物中に含まれる放射性物質（よう素を除く。）による実効線量は、<u>約4.3 μ Sv/y</u>となる。また、1 号、2 号、3 号及び 4 号炉による放射性液体廃棄物中に含まれるよう素による実効線量計算結果を第 3－2－9 表に示す。<u>これによれば、海藻類を摂取する場合、成人で約0.007 μ Sv/y、幼児で約0.02 μ Sv/y、乳児で約0.03 μ Sv/y、海藻類を摂取しない場合は、成人で約0.007 μ Sv/y、幼児で約0.02 μ Sv/y、乳児で約0.01 μ Sv/yとなる。</u>	2.2.1. 解体工事準備期間中 (2)放射性液体廃棄物の放出による被ばく c. 実効線量の評価結果 放出管理目標値に相当する放射性物質を管理放出する場合の実効線量の評価結果は、<u>原子炉停止後の減衰を考慮し、短半減期核種を除外した核種構成とすること、その他の核種については、</u>海水中における放射性物質の濃度を 1 号炉原子炉運転中と同等に維持するため、 1 号、2 号、3 号及び 4 号炉による放射性液体廃棄物中に含まれる放射性物質（よう素を除く。）による実効線量は、<u>約 2.6 μ Sv/y</u>となる。また、1 号、2 号、3 号及び 4 号炉による放射性液体廃棄物中に含まれるよう素による実効線量計算結果は第 3－2－9 表に示す<u>とおり、無視できる。</u>	・放射性液体廃棄物の放出量を現実的な評価に見直し

福島第二原子力発電所 1 号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
3-17 3-18	添付書類三 2.2.1. 解体工事準備期間中	2.2.1. 解体工事準備期間中 (3)放射性固体廃棄物からの直接線量及びスカイシャイン線量 1号 炉運転時における福島第二原子力発電所からの直接線量及びスカイシャイン線量による空気カーマは、人の居住する可能性のある敷地境界外において年間50 μ Gyを下回る。 解体工事準備期間中は、1号 炉内において放射性物質によって汚染された区域の解体工事を行わず原子炉運転中の施設定期検査時と同等の状態が継続する。また、既存の建物及び構築物等を維持する。 1号 炉運転中の直接線及びスカイシャイン線に主に寄与するタービン建 家 からの線量は、主蒸気中に含まれる窒素（N-16）を線源としている。 1号 炉は、運転を停止してから長期間が経過していること、窒素（N-16）の半減期は約7秒であることから、タービン建 家 からの線量は無視できる。 また、解体工事準備期間中に発生する放射性固体廃棄物は、固体廃棄物貯蔵庫等の貯蔵容量を超えないように貯蔵保管するとともに、安全確保のために必要な機能及び性能を維持することから、1号 炉運転時における直接線及びスカイシャイン線の評価結果を超えることはない。 したがって、解体工事準備期間における福島第二原子力発電所からの直接線量及びスカイシャイン線量による空気カーマは、1号 炉運転時と同様に、人の居住する可能性のある敷地境界外において年間50 μ Gyを下回る。	2.2.1. 解体工事準備期間中 (3)放射性固体廃棄物からの直接線量及びスカイシャイン線量 1号、<u>2号、3号及び4号</u>炉運転時における福島第二原子力発電所からの直接線量及びスカイシャイン線量による空気カーマは、人の居住する可能性のある敷地境界外において年間50 μ Gyを下回る。 解体工事準備期間中は、1号、<u>2号、3号及び4号</u>炉内において放射性物質によって汚染された区域の解体工事を行わず原子炉運転中の施設定期検査時と同等の状態が継続する。また、既存の建物及び構築物等を維持する。 1号、<u>2号、3号及び4号</u>炉運転中の直接線及びスカイシャイン線に主に寄与するタービン建<u>屋（家）</u>からの線量は、主蒸気中に含まれる窒素（N-16）を線源としている。 1号、<u>2号、3号及び4号</u>炉は、運転を停止してから長期間が経過していること、窒素（N-16）の半減期は約7秒であることから、タービン建<u>屋（家）</u>からの線量は無視できる。 また、解体工事準備期間中に発生する放射性固体廃棄物は、固体廃棄物貯蔵庫等の貯蔵容量を超えないように貯蔵保管するとともに、安全確保のために必要な機能及び性能を維持することから、1号、<u>2号、3号及び4号</u>炉運転時における直接線及びスカイシャイン線の評価結果を超えることはない。 したがって、解体工事準備期間における福島第二原子力発電所からの直接線量及びスカイシャイン線量による空気カーマは、1号、<u>2号、3号及び4号</u>炉運転時と同様に、人の居住する可能性のある敷地境界外において年間50 μ Gyを下回る。	・記載の適正化

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
3－18	添付書類三 2.2.1. 解体工 事準備期間中	2.2.1. 解体工事準備期間中 (4)被ばく評価のまとめ 敷地境界外における 1 号，2 号，3 号及び 4 号炉からの放射性 気体廃棄物中の希ガスの γ 線による実効線量並びに放射性気体 廃棄物中に含まれるよう素の吸入摂取，葉菜摂取及び牛乳摂取に よる実効線量は，無視できる。また， 放射性液体廃棄物中の放射性物質（よう素を除く。）によ る実効線量<u>並びに</u>放射性液体廃棄物中に含まれるよう素を摂取 する場合の実効線量は，<u>第 3－2－10 表に示すとおり，それぞ れ約 4.3 μ Sv/y 及び約 0.03 μ Sv/y となり，合計約 4.3 μ Sv/y</u>であ る。この値は，「線量目標値指針」に示される線量目標値 50 μ Sv/y を下回る。 また，福島第二原子力発電所の発電用原子炉施設からの直接線 量及びスカイシャイン線量による空気カーマは，「一般公衆線量 評価」に示される年間 50 μ Gy 程度を下回る。	2.2.1. 解体工事準備期間中 (4)被ばく評価のまとめ 敷地境界外における 1 号，2 号，3 号及び 4 号炉からの放射性 気体廃棄物中の希ガスの γ 線による実効線量並びに放射性気体 廃棄物中に含まれるよう素の吸入摂取，葉菜摂取及び牛乳摂取に よる実効線量は，無視できる。また，<u>第 3－2－10 表に示すと おり</u>，放射性液体廃棄物中の放射性物質（よう素を除く。）によ る実効線量<u>は約 2.6 μ Sv/y となり</u>，放射性液体廃棄物中に含まれ るよう素を摂取する場合の実効線量は<u>無視できることから</u>， 合計 <u>約 2.6 μ Sv/y</u> であ る。この値は，「線量目標値指針」に示される線量目標値 50 μ Sv/y を下回る。 また，福島第二原子力発電所の発電用原子炉施設からの直接線 量及びスカイシャイン線量による空気カーマは，「一般公衆線量 評価」に示される年間 50 μ Gy 程度を下回る。	・放射性液体廃棄物の放 出量を現実的な評価に見 直し

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																								
3－22	添付書類三 第 3 － 2 － 3 表 海水中における放射性物質の年間平均濃度	第 3 － 2 － 3 表 海水中における放射性物質の年間平均濃度 (単位：Bq/cm ³) <table><tr><th>核種</th><th>年間平均濃度</th></tr><tr><td>⁵¹Cr</td><td><u>約3.9×10^{－7}</u></td></tr><tr><td>⁵⁴Mn</td><td>約7.8×10^{－6}</td></tr><tr><td>⁵⁹Fe</td><td><u>約1.4×10^{－6}</u></td></tr><tr><td>⁵⁸Co</td><td><u>約5.8×10^{－7}</u></td></tr><tr><td>⁶⁰Co</td><td>約5.8×10^{－6}</td></tr><tr><td>⁸⁹Sr</td><td><u>約3.9×10^{－7}</u></td></tr><tr><td>⁹⁰Sr</td><td>約1.9×10^{－7}</td></tr><tr><td>¹³¹I</td><td><u>約3.9×10^{－7}</u></td></tr><tr><td>¹³⁴Cs</td><td>約9.7×10^{－7}</td></tr><tr><td>¹³⁷Cs</td><td>約1.6×10^{－6}</td></tr><tr><td>³H</td><td>約2.0×10^{－3}</td></tr></table>	核種	年間平均濃度	⁵¹ Cr	<u>約3.9×10^{－7}</u>	⁵⁴ Mn	約7.8×10 ^{－6}	⁵⁹ Fe	<u>約1.4×10^{－6}</u>	⁵⁸ Co	<u>約5.8×10^{－7}</u>	⁶⁰ Co	約5.8×10 ^{－6}	⁸⁹ Sr	<u>約3.9×10^{－7}</u>	⁹⁰ Sr	約1.9×10 ^{－7}	¹³¹ I	<u>約3.9×10^{－7}</u>	¹³⁴ Cs	約9.7×10 ^{－7}	¹³⁷ Cs	約1.6×10 ^{－6}	³ H	約2.0×10 ^{－3}	第 3 － 2 － 3 表 海水中における放射性物質の年間平均濃度 (単位：Bq/cm ³) <table><tr><th rowspan="2">核種</th><th colspan="4">年間平均濃度</th></tr><tr><th><u>1 号炉</u></th><th><u>2 号炉</u></th><th><u>3 号炉</u></th><th><u>4 号炉</u></th></tr><tr><td>⁵¹Cr</td><td><u>＝</u></td><td><u>～0</u></td><td><u>～0</u></td><td><u>～0</u></td></tr><tr><td>⁵⁴Mn</td><td><u>＝</u></td><td>約7.8×10^{－6}</td><td>約7.8×10^{－6}</td><td>約7.8×10^{－6}</td></tr><tr><td>⁵⁹Fe</td><td><u>＝</u></td><td><u>～0</u></td><td><u>～0</u></td><td><u>～0</u></td></tr><tr><td>⁵⁸Co</td><td><u>＝</u></td><td><u>～0</u></td><td><u>～0</u></td><td><u>～0</u></td></tr><tr><td>⁶⁰Co</td><td><u>＝</u></td><td>約5.8×10^{－6}</td><td>約5.8×10^{－6}</td><td>約5.8×10^{－6}</td></tr><tr><td>⁸⁹Sr</td><td><u>＝</u></td><td><u>～0</u></td><td><u>～0</u></td><td><u>～0</u></td></tr><tr><td>⁹⁰Sr</td><td><u>＝</u></td><td>約1.9×10^{－7}</td><td>約1.9×10^{－7}</td><td>約1.9×10^{－7}</td></tr><tr><td>¹³¹I</td><td><u>＝</u></td><td><u>～0</u></td><td><u>～0</u></td><td><u>～0</u></td></tr><tr><td>¹³⁴Cs</td><td><u>＝</u></td><td>約9.7×10^{－7}</td><td>約9.7×10^{－7}</td><td>約9.7×10^{－7}</td></tr><tr><td>¹³⁷Cs</td><td><u>＝</u></td><td>約1.6×10^{－6}</td><td>約1.6×10^{－6}</td><td>約1.6×10^{－6}</td></tr><tr><td>³H</td><td><u>＝</u></td><td>約2.0×10^{－3}</td><td>約2.0×10^{－3}</td><td>約2.0×10^{－3}</td></tr></table>	核種	年間平均濃度				<u>1 号炉</u>	<u>2 号炉</u>	<u>3 号炉</u>	<u>4 号炉</u>	⁵¹ Cr	<u>＝</u>	<u>～0</u>	<u>～0</u>	<u>～0</u>	⁵⁴ Mn	<u>＝</u>	約7.8×10 ^{－6}	約7.8×10 ^{－6}	約7.8×10 ^{－6}	⁵⁹ Fe	<u>＝</u>	<u>～0</u>	<u>～0</u>	<u>～0</u>	⁵⁸ Co	<u>＝</u>	<u>～0</u>	<u>～0</u>	<u>～0</u>	⁶⁰ Co	<u>＝</u>	約5.8×10 ^{－6}	約5.8×10 ^{－6}	約5.8×10 ^{－6}	⁸⁹ Sr	<u>＝</u>	<u>～0</u>	<u>～0</u>	<u>～0</u>	⁹⁰ Sr	<u>＝</u>	約1.9×10 ^{－7}	約1.9×10 ^{－7}	約1.9×10 ^{－7}	¹³¹ I	<u>＝</u>	<u>～0</u>	<u>～0</u>	<u>～0</u>	¹³⁴ Cs	<u>＝</u>	約9.7×10 ^{－7}	約9.7×10 ^{－7}	約9.7×10 ^{－7}	¹³⁷ Cs	<u>＝</u>	約1.6×10 ^{－6}	約1.6×10 ^{－6}	約1.6×10 ^{－6}	³ H	<u>＝</u>	約2.0×10 ^{－3}	約2.0×10 ^{－3}	約2.0×10 ^{－3}	・放射性液体廃棄物の放出量を現実的な評価に見直し
核種	年間平均濃度																																																																																											
⁵¹ Cr	<u>約3.9×10^{－7}</u>																																																																																											
⁵⁴ Mn	約7.8×10 ^{－6}																																																																																											
⁵⁹ Fe	<u>約1.4×10^{－6}</u>																																																																																											
⁵⁸ Co	<u>約5.8×10^{－7}</u>																																																																																											
⁶⁰ Co	約5.8×10 ^{－6}																																																																																											
⁸⁹ Sr	<u>約3.9×10^{－7}</u>																																																																																											
⁹⁰ Sr	約1.9×10 ^{－7}																																																																																											
¹³¹ I	<u>約3.9×10^{－7}</u>																																																																																											
¹³⁴ Cs	約9.7×10 ^{－7}																																																																																											
¹³⁷ Cs	約1.6×10 ^{－6}																																																																																											
³ H	約2.0×10 ^{－3}																																																																																											
核種	年間平均濃度																																																																																											
	<u>1 号炉</u>	<u>2 号炉</u>	<u>3 号炉</u>	<u>4 号炉</u>																																																																																								
⁵¹ Cr	<u>＝</u>	<u>～0</u>	<u>～0</u>	<u>～0</u>																																																																																								
⁵⁴ Mn	<u>＝</u>	約7.8×10 ^{－6}	約7.8×10 ^{－6}	約7.8×10 ^{－6}																																																																																								
⁵⁹ Fe	<u>＝</u>	<u>～0</u>	<u>～0</u>	<u>～0</u>																																																																																								
⁵⁸ Co	<u>＝</u>	<u>～0</u>	<u>～0</u>	<u>～0</u>																																																																																								
⁶⁰ Co	<u>＝</u>	約5.8×10 ^{－6}	約5.8×10 ^{－6}	約5.8×10 ^{－6}																																																																																								
⁸⁹ Sr	<u>＝</u>	<u>～0</u>	<u>～0</u>	<u>～0</u>																																																																																								
⁹⁰ Sr	<u>＝</u>	約1.9×10 ^{－7}	約1.9×10 ^{－7}	約1.9×10 ^{－7}																																																																																								
¹³¹ I	<u>＝</u>	<u>～0</u>	<u>～0</u>	<u>～0</u>																																																																																								
¹³⁴ Cs	<u>＝</u>	約9.7×10 ^{－7}	約9.7×10 ^{－7}	約9.7×10 ^{－7}																																																																																								
¹³⁷ Cs	<u>＝</u>	約1.6×10 ^{－6}	約1.6×10 ^{－6}	約1.6×10 ^{－6}																																																																																								
³ H	<u>＝</u>	約2.0×10 ^{－3}	約2.0×10 ^{－3}	約2.0×10 ^{－3}																																																																																								

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																																																																		
3－23	添付書類三 第 3－2－4 表 解体工事準備期間中における放射性液体廃棄物の年間放出量	第 3－2－4 表 解体工事準備期間中における放射性液体廃棄物の年間放出量 (単位：Bq/y) <table><tr><th>核 種</th><th>1 号炉※1</th><th>2 号炉</th><th>3 号炉</th><th>4 号炉</th></tr><tr><td>⁵¹Cr</td><td><u>7.2×10⁶</u></td><td><u>7.2×10⁶</u></td><td><u>7.2×10⁶</u></td><td><u>7.2×10⁶</u></td></tr><tr><td>⁵⁴Mn</td><td>1.4×10⁸</td><td>1.4×10⁸</td><td>1.4×10⁸</td><td>1.4×10⁸</td></tr><tr><td>⁵⁹Fe</td><td><u>2.5×10⁷</u></td><td><u>2.5×10⁷</u></td><td><u>2.5×10⁷</u></td><td><u>2.5×10⁷</u></td></tr><tr><td>⁵⁸Co</td><td><u>1.1×10⁷</u></td><td><u>1.1×10⁷</u></td><td><u>1.1×10⁷</u></td><td><u>1.1×10⁷</u></td></tr><tr><td>⁶⁰Co</td><td>1.1×10⁸</td><td>1.1×10⁸</td><td>1.1×10⁸</td><td>1.1×10⁸</td></tr><tr><td>⁸⁹Sr</td><td><u>7.2×10⁶</u></td><td><u>7.2×10⁶</u></td><td><u>7.2×10⁶</u></td><td><u>7.2×10⁶</u></td></tr><tr><td>⁹⁰Sr</td><td>3.6×10⁶</td><td>3.6×10⁶</td><td>3.6×10⁶</td><td>3.6×10⁶</td></tr><tr><td>¹³¹I</td><td><u>7.2×10⁶</u></td><td><u>7.2×10⁶</u></td><td><u>7.2×10⁶</u></td><td><u>7.2×10⁶</u></td></tr><tr><td>¹³⁴Cs</td><td>1.8×10⁷</td><td>1.8×10⁷</td><td>1.8×10⁷</td><td>1.8×10⁷</td></tr><tr><td>¹³⁷Cs</td><td>2.9×10⁷</td><td>2.9×10⁷</td><td>2.9×10⁷</td><td>2.9×10⁷</td></tr><tr><td>放出量合計 (³Hを除く。)</td><td><u>3.6×10⁸</u></td><td><u>3.6×10⁸</u></td><td><u>3.6×10⁸</u></td><td><u>3.6×10⁸</u></td></tr><tr><td>³H</td><td>3.6×10¹⁰</td><td>3.6×10¹⁰</td><td>3.6×10¹⁰</td><td>3.6×10¹⁰</td></tr></table>	核 種	1 号炉※1	2 号炉	3 号炉	4 号炉	⁵¹ Cr	<u>7.2×10⁶</u>	<u>7.2×10⁶</u>	<u>7.2×10⁶</u>	<u>7.2×10⁶</u>	⁵⁴ Mn	1.4×10 ⁸	1.4×10 ⁸	1.4×10 ⁸	1.4×10 ⁸	⁵⁹ Fe	<u>2.5×10⁷</u>	<u>2.5×10⁷</u>	<u>2.5×10⁷</u>	<u>2.5×10⁷</u>	⁵⁸ Co	<u>1.1×10⁷</u>	<u>1.1×10⁷</u>	<u>1.1×10⁷</u>	<u>1.1×10⁷</u>	⁶⁰ Co	1.1×10 ⁸	1.1×10 ⁸	1.1×10 ⁸	1.1×10 ⁸	⁸⁹ Sr	<u>7.2×10⁶</u>	<u>7.2×10⁶</u>	<u>7.2×10⁶</u>	<u>7.2×10⁶</u>	⁹⁰ Sr	3.6×10 ⁶	3.6×10 ⁶	3.6×10 ⁶	3.6×10 ⁶	¹³¹ I	<u>7.2×10⁶</u>	<u>7.2×10⁶</u>	<u>7.2×10⁶</u>	<u>7.2×10⁶</u>	¹³⁴ Cs	1.8×10 ⁷	1.8×10 ⁷	1.8×10 ⁷	1.8×10 ⁷	¹³⁷ Cs	2.9×10 ⁷	2.9×10 ⁷	2.9×10 ⁷	2.9×10 ⁷	放出量合計 (³ Hを除く。)	<u>3.6×10⁸</u>	<u>3.6×10⁸</u>	<u>3.6×10⁸</u>	<u>3.6×10⁸</u>	³ H	3.6×10 ¹⁰	3.6×10 ¹⁰	3.6×10 ¹⁰	3.6×10 ¹⁰	第 3－2－4 表 解体工事準備期間中における放射性液体廃棄物の年間放出量 (単位：Bq/y) <table><tr><th>核 種</th><th>1 号炉※1</th><th>2 号炉</th><th>3 号炉</th><th>4 号炉</th></tr><tr><td>⁵¹Cr</td><td><u>～0</u></td><td><u>～0</u></td><td><u>～0</u></td><td><u>～0</u></td></tr><tr><td>⁵⁴Mn</td><td>1.4×10⁸</td><td>1.4×10⁸</td><td>1.4×10⁸</td><td>1.4×10⁸</td></tr><tr><td>⁵⁹Fe</td><td><u>～0</u></td><td><u>～0</u></td><td><u>～0</u></td><td><u>～0</u></td></tr><tr><td>⁵⁸Co</td><td><u>～0</u></td><td><u>～0</u></td><td><u>～0</u></td><td><u>～0</u></td></tr><tr><td>⁶⁰Co</td><td>1.1×10⁸</td><td>1.1×10⁸</td><td>1.1×10⁸</td><td>1.1×10⁸</td></tr><tr><td>⁸⁹Sr</td><td><u>～0</u></td><td><u>～0</u></td><td><u>～0</u></td><td><u>～0</u></td></tr><tr><td>⁹⁰Sr</td><td>3.6×10⁶</td><td>3.6×10⁶</td><td>3.6×10⁶</td><td>3.6×10⁶</td></tr><tr><td>¹³¹I</td><td><u>～0</u></td><td><u>～0</u></td><td><u>～0</u></td><td><u>～0</u></td></tr><tr><td>¹³⁴Cs</td><td>1.8×10⁷</td><td>1.8×10⁷</td><td>1.8×10⁷</td><td>1.8×10⁷</td></tr><tr><td>¹³⁷Cs</td><td>2.9×10⁷</td><td>2.9×10⁷</td><td>2.9×10⁷</td><td>2.9×10⁷</td></tr><tr><td>放出量合計 (³Hを除く。)</td><td><u>3.0×10⁸</u></td><td><u>3.0×10⁸</u></td><td><u>3.0×10⁸</u></td><td><u>3.0×10⁸</u></td></tr><tr><td>³H</td><td>3.6×10¹⁰</td><td>3.6×10¹⁰</td><td>3.6×10¹⁰</td><td>3.6×10¹⁰</td></tr></table>	核 種	1 号炉※1	2 号炉	3 号炉	4 号炉	⁵¹ Cr	<u>～0</u>	<u>～0</u>	<u>～0</u>	<u>～0</u>	⁵⁴ Mn	1.4×10 ⁸	1.4×10 ⁸	1.4×10 ⁸	1.4×10 ⁸	⁵⁹ Fe	<u>～0</u>	<u>～0</u>	<u>～0</u>	<u>～0</u>	⁵⁸ Co	<u>～0</u>	<u>～0</u>	<u>～0</u>	<u>～0</u>	⁶⁰ Co	1.1×10 ⁸	1.1×10 ⁸	1.1×10 ⁸	1.1×10 ⁸	⁸⁹ Sr	<u>～0</u>	<u>～0</u>	<u>～0</u>	<u>～0</u>	⁹⁰ Sr	3.6×10 ⁶	3.6×10 ⁶	3.6×10 ⁶	3.6×10 ⁶	¹³¹ I	<u>～0</u>	<u>～0</u>	<u>～0</u>	<u>～0</u>	¹³⁴ Cs	1.8×10 ⁷	1.8×10 ⁷	1.8×10 ⁷	1.8×10 ⁷	¹³⁷ Cs	2.9×10 ⁷	2.9×10 ⁷	2.9×10 ⁷	2.9×10 ⁷	放出量合計 (³ Hを除く。)	<u>3.0×10⁸</u>	<u>3.0×10⁸</u>	<u>3.0×10⁸</u>	<u>3.0×10⁸</u>	³ H	3.6×10 ¹⁰	3.6×10 ¹⁰	3.6×10 ¹⁰	3.6×10 ¹⁰	・放射性液体廃棄物の放出量を現実的な評価に見直し
核 種	1 号炉※1	2 号炉	3 号炉	4 号炉																																																																																																																																		
⁵¹ Cr	<u>7.2×10⁶</u>	<u>7.2×10⁶</u>	<u>7.2×10⁶</u>	<u>7.2×10⁶</u>																																																																																																																																		
⁵⁴ Mn	1.4×10 ⁸	1.4×10 ⁸	1.4×10 ⁸	1.4×10 ⁸																																																																																																																																		
⁵⁹ Fe	<u>2.5×10⁷</u>	<u>2.5×10⁷</u>	<u>2.5×10⁷</u>	<u>2.5×10⁷</u>																																																																																																																																		
⁵⁸ Co	<u>1.1×10⁷</u>	<u>1.1×10⁷</u>	<u>1.1×10⁷</u>	<u>1.1×10⁷</u>																																																																																																																																		
⁶⁰ Co	1.1×10 ⁸	1.1×10 ⁸	1.1×10 ⁸	1.1×10 ⁸																																																																																																																																		
⁸⁹ Sr	<u>7.2×10⁶</u>	<u>7.2×10⁶</u>	<u>7.2×10⁶</u>	<u>7.2×10⁶</u>																																																																																																																																		
⁹⁰ Sr	3.6×10 ⁶	3.6×10 ⁶	3.6×10 ⁶	3.6×10 ⁶																																																																																																																																		
¹³¹ I	<u>7.2×10⁶</u>	<u>7.2×10⁶</u>	<u>7.2×10⁶</u>	<u>7.2×10⁶</u>																																																																																																																																		
¹³⁴ Cs	1.8×10 ⁷	1.8×10 ⁷	1.8×10 ⁷	1.8×10 ⁷																																																																																																																																		
¹³⁷ Cs	2.9×10 ⁷	2.9×10 ⁷	2.9×10 ⁷	2.9×10 ⁷																																																																																																																																		
放出量合計 (³ Hを除く。)	<u>3.6×10⁸</u>	<u>3.6×10⁸</u>	<u>3.6×10⁸</u>	<u>3.6×10⁸</u>																																																																																																																																		
³ H	3.6×10 ¹⁰	3.6×10 ¹⁰	3.6×10 ¹⁰	3.6×10 ¹⁰																																																																																																																																		
核 種	1 号炉※1	2 号炉	3 号炉	4 号炉																																																																																																																																		
⁵¹ Cr	<u>～0</u>	<u>～0</u>	<u>～0</u>	<u>～0</u>																																																																																																																																		
⁵⁴ Mn	1.4×10 ⁸	1.4×10 ⁸	1.4×10 ⁸	1.4×10 ⁸																																																																																																																																		
⁵⁹ Fe	<u>～0</u>	<u>～0</u>	<u>～0</u>	<u>～0</u>																																																																																																																																		
⁵⁸ Co	<u>～0</u>	<u>～0</u>	<u>～0</u>	<u>～0</u>																																																																																																																																		
⁶⁰ Co	1.1×10 ⁸	1.1×10 ⁸	1.1×10 ⁸	1.1×10 ⁸																																																																																																																																		
⁸⁹ Sr	<u>～0</u>	<u>～0</u>	<u>～0</u>	<u>～0</u>																																																																																																																																		
⁹⁰ Sr	3.6×10 ⁶	3.6×10 ⁶	3.6×10 ⁶	3.6×10 ⁶																																																																																																																																		
¹³¹ I	<u>～0</u>	<u>～0</u>	<u>～0</u>	<u>～0</u>																																																																																																																																		
¹³⁴ Cs	1.8×10 ⁷	1.8×10 ⁷	1.8×10 ⁷	1.8×10 ⁷																																																																																																																																		
¹³⁷ Cs	2.9×10 ⁷	2.9×10 ⁷	2.9×10 ⁷	2.9×10 ⁷																																																																																																																																		
放出量合計 (³ Hを除く。)	<u>3.0×10⁸</u>	<u>3.0×10⁸</u>	<u>3.0×10⁸</u>	<u>3.0×10⁸</u>																																																																																																																																		
³ H	3.6×10 ¹⁰	3.6×10 ¹⁰	3.6×10 ¹⁰	3.6×10 ¹⁰																																																																																																																																		

頁	補正箇所	補正前		補正後		理由
3－24	添付書類三 第 3 － 2 － 5 表 解体工事準備期間中における放射性液体廃棄物の放出管理目標値	第 3 － 2 － 5 表 解体工事準備期間中における放射性液体廃棄物の放出管理目標値 (単位：Bq/y)		第 3 － 2 － 5 表 解体工事準備期間中における放射性液体廃棄物の放出管理目標値 (単位：Bq/y)		・放射性液体廃棄物の放出量を現実的な評価に見直し
		項目	放出管理目標値※ ¹	項目	放出管理目標値※ ¹	
		放射性液体廃棄物 (³ Hを除く。)	<u>1.4×10⁹</u>	放射性液体廃棄物 (³ Hを除く。)	<u>1.2×10⁹</u>	

頁	補正箇所	補正前				補正後				理由			
3－29	添付書類三 第 3 － 2 － 9 表 放射性液体廃棄物中に含まれるよう素に起因する実効線量	第 3 － 2 － 9 表 放射性液体廃棄物中に含まれるよう素に起因する実効線量 (単位：μ Sv/y)				第 3 － 2 － 9 表 放射性液体廃棄物中に含まれるよう素に起因する実効線量 (単位：μ Sv/y)				・放射性液体廃棄物の放出量を現実的な評価に見直し			
			年令グループ	放射性液体廃棄物中に含まれるよう素に起因する実効線量			年令グループ	放射性液体廃棄物中に含まれるよう素に起因する実効線量					
				海藻類を摂取する場合	海藻類を摂取しない場合			海藻類を摂取する場合	海藻類を摂取しない場合				
				1 号， 2 号， 3 号及び 4 号炉 (合計)	成人			<u>約 7.0×10⁻³</u>	<u>約 6.8×10⁻³</u>		成人	<u>～ 0</u>	<u>～ 0</u>
					幼児			<u>約 2.1×10⁻²</u>	<u>約 1.6×10⁻²</u>		幼児	<u>～ 0</u>	<u>～ 0</u>
乳児	<u>約 2.6×10⁻²</u>	<u>約 1.2×10⁻²</u>	乳児		<u>～ 0</u>	<u>～ 0</u>							

福島第二原子力発電所 1 号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前		補正後		理由
3－30	添付書類三 第 3－2－1 0 表 平常時 における実効 線量	第 3－2－1 0 表 平常時における実効線量 (単位： μ Sv/y)		第 3－2－1 0 表 平常時における実効線量 (単位： μ Sv/y)		・放射性液体廃棄物の 放出量を現実的な評価 に見直し
			実効線量		実効線量	
		放射性液体廃棄物中の放射性物質（よう素を除く。）による実効線量	<u>約4.3</u>	放射性液体廃棄物中の放射性物質（よう素を除く。）による実効線量	<u>約2.6</u>	
		放射性液体廃棄物中に含まれるよう素を摂取する場合の実効線量	<u>約0.03</u>	放射性液体廃棄物中に含まれるよう素を摂取する場合の実効線量	<u>～0</u>	
		合 計	<u>約4.3</u>	合 計	<u>約2.6</u>	

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
6－2 6－3	添付書類六 1. 性能維持施設に必要な機能及び性能	(2)核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 a. 核燃料物質取扱設備 核燃料物質取扱設備の所要の性能を満足するため、原子炉設置許可申請書本文の「五、原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備 二. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備 (イ) 核燃料物質取扱設備の構造」に示す「燃料取扱機能」、「臨界防止機能」及び「燃料落下防止機能」を有する設備を維持対象とする。 核燃料物質取扱設備のうち燃料取替機、原子炉建家クレーンが維持すべき機能ごとに、その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。 (a)燃料集合体を取扱い中、動力電源が喪失した場合に燃料集合体が停止した位置にて保持される状態であること (b)燃料集合体の取扱い中に燃料集合体が破損しないよう正常に動作する状態であること 核燃料物質取扱設備のうちキャスク除染装置が維持すべき機能ごとに、その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。 (a)使用済燃料輸送容器を除染する場所として、亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること 上記機能及び性能を有する具体的な性能維持施設を第 6－1－2 表に示す。	(2)核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 a. 核燃料物質取扱設備 核燃料物質取扱設備の所要の性能を満足するため、原子炉設置許可申請書本文の「五、原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備 二. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備 (イ) 核燃料物質取扱設備の構造」に示す「燃料取扱機能」、「臨界防止機能」及び「燃料落下防止機能」を有する設備を維持対象とする。 <u>また、使用済燃料を構内輸送するため、「臨界防止機能」、「除熱機能」、「密封機能」及び「放射線遮蔽機能」を有する設備を維持対象とする。</u> 核燃料物質取扱設備のうち燃料取替機、原子炉建家クレーンが維持すべき機能ごとに、その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。 (a)燃料集合体を取扱い中、動力電源が喪失した場合に燃料集合体が停止した位置にて保持される状態であること (b)燃料集合体の取扱い中に燃料集合体が破損しないよう正常に動作する状態であること 核燃料物質取扱設備のうちキャスク除染装置が維持すべき機能ごとに、その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。 (a)使用済燃料輸送容器を除染する場所として、亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること <u>核燃料物質取扱設備のうち使用済燃料輸送容器が維持すべき機能ごとに、その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。</u> <u>(a)使用済燃料の運搬及び放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること</u> 上記機能及び性能を有する具体的な性能維持施設を第 6－1－2 表に示す。	・核燃料物質取扱設備の機能を追記 ・核燃料物質取扱設備の性能を追記

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
6－3 6－4	添付書類六 1. 性能維持施設に必要な機能及び性能 (つづき)	1. 性能維持施設に必要な機能及び性能 (2)核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 b. 核燃料物質貯蔵設備 核燃料物質貯蔵設備の所要の性能を満足するため、原子炉設置許可申請書本文の「五、原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備 二. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備 (ロ) 核燃料物質貯蔵設備の構造及び貯蔵能力」に示す「臨界防止機能」、「放射線遮蔽機能」、<u>「水位監視機能」、「漏えい監視機能」</u>、「冷却浄化機能」及び「燃料プール水補給機能」を有する設備を維持対象とする。 なお、使用済燃料貯蔵設備のうち燃料プール冷却浄化系については、廃止措置段階では、貯蔵されている使用済燃料は十分冷えているため、設備の故障時の対応に時間的余裕が十分にあること及び運転中から燃料プール冷却浄化系に多重性は要求されていないことから、機能及び性能を維持するために必要な系統数は 1 系統である。 新燃料貯蔵施設が維持すべき機能ごとに、その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。 (a)燃料集合体等<u>が臨界に達する</u>変形等有意な<u>欠陥</u>がない状態であること 使用済燃料貯蔵設備が維持すべき機能ごとに、その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。 (a)放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること (b)燃料集合体等<u>が臨界に達する</u>変形等有意な<u>欠陥</u>がない状態であること (c)使用済燃料プールの水位を監視し、水位高及び低の警報が発信できる状態であること (d)使用済燃料プール内張りからの漏えいを監視し、水位高の警報が発信できる状態であること (e)使用済燃料プール水の冷却が可能な運転状態であること (f)使用済燃料その他高放射性の燃料体の被覆が著しく腐食するおそれがある場合に使用済燃料プール水をろ過脱塩器に通水できる状態であること	1. 性能維持施設に必要な機能及び性能 (2)核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 b. 核燃料物質貯蔵設備 核燃料物質貯蔵設備の所要の性能を満足するため、原子炉設置許可申請書本文の「五、原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備 二. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備 (ロ) 核燃料物質貯蔵設備の構造及び貯蔵能力」に示す「臨界防止機能」、「放射線遮蔽機能」、<u>「水位及び漏えいの監視機能」</u>、「冷却浄化機能」及び「燃料プール水補給機能」を有する設備を維持対象とする。 なお、使用済燃料貯蔵設備のうち燃料プール冷却浄化系については、廃止措置段階では、貯蔵されている使用済燃料は十分冷えているため、設備の故障時の対応に時間的余裕が十分にあること及び運転中から燃料プール冷却浄化系に多重性は要求されていないことから、機能及び性能を維持するために必要な系統数は 1 系統である。 新燃料貯蔵施設が維持すべき機能ごとに、その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。 (a)燃料集合体等<u>の臨界防止に影響するような</u>変形等有意な<u>損傷</u>がない状態であること 使用済燃料貯蔵設備が維持すべき機能ごとに、その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。 (a)放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること (b)燃料集合体等<u>の臨界防止に影響するような</u>変形等有意な<u>損傷</u>がない状態であること (c)使用済燃料プールの水位を監視し、水位高及び低の警報が発信できる状態であること (d)使用済燃料プール内張りからの漏えいを監視し、水位高の警報が発信できる状態であること (e)使用済燃料プール水の冷却が可能な運転状態であること (f)使用済燃料その他高放射性の燃料体の被覆が著しく腐食するおそれがある場合に使用済燃料プール水をろ過脱塩器に通水できる状態であること	・記載の適正化 ・記載の適正化（新燃料貯蔵施設及び使用済燃料貯蔵施設の性能について、性能維持施設そのものに有意な損傷がない状態であることを明確化）

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
6－4	添付書類六 1. 性能維持施設に必要な機能及び性能 (つづき)	復水貯蔵タンクが維持すべき機能ごとに、その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。 (a) <u>著しい漏えい又はその形跡がなく</u>，亀裂，変形等有意な欠陥がない状態であること 上記機能及び性能を有する具体的な性能維持施設を第 6 － 1 － 3 表に示す。 なお，使用済燃料を 1 号炉原子炉建家内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）に貯蔵している期間において，使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）から冷却水が大量に漏えいする事象を考慮しても，燃料被覆管表面温度の上昇による燃料の健全性に影響はなく，また，臨界を防止できると評価できることから，使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し及び臨界を防止するための重大事故等対処設備は不要である。使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）から冷却水が大量に漏えいする事象における燃料の評価については「添付書類六「1. 性能維持施設に必要な機能及び性能」の追補」にて補足する。	復水貯蔵タンクが維持すべき機能ごとに，その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。 (a) <u>内包する物質が漏えいするような</u>亀裂，変形等有意な欠陥がない状態であること 上記機能及び性能を有する具体的な性能維持施設を第 6 － 1 － 3 表に示す。 なお，使用済燃料を 1 号炉原子炉建家内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）に貯蔵している期間において，使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）から冷却水が大量に漏えいする事象を考慮しても，燃料被覆管表面温度の上昇による燃料の健全性に影響はなく，また，臨界を防止できると評価できることから，使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し及び臨界を防止するための重大事故等対処設備は不要である。使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）から冷却水が大量に漏えいする事象における燃料の評価については「添付書類六「1. 性能維持施設に必要な機能及び性能」の追補」にて補足する。	・記載の適正化（復水貯蔵タンクの性能を見直し）

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
6－6	添付書類六 1. 性能維持施設に必要な機能及び性能 (つづき)	(3)放射性廃棄物の廃棄施設 a. 気体廃棄物の廃棄設備 廃止措置期間中も放射性気体廃棄物を処理するため、「放射性廃棄物処理機能」を有する設備を維持対象とする。 当該性能維持施設が維持すべき機能ごとに、その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。 (a)排気筒以外から気体状の放射性廃棄物を放出する亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること 上記機能及び性能を有する具体的な性能維持施設を第 6 － 1 － 4 表に示す。 b. 液体廃棄物の廃棄設備 廃止措置期間中に発生する放射性液体廃棄物は、廃液の性状に応じた設備で処理し、放射性物質の濃度を低減して環境へ放出するため、性状に応じた「放射性廃棄物処理機能」を有する設備を維持対象とする。 当該性能維持施設が維持すべき機能ごとに、その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。 (a) <u>著しい漏えい又はその形跡がなく、</u> 亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること (b) <u>著しい漏えい又はその形跡がなく、</u> 廃液濃縮処理が可能であること 上記機能及び性能を有する具体的な性能維持施設を第 6 － 1 － 5 表に示す。 c. 固体廃棄物の廃棄設備 廃止措置期間中も放射性固体廃棄物を処理及び貯蔵するため、「放射性廃棄物処理機能」及び「放射性廃棄物貯蔵機能」を有する設備を維持対象とする。	(3)放射性廃棄物の廃棄施設 a. 気体廃棄物の廃棄設備 廃止措置期間中も放射性気体廃棄物を処理するため、「放射性廃棄物処理機能」を有する設備を維持対象とする。 当該性能維持施設が維持すべき機能ごとに、その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。 (a)排気筒以外から気体状の放射性廃棄物を放出する亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること 上記機能及び性能を有する具体的な性能維持施設を第 6 － 1 － 4 表に示す。 b. 液体廃棄物の廃棄設備 廃止措置期間中に発生する放射性液体廃棄物は、廃液の性状に応じた設備で処理し、放射性物質の濃度を低減して環境へ放出するため、性状に応じた「放射性廃棄物処理機能」を有する設備を維持対象とする。 当該性能維持施設が維持すべき機能ごとに、その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。 (a) <u>内包する物質が漏えいするような</u> 亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること (b)廃液濃縮処理が可能であること 上記機能及び性能を有する具体的な性能維持施設を第 6 － 1 － 5 表に示す。 c. 固体廃棄物の廃棄設備 廃止措置期間中も放射性固体廃棄物を処理及び貯蔵するため、「放射性廃棄物処理機能」及び「放射性廃棄物貯蔵機能」を有する設備を維持対象とする。 <u>また、使用済制御棒等を構内輸送するため、「放射線遮蔽機能」を有する設備を維持対象とする。</u>	・記載の適正化（液体廃棄物の廃棄設備の性能を見直し） ・固体廃棄物の廃棄設備の機能を追記

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
6－6	添付書類六 1. 性能維持施設に必要な機能及び性能 (つづき)	当該性能維持施設が維持すべき機能ごとに、その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。 (a) <u>著しい漏えい又はその形跡がなく</u>，亀裂，変形等有意な欠陥がない状態であること (b) 雑固体廃棄物の固化が可能な状態であること (c) 雑固体廃棄物の圧縮減容が可能な状態であること (d) 濃縮洗濯廃液の乾燥が可能な状態であること (e) 雑固体廃棄物の焼却が可能な状態であること 上記機能及び性能を有する具体的な性能維持施設を第 6 － 1 － 6 表に示す。	当該性能維持施設が維持すべき機能ごとに、その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。 (a) <u>内包する物質が漏えいするような</u>亀裂，変形等有意な欠陥がない状態であること (b) 雑固体廃棄物の固化が可能な状態であること (c) 雑固体廃棄物の圧縮減容が可能な状態であること (d) 濃縮洗濯廃液の乾燥が可能な状態であること (e) 雑固体廃棄物の焼却が可能な状態であること <u>(f) 使用済制御棒等の運搬及び放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること</u> 上記機能及び性能を有する具体的な性能維持施設を第 6 － 1 － 6 表に示す。	・ 記載の適正化（固体廃棄物の廃棄設備の性能を見直し）

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
6－10 6－11	添付書類六 1. 性能維持施設に必要な機能及び性能 (つづき)	(5)解体中に必要なその他の施設 a. 換気空調系 廃止措置期間中も核燃料物質の貯蔵管理及び搬出作業，施設内で発生する放射性廃棄物の処理，放射性粉じんの発生の可能性がある解体作業等において，空気浄化が必要となる可能性があるため，「換気機能」を有する設備を維持対象とする。 なお，換気設備については，廃止措置段階では，設備故障時には立入りを制限する等，復旧するまでの時間的余裕が十分にあることから，原子炉建家原子炉棟換気空調系給気ファン及び排気ファン，タービン建家換気空調系運転床換気系給気ファン及び排気ファン，タービン建家換気空調系運転床外換気系給気ファン及び排気ファン，廃棄物処理建家換気空調系ランドリ・センタ換気系給気ファン及び排気ファン， 活性炭式希ガス・ホールドアップ装置建家換気空調系給気ファン及び排気ファン，サイトバンカ建屋換気空調系給気ファンの台数は 1 台である。 当該性能維持施設が維持すべき機能ごとに，その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。 (a) <u>給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること</u> 上記機能及び性能を有する具体的な性能維持施設を第 6－1－1 2 表に示す。	(5)解体中に必要なその他の施設 a. 換気空調系 廃止措置期間中も核燃料物質の貯蔵管理及び搬出作業，施設内で発生する放射性廃棄物の処理，放射性粉じんの発生の可能性がある解体作業等において，空気浄化が必要となる可能性があるため，「換気機能」を有する設備を維持対象とする。 なお，換気設備については，廃止措置段階では，設備故障時には立入りを制限する等，復旧するまでの時間的余裕が十分にあることから，原子炉建家原子炉棟換気空調系給気ファン及び排気ファン，タービン建家換気空調系運転床換気系給気ファン及び排気ファン，タービン建家換気空調系運転床外換気系給気ファン及び排気ファン，廃棄物処理建家換気空調系ランドリ・センタ換気系給気ファン及び排気ファン，<u>原子炉建家付属棟廃棄物受けタンク室換気空調系給気ファン及び排気ファン</u>，活性炭式希ガス・ホールドアップ装置建家換気空調系給気ファン及び排気ファン，サイトバンカ建屋換気空調系給気ファンの台数は 1 台である。 当該性能維持施設が維持すべき機能ごとに，その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。 (a) <u>放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること</u> 上記機能及び性能を有する具体的な性能維持施設を第 6－1－1 2 表に示す。	・記載の適正化 ・記載の適正化（換気空調系の性能について，フィルタを含めた換気系としての性能に見直し）

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
6－11 6－12	添付書類六 1. 性能維持施設に必要な機能及び性能 (つづき)	b. 非常用電源設備 使用済燃料を使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）に貯蔵している間は使用済燃料の冷却が必要であり，安全確保上商用電源が喪失した際においても冷却を行う必要がある。また，商用電源を喪失した際においても作業者が廃止措置対象施設内から安全に避難できるよう非常用照明へ電源を供給する必要がある。このため，商用電源を喪失した際に使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）の冷却及び非常用照明へ電源を供給するために必要な「電源供給機能」を有する設備を維持対象とする。 非常用電源設備のうちディーゼル発電機については，廃止措置段階では，事故時等プラントを安全に停止するために必要な補機への電源を供給する必要はないこと及び貯蔵されている燃料は十分に冷えており，使用済燃料プールを緊急に冷却する必要はないことから，機能及び性能を維持するために必要な台数は 1 号，2 号，3 号及び 4 号炉共用で 2 台である。また，ディーゼル発電機が必要な場合においても時間的余裕があるため，自動起動機能と自動給電機能は維持しない。 非常用電源設備のうちディーゼル発電機が維持すべき機能ごとに，その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。 (a) 性能維持施設（<u>使用済燃料の冷却のために必要な設備等</u>）へ電源を供給できる状態であること 非常用電源設備のうち蓄電池については，廃止措置段階では，プラントが停止しているため，非常用油ポンプ等の非常用動力負荷等に電力を供給する必要はない。また，蓄電池から電源を供給する性能維持施設に多重性は必要ないため，機能及び性能を維持するために必要な台数は 1 組である。 非常用電源設備のうち蓄電池が維持すべき機能ごとに，その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。 (a) 性能維持施設（<u>使用済燃料の冷却のために必要な設備等</u>）へ電源を供給できる状態であること 上記機能及び性能を有する具体的な性能維持施設を第 6－1－1 3 表に示す。	b. 非常用電源設備 使用済燃料を使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）に貯蔵している間は使用済燃料の冷却が必要であり，安全確保上商用電源が喪失した際においても冷却を行う必要がある。また，商用電源を喪失した際においても作業者が廃止措置対象施設内から安全に避難できるよう非常用照明へ電源を供給する必要がある。このため，商用電源を喪失した際に使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）の冷却及び非常用照明へ電源を供給するために必要な「電源供給機能」を有する設備を維持対象とする。 非常用電源設備のうち非常用ディーゼル発電機については，廃止措置段階では，事故時等プラントを安全に停止するために必要な補機への電源を供給する必要はないこと及び貯蔵されている燃料は十分に冷えており，使用済燃料プールを緊急に冷却する必要はないことから，機能及び性能を維持するために必要な台数は 1 号，2 号，3 号及び 4 号炉共用で 2 台である。また，非常用ディーゼル発電機が必要な場合においても時間的余裕があるため，自動起動機能と自動給電機能は維持しない。 非常用電源設備のうち非常用ディーゼル発電機が維持すべき機能ごとに，その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。 (a) 非常用高圧母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であること 非常用電源設備のうち蓄電池については，廃止措置段階では，プラントが停止しているため，非常用油ポンプ等の非常用動力負荷等に電力を供給する必要はない。また，蓄電池から電源を供給する性能維持施設に多重性は必要ないため，機能及び性能を維持するために必要な台数は 1 組である。 非常用電源設備のうち蓄電池が維持すべき機能ごとに，その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。 (a) 直流電源母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であること 上記機能及び性能を有する具体的な性能維持施設を第 6－1－1 3 表に示す。	・記載の適正化 ・記載の適正化（非常用ディーゼル発電機及び蓄電池の性能について，供給先を限定した記載を見直し）

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
6－13	添付書類六 1. 性能維持施設に必要な機能及び性能 (つづき)	c. 補機冷却系 b. で記載したとおり，廃止措置の安全確保上，使用済燃料を冷却することが必要であるため，使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）の冷却に必要な「補機冷却機能」を有する設備を維持対象とする。 廃止措置段階では，事故時等プラントを安全に停止するための補機を冷却する必要はないこと及び貯蔵されている使用済燃料は十分冷えていることから，多重性の要求はないため，機能及び性能を維持するために必要な系統数は 1 系統である。また，当該設備が必要な場合においても，時間的余裕があるため，原子炉補機冷却系第一中間ループ循環ポンプ及び第二中間ループ循環ポンプ，原子炉補機冷却系海水ポンプの自動起動機能は維持しない。 当該性能維持施設が維持すべき機能ごとに，その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。 (a) 性能維持施設 <u>（燃料プール冷却浄化系）</u> へ冷却水を供給できる状態であること <u>(b) 性能維持施設（原子炉補機冷却系第一中間ループ）へ冷却水を供給できる状態であること</u> <u>(c) 性能維持施設（原子炉補機冷却系二次熱交換器）</u> へ海水を供給できる状態であること 上記機能及び性能を有する具体的な性能維持施設を第 6－1－1 4 表に示す。	c. 補機冷却系 b. で記載したとおり，廃止措置の安全確保上，使用済燃料を冷却することが必要であるため，使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）の冷却に必要な「補機冷却機能」を有する設備を維持対象とする。 廃止措置段階では，事故時等プラントを安全に停止するための補機を冷却する必要はないこと及び貯蔵されている使用済燃料は十分冷えていることから，多重性の要求はないため，機能及び性能を維持するために必要な系統数は 1 系統である。また，当該設備が必要な場合においても，時間的余裕があるため，原子炉補機冷却系第一中間ループ循環ポンプ及び第二中間ループ循環ポンプ，原子炉補機冷却系海水ポンプの自動起動機能は維持しない。 当該性能維持施設が維持すべき機能ごとに，その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。 (a) 性能維持施設へ冷却水を供給できる状態であること <u>(b) 性能維持施設へ海水を供給できる状態であること</u> 上記機能及び性能を有する具体的な性能維持施設を第 6－1－1 4 表に示す。	・記載の適正化（補機冷却系の性能について，供給先を限定した記載を見直し）

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
6－16	添付書類六 1. 性能維持施設に必要な機能及び性能 (つづき)	(8) 消火装置 廃止措置期間中も火気作業や可燃物を取り扱うため、「消火機能」を有する設備を維持対象とする。また、可燃性物質が保管される場所にあっては、火災が生ずることのないよう適切な防護措置を講じるため、火災防護のための措置を定め、実施する。 当該性能維持施設が維持すべき機能ごとに、その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。 a. 消火栓から放水できる状態であること b. <u>著しい漏えい又はその形跡がなく</u>，亀裂，変形等有意な欠陥がない状態であること 上記機能及び性能を有する具体的な性能維持施設を第 6 － 1 － 1 6 表に示す。	(8) 消火装置 廃止措置期間中も火気作業や可燃物を取り扱うため、「消火機能」を有する設備を維持対象とする。また、可燃性物質が保管される場所にあっては、火災が生ずることのないよう適切な防護措置を講じるため、火災防護のための措置を定め、実施する。 当該性能維持施設が維持すべき機能ごとに、その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。 a. 消火栓から放水できる状態であること b. <u>内包する物質が漏えいするような</u> 亀裂，変形等有意な欠陥がない状態であること 上記機能及び性能を有する具体的な性能維持施設を第 6 － 1 － 1 6 表に示す。	・記載の適正化（消火装置の性能を見直し）

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
6－17	添付書類六 2. 性能維持施設の維持すべき期間	2. 性能維持施設の維持すべき期間 (2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 a. 核燃料物質取扱設備 新燃料及び使用済燃料を取り扱うために必要な「燃料取扱機能」、「臨界防止機能」及び「燃料落下防止機能」並びにこれらの性能については、1 号炉に貯蔵している新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで維持する。 上記機能及び性能を維持すべき期間は、第 6－1－2 表に示すとおりである。 b. 核燃料物質貯蔵設備 使用済燃料の貯蔵に必要な「臨界防止機能」、<u>「放射線遮蔽機能」、「水位監視機能」、「漏えい監視機能」</u>、「冷却浄化機能」及び「燃料プール水補給機能」並びにこれらの性能については、1 号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで維持 する。 また、新燃料の貯蔵に必要な「臨界防止機能」及び性能については、1 号炉に貯蔵している新燃料の搬出が完了するまで維持する。 上記機能及び性能を維持すべき期間は、第 6－1－3 表に示すとおりである。	2. 性能維持施設の維持すべき期間 (2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 a. 核燃料物質取扱設備 新燃料及び使用済燃料を取り扱うために必要な「燃料取扱機能」、「臨界防止機能」及び「燃料落下防止機能」並びにこれらの性能については、1 号炉に貯蔵している新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで維持する。 <u>使用済燃料を構内輸送するために必要な「臨界防止機能」、「除熱機能」、「密封機能」及び「放射線遮蔽機能」並びにこれらの性能については、使用済燃料の構内輸送が完了するまで維持する。</u> 上記機能及び性能を維持すべき期間は、第 6－1－2 表に示すとおりである。 b. 核燃料物質貯蔵設備 使用済燃料の貯蔵に必要な「臨界防止機能」， 「冷却浄化機能」及び 「燃料プール水補給機能」並びにこれらの性能については、1 号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで維持し，<u>「放射線遮蔽機能」及び「水位及び漏えいの監視機能」並びにこれらの性能については、1 号炉に貯蔵している使用済燃料及び使用済制御棒の搬出が完了するまで維持</u>する。 また、新燃料の貯蔵に必要な「臨界防止機能」及び性能については、1 号炉に貯蔵している新燃料の搬出が完了するまで維持する。 上記機能及び性能を維持すべき期間は、第 6－1－3 表に示すとおりである。	・核燃料物質取扱設備の機能，性能及び性能維持期間を追記 ・記載の適正化（核燃料物質貯蔵設備の性能維持期間を見直し）

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
6－18	添付書類六 2. 性能維持施設 の維持すべき期間 (つづき)	(3) 放射性廃棄物の廃棄施設 c. 固体廃棄物の廃棄設備 放射性固体廃棄物の廃棄のために必要な「放射性廃棄物処理機能」及び「<u>放射性廃棄物貯蔵機能</u>」並びにこれらの性能については、放射性固体廃棄物の処理が完了するまで維持する。 ただし、固体廃棄物貯蔵庫の「放射性廃棄物貯蔵機能」及び性能については、貯蔵している放射性固体廃棄物の廃棄が完了するまで維持する。 上記機能及び性能を維持すべき期間は、第 6－1－6 表に示すとおりである。	(3) 放射性廃棄物の廃棄施設 c. 固体廃棄物の廃棄設備 放射性固体廃棄物の廃棄のために必要な「放射性廃棄物処理機能」及び性能については、放射性固体廃棄物の処理が完了するまで維持し、「<u>放射性廃棄物貯蔵機能</u>」及び性能については、<u>貯蔵している放射性固体廃棄物の取出しが完了するまで維持</u>する。 ただし、固体廃棄物貯蔵庫の「放射性廃棄物貯蔵機能」及び性能については、貯蔵している放射性固体廃棄物の廃棄が完了するまで維持する。 <u>使用済制御棒等の構内輸送のために必要な「放射線遮蔽機能」及び性能については、使用済制御棒等の構内輸送が完了するまで維持する。</u> 上記機能及び性能を維持すべき期間は、第 6－1－6 表に示すとおりである。	・記載の適正化（固体廃棄物の廃棄設備の性能維持期間を見直し） ・固体廃棄物の廃棄設備の機能，性能及び性能維持期間を追記

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
6－20	添付書類六 2. 性能維持施設 の維持すべき期間 (つづき)	(5)解体中に必要なその他の施設 a. 換気空調系 管理区域内の空気を浄化し、換気する「換気機能」及び性能については、各建家の管理区域を解除するまで維持する。 上記機能及び性能を維持すべき期間は、第 6－1－1 2 表に示すとおりである。 b. 非常用電源設備 商用電源喪失時に安全確保上必要なディーゼル発電機の「電源供給機能」及び性能については、使用済燃料の搬出が完了するまで維持する。 蓄電池の「電源供給機能」及び性能については、<u>1 号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了</u>するまで維持する。 上記機能及び性能を維持すべき期間は、第 6－1－1 3 表に示すとおりである。	(5)解体中に必要なその他の施設 a. 換気空調系 管理区域内の空気を浄化し、換気する「換気機能」及び性能については、各建家の管理区域を解除するまで維持する。 上記機能及び性能を維持すべき期間は、第 6－1－1 2 表に示すとおりである。 b. 非常用電源設備 商用電源喪失時に安全確保上必要な<u>非常用</u>ディーゼル発電機の「電源供給機能」及び性能については、使用済燃料の搬出が完了するまで維持する。 蓄電池の「電源供給機能」及び性能については、<u>各建家の各エリアに設置されている設備の供用が終了</u>するまで維持する。 上記機能及び性能を維持すべき期間は、第 6－1－1 3 表に示すとおりである。	・記載の適正化 ・記載の適正化（蓄電池の性能維持期間を見直し）

頁	補正箇所	補正前				補正後				理由
6－23	添付書類六 第 6 － 1 － 2 表 核燃料物質取扱設備に係る性能維持施設の維持すべき機能・維持すべき期間									・核燃料物質取扱設備に係る性能維持施設，機能及び維持期間を追記
第 6 － 1 － 2 表 核燃料物質取扱設備に係る性能維持施設の維持すべき機能・維持すべき期間		機 能	設備（建家）名称	維持期間		機 能	設備（建家）名称	維持期間		
		燃料取扱機能	燃料取替機（1号炉原子炉建家原子炉棟内） 原子炉建家クレーン（1号炉原子炉建家原子炉棟内） キャスク除染装置（1号炉原子炉建家原子炉棟内）	1号炉に貯蔵している新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで		燃料取扱機能	燃料取替機（1号炉原子炉建家原子炉棟内） 原子炉建家クレーン（1号炉原子炉建家原子炉棟内） キャスク除染装置（1号炉原子炉建家原子炉棟内）	1号炉に貯蔵している新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで		
		臨界防止機能	燃料取替機（1号炉原子炉建家原子炉棟内）			臨界防止機能	燃料取替機（1号炉原子炉建家原子炉棟内）	使用済燃料の構内輸送が完了するまで		
		燃料落下防止機能	燃料取替機（1号炉原子炉建家原子炉棟内） 原子炉建家クレーン（1号炉原子炉建家原子炉棟内）			燃料落下防止機能	燃料取替機（1号炉原子炉建家原子炉棟内） 原子炉建家クレーン（1号炉原子炉建家原子炉棟内）	使用済燃料の構内輸送が完了するまで		
		機 能	設備（建家）名称	維持期間		機 能	設備（建家）名称	維持期間		
		燃料取扱機能	燃料取替機（1号炉原子炉建家原子炉棟内） 原子炉建家クレーン（1号炉原子炉建家原子炉棟内） キャスク除染装置（1号炉原子炉建家原子炉棟内）	1号炉に貯蔵している新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで		燃料取扱機能	燃料取替機（1号炉原子炉建家原子炉棟内） 原子炉建家クレーン（1号炉原子炉建家原子炉棟内） キャスク除染装置（1号炉原子炉建家原子炉棟内）	1号炉に貯蔵している新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで		
		臨界防止機能	燃料取替機（1号炉原子炉建家原子炉棟内）			臨界防止機能	燃料取替機（1号炉原子炉建家原子炉棟内）	使用済燃料の構内輸送が完了するまで		
		燃料落下防止機能	燃料取替機（1号炉原子炉建家原子炉棟内） 原子炉建家クレーン（1号炉原子炉建家原子炉棟内）	1号炉に貯蔵している新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで		燃料落下防止機能	燃料取替機（1号炉原子炉建家原子炉棟内） 原子炉建家クレーン（1号炉原子炉建家原子炉棟内）	1号炉に貯蔵している新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで		
		除熱機能 密封機能 放射線遮蔽機能	使用済燃料輸送容器	使用済燃料の構内輸送が完了するまで		除熱機能 密封機能 放射線遮蔽機能	使用済燃料輸送容器	使用済燃料の構内輸送が完了するまで		

頁	補正箇所	補正前				補正後				理由
6－24	添付書類六 第 6－1－3 表 核燃料物質貯蔵設備に係る性能維持施設の維持すべき機能・維持すべき期間									・記載の適正化（使用済燃料貯蔵設備の性能維持期間を見直し）
第 6－1－3 表 核燃料物質貯蔵設備に係る性能維持施設の維持すべき機能・維持すべき期間		機 能	設備（建家）名称	維持期間		機 能	設備（建家）名称	維持期間		
臨界防止機能	放射線遮蔽機能	水位及び漏えいの監視機能	新燃料貯蔵施設	1 号炉に貯蔵している新燃料の搬出が完了するまで		臨界防止機能	新燃料貯蔵施設	1 号炉に貯蔵している新燃料の搬出が完了するまで		
				1 号炉に貯蔵している新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで				1 号炉に貯蔵している使用済燃料及び使用済燃料御棒の搬出が完了するまで		
冷却浄化機能	燃料プール水補給機能		使用済燃料貯蔵設備（1 号炉原子炉建家原子炉棟内）	使用済燃料プール		冷却浄化機能	使用済燃料貯蔵設備（1 号炉原子炉建家原子炉棟内）	使用済燃料プール		
				使用済燃料プール水位を監視する設備				使用済燃料プール水位を監視する設備		
				使用済燃料プール水の漏えいを監視する設備				使用済燃料プール水の漏えいを監視する設備		
				燃料プール冷却浄化系 ポンプ				燃料プール冷却浄化系 ポンプ		
				燃料プール冷却浄化系 熱交換器				燃料プール冷却浄化系 熱交換器		
				燃料プール冷却浄化系 ろ過脱塩装置				燃料プール冷却浄化系 ろ過脱塩装置		
				燃料プール冷却浄化系 ポンプ				燃料プール冷却浄化系 ポンプ		
				燃料プール冷却浄化系 熱交換器				燃料プール冷却浄化系 熱交換器		
				燃料プール冷却浄化系 ろ過脱塩装置				燃料プール冷却浄化系 ろ過脱塩装置		
		復水貯蔵タンク（補給水ラインを含む。）				復水貯蔵タンク（補給水ラインを含む。）				
第 6－1－3 表 核燃料物質貯蔵設備に係る性能維持施設の維持すべき機能・維持すべき期間		機 能	設備（建家）名称	維持期間		機 能	設備（建家）名称	維持期間		
臨界防止機能	放射線遮蔽機能	水位及び漏えいの監視機能	新燃料貯蔵施設	1 号炉に貯蔵している新燃料の搬出が完了するまで		臨界防止機能	新燃料貯蔵施設	1 号炉に貯蔵している新燃料の搬出が完了するまで		
				1 号炉に貯蔵している新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで				1 号炉に貯蔵している使用済燃料及び使用済燃料御棒の搬出が完了するまで		
冷却浄化機能	燃料プール水補給機能		使用済燃料貯蔵設備（1 号炉原子炉建家原子炉棟内）	使用済燃料プール		冷却浄化機能	使用済燃料貯蔵設備（1 号炉原子炉建家原子炉棟内）	使用済燃料プール		
				使用済燃料プール水位を監視する設備				使用済燃料プール水位を監視する設備		
				使用済燃料プール水の漏えいを監視する設備				使用済燃料プール水の漏えいを監視する設備		
				燃料プール冷却浄化系 ポンプ				燃料プール冷却浄化系 ポンプ		
				燃料プール冷却浄化系 熱交換器				燃料プール冷却浄化系 熱交換器		
				燃料プール冷却浄化系 ろ過脱塩装置				燃料プール冷却浄化系 ろ過脱塩装置		
				燃料プール冷却浄化系 ポンプ				燃料プール冷却浄化系 ポンプ		
				燃料プール冷却浄化系 熱交換器				燃料プール冷却浄化系 熱交換器		
				燃料プール冷却浄化系 ろ過脱塩装置				燃料プール冷却浄化系 ろ過脱塩装置		
		復水貯蔵タンク（補給水ラインを含む。）				復水貯蔵タンク（補給水ラインを含む。）				

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																			
6－26	添付書類六 第 6 － 1 － 6 表 固体廃棄物の廃棄設備に係る性能維持施設の維持すべき機能・維持すべき期間	第 6 － 1 － 6 表 固体廃棄物の廃棄設備に係る性能維持施設の維持すべき機能・維持すべき期間 <table><tr><th>機 能</th><th>設 備（建家）名 称</th><th>維 持 期 間</th></tr><tr><td rowspan="9">放射性廃棄物貯蔵機能</td><td>使用済樹脂槽</td><td rowspan="9">放射性固体廃棄物の<u>処理</u>が完了するまで</td></tr><tr><td>原子炉冷却材浄化系沈降分離槽</td></tr><tr><td>原子炉冷却材浄化系受けタンク</td></tr><tr><td>燃料プール冷却浄化系受けタンク</td></tr><tr><td>復水浄化系沈降分離槽</td></tr><tr><td>復水浄化系受けタンク</td></tr><tr><td>濃縮廃液タンク</td></tr><tr><td>濃縮洗濯廃液タンク</td></tr><tr><td>サイトバンカ</td></tr><tr><td rowspan="4">放射性廃棄物処理機能</td><td>固体廃棄物貯蔵庫</td><td>貯蔵している放射性固体廃棄物の廃棄が完了するまで</td></tr><tr><td>固化装置</td><td rowspan="3">放射性固体廃棄物の処理が完了するまで</td></tr><tr><td>減容装置</td></tr><tr><td>乾燥装置</td></tr><tr><td colspan="3">雑固体廃棄物焼却設備</td></tr></table>	機 能	設 備（建家）名 称	維 持 期 間	放射性廃棄物貯蔵機能	使用済樹脂槽	放射性固体廃棄物の <u>処理</u> が完了するまで	原子炉冷却材浄化系沈降分離槽	原子炉冷却材浄化系受けタンク	燃料プール冷却浄化系受けタンク	復水浄化系沈降分離槽	復水浄化系受けタンク	濃縮廃液タンク	濃縮洗濯廃液タンク	サイトバンカ	放射性廃棄物処理機能	固体廃棄物貯蔵庫	貯蔵している放射性固体廃棄物の廃棄が完了するまで	固化装置	放射性固体廃棄物の処理が完了するまで	減容装置	乾燥装置	雑固体廃棄物焼却設備			第 6 － 1 － 6 表 固体廃棄物の廃棄設備に係る性能維持施設の維持すべき機能・維持すべき期間 <table><tr><th>機 能</th><th>設 備（建家）名 称</th><th>維 持 期 間</th></tr><tr><td rowspan="9">放射性廃棄物貯蔵機能</td><td>使用済樹脂槽</td><td rowspan="9"><u>貯蔵している</u>放射性固体廃棄物の<u>取出し</u>が完了するまで</td></tr><tr><td>原子炉冷却材浄化系沈降分離槽</td></tr><tr><td>原子炉冷却材浄化系受けタンク</td></tr><tr><td>燃料プール冷却浄化系受けタンク</td></tr><tr><td>復水浄化系沈降分離槽</td></tr><tr><td>復水浄化系受けタンク</td></tr><tr><td>濃縮廃液タンク</td></tr><tr><td>濃縮洗濯廃液タンク</td></tr><tr><td>サイトバンカ</td></tr><tr><td rowspan="4">放射性廃棄物処理機能</td><td>固体廃棄物貯蔵庫</td><td>貯蔵している放射性固体廃棄物の廃棄が完了するまで</td></tr><tr><td>固化装置</td><td rowspan="3">放射性固体廃棄物の処理が完了するまで</td></tr><tr><td>減容装置</td></tr><tr><td>乾燥装置</td></tr><tr><td colspan="3">雑固体廃棄物焼却設備</td></tr><tr><td><u>放射線遮蔽機能</u></td><td><u>固体廃棄物移送容器</u></td><td><u>使用済制御棒等の構内輸送が完了するまで</u></td></tr></table>	機 能	設 備（建家）名 称	維 持 期 間	放射性廃棄物貯蔵機能	使用済樹脂槽	<u>貯蔵している</u> 放射性固体廃棄物の <u>取出し</u> が完了するまで	原子炉冷却材浄化系沈降分離槽	原子炉冷却材浄化系受けタンク	燃料プール冷却浄化系受けタンク	復水浄化系沈降分離槽	復水浄化系受けタンク	濃縮廃液タンク	濃縮洗濯廃液タンク	サイトバンカ	放射性廃棄物処理機能	固体廃棄物貯蔵庫	貯蔵している放射性固体廃棄物の廃棄が完了するまで	固化装置	放射性固体廃棄物の処理が完了するまで	減容装置	乾燥装置	雑固体廃棄物焼却設備			<u>放射線遮蔽機能</u>	<u>固体廃棄物移送容器</u>	<u>使用済制御棒等の構内輸送が完了するまで</u>	・記載の適正化（固体廃棄物の廃棄設備の性能維持期間を見直し） ・固体廃棄物の廃棄設備に係る性能維持施設，機能及び維持期間を追記
機 能	設 備（建家）名 称	維 持 期 間																																																					
放射性廃棄物貯蔵機能	使用済樹脂槽	放射性固体廃棄物の <u>処理</u> が完了するまで																																																					
	原子炉冷却材浄化系沈降分離槽																																																						
	原子炉冷却材浄化系受けタンク																																																						
	燃料プール冷却浄化系受けタンク																																																						
	復水浄化系沈降分離槽																																																						
	復水浄化系受けタンク																																																						
	濃縮廃液タンク																																																						
	濃縮洗濯廃液タンク																																																						
	サイトバンカ																																																						
放射性廃棄物処理機能	固体廃棄物貯蔵庫	貯蔵している放射性固体廃棄物の廃棄が完了するまで																																																					
	固化装置	放射性固体廃棄物の処理が完了するまで																																																					
	減容装置																																																						
	乾燥装置																																																						
雑固体廃棄物焼却設備																																																							
機 能	設 備（建家）名 称	維 持 期 間																																																					
放射性廃棄物貯蔵機能	使用済樹脂槽	<u>貯蔵している</u> 放射性固体廃棄物の <u>取出し</u> が完了するまで																																																					
	原子炉冷却材浄化系沈降分離槽																																																						
	原子炉冷却材浄化系受けタンク																																																						
	燃料プール冷却浄化系受けタンク																																																						
	復水浄化系沈降分離槽																																																						
	復水浄化系受けタンク																																																						
	濃縮廃液タンク																																																						
	濃縮洗濯廃液タンク																																																						
	サイトバンカ																																																						
放射性廃棄物処理機能	固体廃棄物貯蔵庫	貯蔵している放射性固体廃棄物の廃棄が完了するまで																																																					
	固化装置	放射性固体廃棄物の処理が完了するまで																																																					
	減容装置																																																						
	乾燥装置																																																						
雑固体廃棄物焼却設備																																																							
<u>放射線遮蔽機能</u>	<u>固体廃棄物移送容器</u>	<u>使用済制御棒等の構内輸送が完了するまで</u>																																																					

福島第二原子力発電所 1 号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																
6－31	添付書類六 第 6 － 1 － 1 3 表 非常用 電源設備に係 る性能維持施 設の維持すべ き機能・維持す べき期間	第 6 － 1 － 1 3 表 非常用電源設備に係る性能維持施設の維持すべき機能・維持すべき期間 <table><tr><th>機 能</th><th>設備 (建家) 名称</th><th>維持期間</th></tr><tr><td rowspan="2">電源供給機能</td><td>ディーゼル発電機</td><td>使用済燃料の搬出が完了するま で</td></tr><tr><td>蓄電池 (所内用)</td><td>1号炉に貯蔵している使用済燃 料の搬出が完了するまで</td></tr></table>	機 能	設備 (建家) 名称	維持期間	電源供給機能	ディーゼル発電機	使用済燃料の搬出が完了するま で	蓄電池 (所内用)	1号炉に貯蔵している使用済燃 料の搬出が完了するまで	第 6 － 1 － 1 3 表 非常用電源設備に係る性能維持施設の維持すべき機能・維持すべき期間 <table><tr><th>機 能</th><th>設備 (建家) 名称</th><th>維持期間</th></tr><tr><td rowspan="2">電源供給機能</td><td>非常用ディーゼル発電機</td><td>使用済燃料の搬出が完了するま で</td></tr><tr><td>蓄電池 (所内用)</td><td>各建家の各エリアに設置されて いる設備の供用が終了するまで</td></tr></table>	機 能	設備 (建家) 名称	維持期間	電源供給機能	非常用 ディーゼル発電機	使用済燃料の搬出が完了するま で	蓄電池 (所内用)	各建家の各エリアに設置されて いる設備の供用が終了するまで	・記載の適正化（蓄電池 の性能維持期間を見直 し）
機 能	設備 (建家) 名称	維持期間																		
電源供給機能	ディーゼル発電機	使用済燃料の搬出が完了するま で																		
	蓄電池 (所内用)	1号炉に貯蔵している使用済燃 料の搬出が完了するまで																		
機 能	設備 (建家) 名称	維持期間																		
電源供給機能	非常用 ディーゼル発電機	使用済燃料の搬出が完了するま で																		
	蓄電池 (所内用)	各建家の各エリアに設置されて いる設備の供用が終了するまで																		

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
6 追補－ 11	添付書類六（追補） 2. 使用済燃料プール水大規模漏えい時の使用済燃料の健全性について	2. 1. 3. 燃料被覆管表面温度の計算 c. 燃料被覆管表面温度計算 管内層流における気体单相のNu数（熱流束一定）を， $Nu = 4.36 = \frac{h_a d_{eh}}{k_a} \tag{15}$ として，熱伝達係数h_aは， $h_a = \frac{k_a}{d_{eh}} \times 4.36 \tag{16}$ のように求められる。 燃料集合体 1 体の発熱量Q（W）から， $\underline{q''} = \frac{Q}{L_h L} \quad (\text{W/m}^2) \tag{17}$ また，ピーキング係数の最大値をPFとして， $\underline{q''} = \underline{q''} \times PF \quad (\text{W/m}^2) \tag{18}$	2. 1. 3. 燃料被覆管表面温度の計算 c. 燃料被覆管表面温度計算 管内層流における気体单相のNu数（熱流束一定）を， $Nu = 4.36 = \frac{h_a d_{eh}}{k_a} \tag{15}$ として，熱伝達係数h_aは， $h_a = \frac{k_a}{d_{eh}} \times 4.36 \tag{16}$ のように求められる。 燃料集合体 1 体の発熱量Q（W）から， $\underline{Q''} = \frac{Q}{L_h L} \quad (\text{W/m}^2) \tag{17}$ また，ピーキング係数の最大値をPFとして， $\underline{q''} = \underline{Q''} \times PF \quad (\text{W/m}^2) \tag{18}$	・記載の適正化

頁	補正箇所	補正前				補正後				理由		
6 追補－ 16	添付書類六（追補） 第 4 表 燃料健全性評価における主要な入力パラメータの値と根拠（2／2）	第 4 表 燃料健全性評価における主要な入力パラメータの値と根拠（2／2）				第 4 表 燃料健全性評価における主要な入力パラメータの値と根拠（2／2）				・記載の適正化（伝熱計算用流路面積の値の追加，熱の等価直径の値及び算出式を見直し）		
		計算手順	主要な入力パラメータ	値	根拠			計算手順	主要な入力パラメータ	値	根拠	
② 自然対流熱伝達の計算		燃料集合体 1 体の発熱量	Q	約 321 W	ORIGEN 2. 2 により崩壊熱を計算（令和 2 年 2 月 1 日時点）			② 自然対流熱伝達の計算	燃料集合体 1 体の発熱量	Q	約 321 W	ORIGEN 2. 2 により崩壊熱を計算（令和 2 年 2 月 1 日時点）
		流路面積	A		チャンネルボックスに囲まれる面積－ <u>ターチャンネル</u> に囲まれる面積				<u>摩擦損失計算用流路面積</u>	A		チャンネルボックスに囲まれる面積－ <u>ター・ロッド</u> に囲まれる面積
		流れの等価直径	d_{ef}		$d_{ef} = 4A/L_f$ (A と摩擦損失計算用濡れ縁長さ L_f より算出)				流れの等価直径	d_{ef}		$d_{ef} = 4A/L_f$ (A と摩擦損失計算用濡れ縁長さ L_f より算出)
		局所圧力損失係数	ζ		単相での燃料集合体局所圧損係数（= k （下部タイプレート） $+k$ （スペーサ） $\times 7+k$ （上部タイプレート））を基に計算流路全体の局所圧損係数を設定				局所圧力損失係数	ζ		単相での燃料集合体局所圧損係数（= k （下部タイプレート） $+k$ （スペーサ） $\times 7+k$ （上部タイプレート））を基に計算流路全体の局所圧損係数を設定
③ 燃料被覆管表面温度計算		熱の等価直径	d_{eh}		<u>$d_{eh} = 4A/L_h$</u> (<u>A</u> と伝熱計算用濡れ縁長さ L_h より算出)			③ 燃料被覆管表面温度計算	<u>伝熱計算用流路面積</u>	<u>A'</u>		<u>チャンネルボックスに囲まれる面積</u>
		熱の等価直径	d_{eh}		<u>$d_{eh} = 4A'/L_h$</u> (<u>A'</u> と伝熱計算用濡れ縁長さ L_h より算出)				熱の等価直径	d_{eh}		<u>$d_{eh} = 4A'/L_h$</u> (<u>A'</u> と伝熱計算用濡れ縁長さ L_h より算出)
		発熱長さ	L		燃料棒有効長を設定				発熱長さ	L		燃料棒有効長を設定
						2. 30				最大線出力密度と炉心平均線出力密度の比を設定		
理由											・記載の適正化（伝熱計算用流路面積の値の追加，熱の等価直径の値及び算出式を見直し）	

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
6 追補－ 27	添付書類六（追補） 4. 3. 使用 済 燃 料 プ ー ル か ら の ス カ イ シ ャ イ ン 線 に よ る 実 効 線 量 評 価 結 果	4. 3. 使用済燃料プールからのスカイシャイン線による実効線量評価結果 使用済燃料プールの使用済燃料の全放射能強度を考慮し，使用済燃料プールの冷却水が全て喪失した状態を想定して，スカイシャイン線による周辺公衆の実効線量を評価した結果，評価地点において約 42 μ Sv/h であり，保安規定に基づき整備している体制に従い使用済燃料プールに注水する等の措置を講じる時間を十分に確保できることから，周辺公衆への放射線被ばくの影響は小さい。	4. 3. 使用済燃料プールからのスカイシャイン線による実効線量評価結果 使用済燃料プールの使用済燃料の全放射能強度を考慮し，使用済燃料プールの冷却水が全て喪失した状態を想定して，スカイシャイン線による周辺公衆の実効線量を評価した結果，評価地点において約 42 μ Sv/h であり，保安規定に基づき整備している体制に従い使用済燃料プールに注水する等の措置を講じる時間を十分に確保できることから，周辺公衆への放射線被ばくの影響は小さい。 <u>また，スカイシャイン線に対する遮蔽効果を確認するため，原子炉建家の燃料取替床以上の部分の遮蔽効果を考慮せず評価した場合は約 140 μ Sv/h である。</u>	・原子炉建家の遮蔽効果を考慮しない場合の実効線量の評価結果を追記

頁	補正箇所	補正前			補正後			理由
6 追補－ 28	添付書類六 (追補) 第 1 表 線源強度の設定条件	第 1 表 線源強度の設定条件			第 1 表 線源強度の設定条件			・ 記載の適正化
		使用済燃料	仕様	9 × 9 燃料	使用済燃料	仕様	9 × 9 燃料	
			燃焼条件	55GWd/t		燃焼条件	55GWd/t	
			冷却期間	約 9 年		冷却期間	約 9 年	
			貯蔵体数	2, 334 体		貯蔵体数	2, 334 体	
		使用済制御棒 (<u>ボロン・カーバイド型</u>)	照射条件	1. 5 snvt	使用済制御棒 (<u>ボロン・カーバイド型</u>)	照射条件	1. 5 snvt	
			冷却期間	約 9 ～30 年		冷却期間	約 9 ～30 年	
			貯蔵体数	36 体		貯蔵体数	36 体	
		使用済制御棒 (ハフニウム型)	照射条件	5. 5 snvt	使用済制御棒 (ハフニウム型)	照射条件	5. 5 snvt	
			冷却期間	10～30 年		冷却期間	10～30 年	
			貯蔵体数	64 体		貯蔵体数	64 体	

頁	補正箇所	補正前		補正後		理由
6 追補－ 29	添付書類六（追補） 第 2 表 スカイシャイン線の評価条件	第 2 表 スカイシャイン線の評価条件		第 2 表 スカイシャイン線の評価条件		・記載の適正化
		遮蔽材	原子炉建家：コンクリート（天井及び燃料取替床以上の側壁は軽量コンクリート） 地面：コンクリート（ γ 線の地表面からの反射・吸収を考慮する） 使用済燃料：二酸化ウラン，ジルカロイ（被覆管，チャンネルボックス） 使用済制御棒： <u>ボロン・カーバイト</u> ，ハフニウム，ステンレス鋼 その他：空気	遮蔽材	原子炉建家：コンクリート（天井及び燃料取替床以上の側壁は軽量コンクリート） 地面：コンクリート（ <u>0.P. 0mより下の部分とし</u> ， γ 線の地表面からの反射・吸収を考慮する） 使用済燃料：二酸化ウラン，ジルカロイ（被覆管，チャンネルボックス） 使用済制御棒： <u>ボロン・カーバイド</u> ，ハフニウム，ステンレス鋼 その他：空気	
		検出器	ポイントディテクタエスティメータ（評価地点高さ＋1.5m）	検出器	ポイントディテクタエスティメータ（評価地点高さ＋1.5m）	
		ライブラリ	MCPLIB84	ライブラリ	MCPLIB84	
		γ 線束－線量換算係数	ICRP Pub. 74	γ 線束－線量換算係数	ICRP Pub. 74	
		γ 線輸送の物理モデル	ボルツマン方程式	γ 線輸送の物理モデル	ボルツマン方程式	
		γ 線の輸送下限	1 keV	γ 線の輸送下限	1 keV	
		γ 線発生数	2 千万個以上	γ 線発生数	2 千万個以上	
		分散低減法	Weight window 法	分散低減法	Weight window 法	
		計算収束方法	Weight window parameter 評価のためのメッシュを適切に設定し誤差を低減	計算収束方法	Weight window parameter 評価のためのメッシュを適切に設定し誤差を低減	
		判定基準	評価結果の統計誤差（1 σ ）が 5 %未満で， <u>収束に関する警告数の少ない</u> 計算結果を選定	判定基準	評価結果の統計誤差（1 σ ）が 5 %未満で <u>あることに加え，単調減少及び$1/\sqrt{N}$減少などの収束に関する警告の内容を総合的に勘案して</u> 計算結果を選定	
				<u>評価範囲</u>	<u>原子炉建家中心の 0.P. 0m を中心とした半径 5 km の球形の範囲</u>	

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

補正前	補正後	備考
（保安に関する職務） 第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。 （1）社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統轄する。また、保安に関する組織（廃止措置主任者を含む。）から適宜報告を求め、「トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。 （中略） （4）原子力・立地本部長は、管理責任者として、原子力安全・統括部、原子力運営管理部、原子力設備管理部、原子燃料サイクル部、廃止措置室、原子力人財育成センター、原子力資材調達センターの長及び所長を指導監督し、原子力業務を統括する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する（内部監査室を除く。）。 （中略） （9）廃止措置室は、廃止措置の総括に関する業務を行う。 （10）原子力人財育成センターは、保安教育及びその他必要な教育の総括に関する業務を行う。 （11）原子力資材調達センターは、調達先の評価・選定に関する業務を行う。 （12）廃棄物対策グループは、輸入廃棄物の確認に関する業務を行う。 （13）輸送技術グループは、輸入廃棄物の管理に関する業務を行う。 2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。 （1）所長は、原子力・立地本部長を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には廃止措置主任者の意見を尊重する。 （中略） （6）安全総括グループは、事業者検査、原子力安全及び原子力技術の総括に関する業務を行う。 （中略） （8）燃料・輸送グループは、燃料の管理に関する業務を行う。 （9）廃止措置計画グループは、廃止措置の計画及び実施の総括に関する業務を行う。 （10）防災安全グループは、緊急時の措置の総括及び初期消火活動のための体制の整備に関する業務を行う。 （11）防護管理グループは、周辺監視区域及び保全区域の管理に関する業務を行う。 （12）放射線管理グループは、放射線管理及び環境放射能測定に関する業務を行う。 （13）廃棄物管理グループは、化学管理、放射性廃棄物管理、放射性廃棄物でない廃棄物の管理及び事故由来放射性物質の降下物の影響を受けた設備・機器等の管理に関する業務を行う。 （14）廃止措置除染プロジェクトグループは、汚染状況の調査及び除染の計画策定、管理に関する業務を行う。	（保安に関する職務） 第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。 （1）社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統轄する。また、保安に関する組織（廃止措置主任者を含む。）から適宜報告を求め、「原子力リスク管理基本マニュアル」及び「トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。 （中略） （4）原子力・立地本部長は、管理責任者として、原子力安全・統括部、原子力運営管理部、原子力設備管理部、原子燃料サイクル部、廃止措置室、原子力人財育成センター、原子力資材調達センターの長及び所長を指導監督し、原子力業務を統括する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する（内部監査室を除く。）。 （中略） （9）廃止措置室は、廃止措置の総括に関する業務を行う。 （10）原子力人財育成センターは、保安教育及びその他必要な教育の総括に関する業務を行う。 （11）原子力資材調達センターは、調達先の評価・選定に関する業務を行う。 （12）廃棄物対策グループは、輸入廃棄物の確認に関する業務を行う。 （13）輸送技術グループは、輸入廃棄物の管理に関する業務を行う。 2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。 （1）所長は、原子力・立地本部長を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には廃止措置主任者の意見を尊重する。 （中略） （6）安全総括グループは、事業者検査、原子力安全及び原子力技術の総括に関する業務を行う。 （中略） （8）燃料・輸送グループは、燃料の管理に関する業務を行う。 （9）廃止措置計画グループは、廃止措置の計画及び実施の総括に関する業務を行う。 （10）防災安全グループは、緊急時の措置の総括及び初期消火活動のための体制の整備に関する業務を行う。 （11）防護管理グループは、周辺監視区域及び保全区域の管理に関する業務を行う。 （12）放射線管理グループは、放射線管理及び環境放射能測定に関する業務を行う。 （13）廃棄物管理グループは、化学管理、放射性廃棄物管理、放射性廃棄物でない廃棄物の管理及び事故由来放射性物質の降下物の影響を受けた設備・機器等の管理に関する業務を行う。 （14）廃止措置除染プロジェクトグループは、汚染状況の調査及び除染の計画策定、管理に関する業務を行う。	福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

補 正 前	補 正 後	備 考
(1 5) 総括グループは、原子炉施設の<u>運用管理</u>の総括に関する業務を行う。 (1 6) 当直は、原子炉施設の運転に関する業務及び燃料取扱いに関する業務を行う。 (1 7) 施設運用第一グループは、原子炉施設の運用管理及び<u>運転支援</u>に関する業務を行う。 (1 8) 施設運用第二グループは、原子炉施設の<u>運転に関する業務（当直所管業務を除く。）</u>及び運用管理に関する業務（施設運用第一グループ所管業務を除く。）を行う。 (1 9) 保全計画グループは、原子炉施設の施設管理の総括及び電子通信設備の運用に関する業務を行う。 (2 0) 直営グループは、原子炉施設の施設管理（直営）に関する業務を行う。 (2 1) 機械グループは、原子炉施設のうち機械設備（廃棄物処理設備及びサイトバンカ含む。）に係る施設管理に関する業務を行う。 (2 2) 電気機器グループは、原子炉施設のうち電気設備（廃棄物処理設備及びサイトバンカ含む。）に係る施設管理に関する業務を行う。 (2 3) 計測制御グループは、原子炉施設のうち計測制御設備（廃棄物処理設備及びサイトバンカ含む。）に係る施設管理に関する業務を行う。 (2 4) システムエンジニアリンググループは、保全革新業務の推進及び各設備点検結果の評価並びに系統信頼性に関する技術検討に関する業務を行う。 (2 5) 廃炉工事計画グループは、廃炉工事計画及び安全対策工事・廃棄物処理設備等の工事計画に関する業務を行う。 (2 6) 土木グループは、原子炉施設のうち土木設備に係る施設管理に関する業務を行う。 (2 7) 建築グループは、原子炉施設のうち建築設備に係る施設管理に関する業務を行う。 (2 8) 発電所各グループは、第 3 条 8.2.4 で要求される検査の独立性を確保するため、本項の業務以外に、他組織の職務に係る検査に関する業務を行うことができる。 3. 各職位は次のとおり、当該業務にあたる。 (1) 本社各部長（原子力人財育成センター所長、原子力資材調達センター所長及び廃止措置室長を含む。）は、原子力・立地本部長を補佐し、第 4 条の定めのとおり、当該部が所管するグループの業務を統括管理する。 (2) 廃止措置安全センター所長は、所長を補佐し、第 4 条の定めのとおり、安全総括部及び防災・放射線安全部の業務を統括管理する。 (3) ユニット所長は、所長を補佐し、第 4 条の定めのとおり、施設運用部及び保全・工事部の業務を統括管理する。 (中略)	(1 5) 総括グループは、原子炉施設の<u>施設運用</u>の総括に関する業務を行う。 (1 6) 当直は、原子炉施設の運転に関する業務及び燃料取扱いに関する業務を行う。 (1 7) 施設運用第一グループは、原子炉施設の運用管理及び<u>作業管理</u>に関する業務を行う。 (1 8) 施設運用第二グループは、原子炉施設の運用管理<u>及び作業管理</u>に関する業務（施設運用第一グループ所管業務を除く。）<u>、並びに原子炉施設の運転に係る業務の支援に関する業務</u>を行う。 (1 9) 保全計画グループは、原子炉施設の施設管理の総括及び電子通信設備の運用に関する業務を行う。 (2 0) 直営グループは、原子炉施設の施設管理（直営）に関する業務を行う。 (2 1) 機械グループは、原子炉施設のうち機械設備（廃棄物処理設備及びサイトバンカ含む。）に係る施設管理に関する業務を行う。 (2 2) 電気機器グループは、原子炉施設のうち電気設備（廃棄物処理設備及びサイトバンカ含む。）に係る施設管理に関する業務を行う。 (2 3) 計測制御グループは、原子炉施設のうち計測制御設備（廃棄物処理設備及びサイトバンカ含む。）に係る施設管理に関する業務を行う。 (2 4) システムエンジニアリンググループは、保全革新業務の推進及び各設備点検結果の評価並びに系統信頼性に関する技術検討に関する業務を行う。 (2 5) 廃炉工事計画グループは、廃炉工事計画及び安全対策工事・廃棄物処理設備等の工事計画に関する業務を行う。 (2 6) 土木グループは、原子炉施設のうち土木設備に係る施設管理に関する業務を行う。 (2 7) 建築グループは、原子炉施設のうち建築設備に係る施設管理に関する業務を行う。 (2 8) 発電所各グループは、第 3 条 8.2.4 で要求される検査の独立性を確保するため、本項の業務以外に、他組織の職務に係る検査に関する業務を行うことができる。 3. 各職位は次のとおり、当該業務にあたる。 (1) 本社各部長（原子力人財育成センター所長、原子力資材調達センター所長及び廃止措置室長を含む。）は、原子力・立地本部長を補佐し、第 4 条の定めのとおり、当該部が所管するグループの業務を統括管理する。 (2) 廃止措置安全センター所長は、所長を補佐し、第 4 条の定めのとおり、安全総括部及び防災・放射線安全部の業務を統括管理する。 (3) ユニット所長は、所長を補佐し、第 4 条の定めのとおり、施設運用部及び保全・工事部の業務を統括管理する。 (中略)	福島第二原子力発電所 1 号炉， 2 号炉， 3 号炉及び 4 号炉の廃止措置に伴う変更

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

補正前	補正後	備考												
(引継) 第 1 5 条 当直長は、その業務を次の当直長に引き継ぐにあたり、引継日誌を引き渡し、運転状況を申し送る。 (削除) (原子炉の運転停止に関する恒久的な措置) 第 1 6 条 当直長は、次の事項を遵守する。 (1) 原子炉内に燃料を装荷しないこと。 (2) 原子炉モードスイッチを「停止」位置から他の位置に切り替えないこと。 2. 燃料・輸送 G M は、燃料を譲り渡す場合は、表 1 6 に定める譲渡し先に譲り渡す。 表 1 6 <table><tr><td>種別</td><td>譲渡し先</td></tr><tr><td>使用済燃料</td><td>再処理事業者</td></tr><tr><td>新燃料</td><td>加工事業者等</td></tr></table> (地震・火災等発生時の対応) 第 1 7 条 各 G M は、地震・火災が発生した場合は次の措置を講じるとともに、その結果を所長及び廃止措置主任者に報告する。 (1) 震度 5 弱以上の地震が観測^{※1}された場合は、地震終了後、維持すべき原子炉施設^{※2}の損傷の有無を確認する。 (2) 原子炉施設に火災が発生した場合は、早期消火及び延焼の防止に努め、鎮火後、維持すべき原子炉施設^{※2}の損傷の有無を確認する。 2. 初期消火活動のための体制の整備として、次の措置を講じる。 (1) 防災安全 G M は、発電所から消防機関へ通報するため、専用回線を使用した通報設備を中央制御室に設置する^{※3}。 (中略)	種別	譲渡し先	使用済燃料	再処理事業者	新燃料	加工事業者等	(引継) 第 1 5 条 当直長は、その業務を次の当直長に引き継ぐにあたり、引継日誌を引き渡し、運転状況を申し送る。 (削除) (原子炉の運転停止に関する恒久的な措置) 第 1 6 条 当直長は、次の事項を遵守する。 (1) 原子炉内に燃料を装荷しないこと。 (2) 原子炉モードスイッチを「停止」位置から他の位置に切り替えないこと。 2. 燃料・輸送 G M は、燃料を譲り渡す場合は、表 1 6 に定める譲渡し先に譲り渡す。 表 1 6 <table><tr><td>種別</td><td>譲渡し先</td></tr><tr><td>使用済燃料</td><td>再処理事業者</td></tr><tr><td>新燃料</td><td>加工事業者</td></tr></table> (地震・火災等発生時の対応) 第 1 7 条 各 G M は、地震・火災が発生した場合は次の措置を講じるとともに、その結果を所長及び廃止措置主任者に報告する。 (1) 震度 5 弱以上の地震が観測^{※1}された場合は、地震終了後、原子炉施設の損傷の有無を確認する。 (2) 原子炉施設に火災が発生した場合は、早期消火及び延焼の防止に努め、鎮火後、原子炉施設の損傷の有無を確認する。 2. 初期消火活動のための体制の整備として、次の措置を講じる。 (1) 防災安全 G M は、発電所から消防機関へ通報するため、専用回線を使用した通報設備を中央制御室に設置する^{※2}。 (中略)	種別	譲渡し先	使用済燃料	再処理事業者	新燃料	加工事業者	福島第二原子力発電所 1 号炉， 2 号炉， 3 号炉及び 4 号炉の廃止措置に伴う変更
種別	譲渡し先													
使用済燃料	再処理事業者													
新燃料	加工事業者等													
種別	譲渡し先													
使用済燃料	再処理事業者													
新燃料	加工事業者													

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

補 正 前	補 正 後	備 考												
(4) 防災安全GMは、発電所における可燃性の持込物の管理方法を定める。 (5) 組織は、第13条に定める巡視により、火災発生の有無を確認する。 (6) 各GMは、震度5弱以上の地震が観測^{※1}された場合は、地震終了後<u>維持すべき原子炉施設^{※2}</u>の火災発生の有無を確認するとともに、その結果を所長及び廃止措置主任者に報告する。 (7) 防災安全GMは、前各号に定める初期消火活動のための体制について、総合的な訓練及び初期消火活動の結果を1年に1回以上評価するとともに、評価結果に基づき、より適切な体制となるよう必要な見直しを行う。 表17 <table><tr><th>設備</th><th>数量</th></tr><tr><td>化学消防自動車^{※4}</td><td>1台^{※5}</td></tr><tr><td colspan="2">(中略)</td></tr></table> 3. 当直長は、山火事、台風、津波等の影響により、原子炉施設に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、施設運用部長に報告する。施設運用部長は、所長、廃止措置主任者及び各GMに連絡するとともに、必要な措置について協議する。 ※1：観測された震度は発電所周辺のあらかじめ定めた測候所等の震度をいう。 <u>※2：廃止措置計画に定める性能維持施設をいう。</u> <u>※3</u>：専用回線、通報設備が点検又は故障により使用不能となった場合を除く。ただし、点検後又は修復後は遅滞なく復旧させる。 <u>※4</u>：400リットル毎分の泡放射を同時に2口行うことが可能な能力を有すること。 <u>※5</u>：化学消防自動車が、点検又は故障の場合には、<u>※4</u>に示す能力を有する水槽付消防ポンプ自動車等をもって代用することができる。 (電源機能喪失時等の体制の整備) 第17条の2 組織は、交流電源を供給する全ての設備の機能が喪失した場合、原子炉施設内において溢水が発生した場合、火山現象による影響が発生するおそれがある場合若しくは発生した場合、重大事故^{※1}に至るおそれがある事故若しくは重大事故が発生した場合、又は、大規模な自然災害若しくは故意による大型航空機の衝突その他テロリズムにより原子炉施設に大規模な損壊が生じた場合で、使用済燃料プールを冷却する全ての設備の機能が喪失した場合等（以下これらの事象を「電源機能喪失時等」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号に係る計画を策定する。 (1) 電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置 (2) 電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する1年に1回以上の教育訓練 (3) 電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備 2. 組織は、前項の計画に基づき電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として必要な手順を定める。 3. 組織は、第1項の計画に基づき、電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を実施するとともに、第1項(1)の要員に第2項の手順を遵守させる。 4. 組織は、第3項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、防災安全GMに報告する。防災安全GMは、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき必要な措置を講じる。 ※1：「重大事故」とは、核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷をいう。	設備	数量	化学消防自動車 ^{※4}	1台 ^{※5}	(中略)		(4) 防災安全GMは、発電所における可燃性の持込物の管理方法を定める。 (5) 組織は、第13条に定める巡視により、火災発生の有無を確認する。 (6) 各GMは、震度5弱以上の地震が観測^{※1}された場合は、地震終了後、<u>原子炉施設</u>の火災発生の有無を確認するとともに、その結果を所長及び廃止措置主任者に報告する。 (7) 防災安全GMは、前各号に定める初期消火活動のための体制について、総合的な訓練及び初期消火活動の結果を1年に1回以上評価するとともに、評価結果に基づき、より適切な体制となるよう必要な見直しを行う。 表17 <table><tr><th>設備</th><th>数量</th></tr><tr><td>化学消防自動車^{※3}</td><td>1台^{※4}</td></tr><tr><td colspan="2">(中略)</td></tr></table> 3. 当直長は、山火事、台風、津波等の影響により、原子炉施設に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、施設運用部長に報告する。施設運用部長は、所長、廃止措置主任者及び各GMに連絡するとともに、必要な措置について協議する。 ※1：観測された震度は発電所周辺のあらかじめ定めた測候所等の震度をいう。 <u>※2</u>：専用回線、通報設備が点検又は故障により使用不能となった場合を除く。ただし、点検後又は修復後は遅滞なく復旧させる。 <u>※3</u>：400リットル毎分の泡放射を同時に2口行うことが可能な能力を有すること。 <u>※4</u>：化学消防自動車が、点検又は故障の場合には、<u>※3</u>に示す能力を有する水槽付消防ポンプ自動車等をもって代用することができる。 (電源機能喪失時等の体制の整備) 第17条の2 組織は、交流電源を供給する全ての設備の機能が喪失した場合、原子炉施設内において溢水が発生した場合、火山現象による影響が発生するおそれがある場合若しくは発生した場合、重大事故^{※1}に至るおそれがある事故若しくは重大事故が発生した場合、又は、大規模な自然災害若しくは故意による大型航空機の衝突その他テロリズムにより原子炉施設に大規模な損壊が生じた場合で、使用済燃料プールを冷却する全ての設備の機能が喪失した場合等（以下これらの事象を「電源機能喪失時等」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号に係る計画を策定する。 (1) 電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置 (2) 電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する1年に1回以上の教育訓練 (3) 電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備 2. 組織は、前項の計画に基づき電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として必要な手順を定める。 3. 組織は、第1項の計画に基づき、電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を実施するとともに、第1項(1)の要員に第2項の手順を遵守させる。 4. 組織は、第3項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、防災安全GMに報告する。防災安全GMは、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき必要な措置を講じる。 ※1：「重大事故」とは、核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷をいう。	設備	数量	化学消防自動車 ^{※3}	1台 ^{※4}	(中略)		福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更
設備	数量													
化学消防自動車 ^{※4}	1台 ^{※5}													
(中略)														
設備	数量													
化学消防自動車 ^{※3}	1台 ^{※4}													
(中略)														

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

補正前	補正後	備考																												
第3節 施設運用上の基準 (使用済燃料プールの水位及び水温) 第21条 使用済燃料プールに使用済燃料が貯蔵されている期間において、使用済燃料プールの水位及び水温は、表21－1で定める事項を施設運用上の基準とする。 2．使用済燃料プールの水位及び水温が前項で定める施設運用上の基準を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直長は、表21－1の事項を毎日1回確認する。 3．当直長は、使用済燃料プールの水位又は水温が第1項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、表21－2の措置を講じる。 表21－1 <table><tr><th>項目</th><th>施設運用上の基準</th></tr><tr><td>使用済燃料プールの水位</td><td>オーバーフロー水位付近にあること※1</td></tr><tr><td>使用済燃料プールの水温</td><td>65℃以下</td></tr></table> ※1「照射された燃料に係る作業」を行っていない場合は、施設運用上の基準を適用しない。 表21－2 <table><tr><th>条件</th><th>要求される措置</th><th>完了時間</th></tr><tr><td rowspan="2">A. 施設運用上の基準を満足していないと判断した場合</td><td>A1. 使用済燃料プールの水位を維持するための注水手段が確保されていることを確認する。</td><td>速やかに その後毎日1回</td></tr><tr><td>及び A2. 使用済燃料プール内での照射された燃料に係る作業を中止する。ただし、移動中の燃料は所定の場所に移動する。</td><td>速やかに</td></tr></table>	項目	施設運用上の基準	使用済燃料プールの水位	オーバーフロー水位付近にあること※1	使用済燃料プールの水温	65℃以下	条件	要求される措置	完了時間	A. 施設運用上の基準を満足していないと判断した場合	A1. 使用済燃料プールの水位を維持するための注水手段が確保されていることを確認する。	速やかに その後毎日1回	及び A2. 使用済燃料プール内での照射された燃料に係る作業を中止する。ただし、移動中の燃料は所定の場所に移動する。	速やかに	第3節 施設運用上の基準 (使用済燃料プールの水位及び水温) 第21条 使用済燃料プールに使用済燃料が貯蔵されている期間において、使用済燃料プールの水位及び水温は、表21－1で定める事項を施設運用上の基準とする。 2．使用済燃料プールの水位及び水温が前項で定める施設運用上の基準を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直長は、表21－1の事項を毎日1回確認する。 3．当直長は、使用済燃料プールの水位又は水温が第1項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、表21－2の措置を講じる。 表21－1 <table><tr><th>項目</th><th>施設運用上の基準</th></tr><tr><td>使用済燃料プールの水位</td><td>オーバーフロー水位付近にあること</td></tr><tr><td>使用済燃料プールの水温</td><td>65℃以下</td></tr></table> 表21－2 <table><tr><th>条件</th><th>要求される措置</th><th>完了時間</th></tr><tr><td rowspan="2">A. 施設運用上の基準を満足していないと判断した場合</td><td>A1. 使用済燃料プールの水位を維持するための注水手段が確保されていることを確認する。</td><td>速やかに その後毎日1回</td></tr><tr><td>及び A2. 使用済燃料プール内での照射された燃料に係る作業を中止する。ただし、移動中の燃料は所定の場所に移動する。</td><td>速やかに</td></tr></table>	項目	施設運用上の基準	使用済燃料プールの水位	オーバーフロー水位付近にあること	使用済燃料プールの水温	65℃以下	条件	要求される措置	完了時間	A. 施設運用上の基準を満足していないと判断した場合	A1. 使用済燃料プールの水位を維持するための注水手段が確保されていることを確認する。	速やかに その後毎日1回	及び A2. 使用済燃料プール内での照射された燃料に係る作業を中止する。ただし、移動中の燃料は所定の場所に移動する。	速やかに	福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更
項目	施設運用上の基準																													
使用済燃料プールの水位	オーバーフロー水位付近にあること※1																													
使用済燃料プールの水温	65℃以下																													
条件	要求される措置	完了時間																												
A. 施設運用上の基準を満足していないと判断した場合	A1. 使用済燃料プールの水位を維持するための注水手段が確保されていることを確認する。	速やかに その後毎日1回																												
	及び A2. 使用済燃料プール内での照射された燃料に係る作業を中止する。ただし、移動中の燃料は所定の場所に移動する。	速やかに																												
項目	施設運用上の基準																													
使用済燃料プールの水位	オーバーフロー水位付近にあること																													
使用済燃料プールの水温	65℃以下																													
条件	要求される措置	完了時間																												
A. 施設運用上の基準を満足していないと判断した場合	A1. 使用済燃料プールの水位を維持するための注水手段が確保されていることを確認する。	速やかに その後毎日1回																												
	及び A2. 使用済燃料プール内での照射された燃料に係る作業を中止する。ただし、移動中の燃料は所定の場所に移動する。	速やかに																												

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

補 正 前	補 正 後	備 考
（事故由来放射性物質の降下物の影響を受けた設備・機器等の管理） 第 3 3 条 各 GM は，原子炉等規制法に基づく設計及び工事計画（変更）認可申請書及び電気事業法に基づく工事計画（変更）認可申請書に記載されている設備・機器等（以下「設備・機器等」という。）を産業廃棄物として処分又は資源として有効利用しようとするものとして扱おうとする際には，福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質の降下物^{※1}（以下「降下物」という。）の影響の評価を廃棄物管理 GM に依頼する。 2．廃棄物管理 GM は，第 1 項の依頼を受けた場合は，降下物の影響を評価し，その結果を影響の評価を依頼した GM に通知する。 3．各 GM は，第 2 項の評価の結果，降下物の影響が年間 1 0 マイクロシーベルト^{※2}を超えると評価された場合は，以下に定める事項を実施する。 （1）管理区域内の設備・機器等は，降下物により汚染されたものとして管理区域内で適切に管理する。 （2）管理区域外の設備・機器等は，降下物により汚染されたものとして発電所内で適切に管理する。 4．各 GM は，第 2 項の評価の結果，降下物の影響が年間 1 0 マイクロシーベルト^{※2}以下と評価された場合は，以下に定める事項を実施する。 （1）管理区域内の設備・機器等は，第 3 2 条に基づき放射性廃棄物でない廃棄物と判断された場合は，産業廃棄物として処分又は資源として有効利用しようとするものとして扱うことができる。 なお，各 GM は，第 2 項の評価実施から産業廃棄物として処分又は資源として有効利用しようとするものとして扱うために運搬するまでの間，当該設備・機器等は，発電所内で適切に管理する。 （2）管理区域外の設備・機器等は，産業廃棄物として処分又は資源として有効利用しようとするものとして扱うことができる。 なお，各 GM は，第 2 項の評価実施から産業廃棄物として処分又は資源として有効利用しようとするものとして扱うために運搬するまでの間，当該設備・機器等は，発電所内で適切に管理する。 ※ 1：「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に係るフォールアウトによる原子力施設における資材等の安全規制上の取扱いについて」（N I S A－1 9 7 c－1 2－1（平成 2 4・0 3・2 6 原院第 1 0 号）経済産業省原子力安全・保安院）に定める降下物 ※ 2：「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に係るフォールアウトによる原子力施設における資材等の安全規制上の取扱いについて」（N I S A－1 9 7 c－1 2－1（平成 2 4・0 3・2 6 原院第 1 0 号）経済産業省原子力安全・保安院）に定める判断基準	（事故由来放射性物質の降下物の影響を受けた設備・機器等の管理） 第 3 3 条 各 GM は，<u>第 3 2 条第 1 項に定める対象物，管理区域外において設置された</u>原子炉等規制法に基づく設計及び工事計画（変更）認可申請書及び電気事業法に基づく工事計画（変更）認可申請書に記載されている設備・機器等（以下「設備・機器等」という。）を産業廃棄物として処分又は資源として有効利用しようとするものとして扱おうとする際には，福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質の降下物^{※1}（以下「降下物」という。）の影響の評価を廃棄物管理 GM に依頼する。 2．廃棄物管理 GM は，第 1 項の依頼を受けた場合は，降下物の影響を評価し，その結果を影響の評価を依頼した GM に通知する。 3．各 GM は，第 2 項の評価の結果，降下物の影響が年間 1 0 マイクロシーベルト^{※2}を超えると評価された場合は，以下に定める事項を実施する。 （1）管理区域内の設備・機器等は，降下物により汚染されたものとして管理区域内で適切に管理する。 （2）管理区域外の設備・機器等は，降下物により汚染されたものとして発電所内で適切に管理する。 4．各 GM は，第 2 項の評価の結果，降下物の影響が年間 1 0 マイクロシーベルト^{※2}以下と評価された場合は，以下に定める事項を実施する。 （1）管理区域内の設備・機器等は，第 3 2 条に基づき放射性廃棄物でない廃棄物と判断された場合は，産業廃棄物として処分又は資源として有効利用しようとするものとして扱うことができる。 なお，各 GM は，第 2 項の評価実施から産業廃棄物として処分又は資源として有効利用しようとするものとして扱うために運搬するまでの間，当該設備・機器等は，発電所内で適切に管理する。 （2）管理区域外の設備・機器等は，産業廃棄物として処分又は資源として有効利用しようとするものとして扱うことができる。 なお，各 GM は，第 2 項の評価実施から産業廃棄物として処分又は資源として有効利用しようとするものとして扱うために運搬するまでの間，当該設備・機器等は，発電所内で適切に管理する。 ※ 1：「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に係るフォールアウトによる原子力施設における資材等の安全規制上の取扱いについて」（N I S A－1 9 7 c－1 2－1（平成 2 4・0 3・2 6 原院第 1 0 号）経済産業省原子力安全・保安院）に定める降下物 ※ 2：「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に係るフォールアウトによる原子力施設における資材等の安全規制上の取扱いについて」（N I S A－1 9 7 c－1 2－1（平成 2 4・0 3・2 6 原院第 1 0 号）経済産業省原子力安全・保安院）に定める判断基準	福島第二原子力発電所 1 号炉， 2 号炉， 3 号炉及び 4 号炉の廃止措置に伴う変更

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

補正前	補正後	備考																																												
(放射性液体廃棄物の管理) 第34条 廃棄物管理GMは、表34－1に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、次の事項を管理する。また、測定した結果を当直長に通知する。 (中略) (2) 復水器冷却水放水口排水中の放射性物質（トリチウムを除く。）の放出量が、表34－2に定める放出管理目標値を超えないように努めること。 (3) 復水器冷却水放水口排水中のトリチウムの放出量が、表34－3に定める放出管理の基準値を超えないように努めること。 (中略) 表34－1 <table><tr><th>分類</th><th>測定項目</th><th>計測器種類</th><th>測定頻度</th><th>試料採取箇所</th></tr><tr><td rowspan="2">放射性液体廃棄物</td><td>放射性物質の濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td><td>試料放射能測定装置</td><td>放出の都度</td><td>・貯留槽 ・収集槽</td></tr><tr><td>トリチウム濃度</td><td>試料放射能測定装置</td><td>1ヶ月に1回</td><td>・収集タンク ・サンプル槽 ・受けタンク</td></tr></table> 表34－2 <table><tr><th>項目</th><th>放出管理目標値</th></tr><tr><td>放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)</td><td><u>1.4</u> × 10⁹ Bq / 年</td></tr></table> 表34－3 <table><tr><th>項目</th><th>放出管理の基準値</th></tr><tr><td>トリチウム</td><td>1.4 × 10¹¹ Bq / 年</td></tr></table>	分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所	放射性液体廃棄物	放射性物質の濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	放出の都度	・貯留槽 ・収集槽	トリチウム濃度	試料放射能測定装置	1ヶ月に1回	・収集タンク ・サンプル槽 ・受けタンク	項目	放出管理目標値	放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	<u>1.4</u> × 10 ⁹ Bq / 年	項目	放出管理の基準値	トリチウム	1.4 × 10 ¹¹ Bq / 年	(放射性液体廃棄物の管理) 第34条 廃棄物管理GMは、表34－1に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、次の事項を管理する。また、測定した結果を当直長に通知する。 (中略) (2) 復水器冷却水放水口排水中の放射性物質（トリチウムを除く。）の放出量が、表34－2に定める放出管理目標値を超えないように努めること。 (3) 復水器冷却水放水口排水中のトリチウムの放出量が、表34－3に定める放出管理の基準値を超えないように努めること。 (中略) 表34－1 <table><tr><th>分類</th><th>測定項目</th><th>計測器種類</th><th>測定頻度</th><th>試料採取箇所</th></tr><tr><td rowspan="2">放射性液体廃棄物</td><td>放射性物質の濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td><td>試料放射能測定装置</td><td>放出の都度</td><td>・貯留槽 ・収集槽</td></tr><tr><td>トリチウム濃度</td><td>試料放射能測定装置</td><td>1ヶ月に1回</td><td>・収集タンク ・サンプル槽 ・受けタンク</td></tr></table> 表34－2 <table><tr><th>項目</th><th>放出管理目標値</th></tr><tr><td>放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)</td><td><u>1.2</u> × 10⁹ Bq / 年</td></tr></table> 表34－3 <table><tr><th>項目</th><th>放出管理の基準値</th></tr><tr><td>トリチウム</td><td>1.4 × 10¹¹ Bq / 年</td></tr></table>	分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所	放射性液体廃棄物	放射性物質の濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	放出の都度	・貯留槽 ・収集槽	トリチウム濃度	試料放射能測定装置	1ヶ月に1回	・収集タンク ・サンプル槽 ・受けタンク	項目	放出管理目標値	放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	<u>1.2</u> × 10 ⁹ Bq / 年	項目	放出管理の基準値	トリチウム	1.4 × 10 ¹¹ Bq / 年	福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置に伴う変更
分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所																																										
放射性液体廃棄物	放射性物質の濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	放出の都度	・貯留槽 ・収集槽																																										
	トリチウム濃度	試料放射能測定装置	1ヶ月に1回	・収集タンク ・サンプル槽 ・受けタンク																																										
項目	放出管理目標値																																													
放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	<u>1.4</u> × 10 ⁹ Bq / 年																																													
項目	放出管理の基準値																																													
トリチウム	1.4 × 10 ¹¹ Bq / 年																																													
分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所																																										
放射性液体廃棄物	放射性物質の濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	放出の都度	・貯留槽 ・収集槽																																										
	トリチウム濃度	試料放射能測定装置	1ヶ月に1回	・収集タンク ・サンプル槽 ・受けタンク																																										
項目	放出管理目標値																																													
放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	<u>1.2</u> × 10 ⁹ Bq / 年																																													
項目	放出管理の基準値																																													
トリチウム	1.4 × 10 ¹¹ Bq / 年																																													